

# 浦添市墓地基本計画

平成 24 年 3 月

浦 添 市



# 目次

はじめに

序章 調査の概要.....	1
1 背景と目的 .....	1
2 計画の位置づけ .....	2
3 計画期間 .....	2
4 計画策定の体制 .....	2
第1章 浦添市の概況.....	3
1 人口の推移 .....	3
2 世帯の状況 .....	6
3 土地利用の動向 .....	8
第2章 市関連計画と墓地基本計画の関わり.....	11
1 第四次浦添市総合計画 ～太陽とみどりにあふれた国際性ゆたかな文化都市～.....	11
2 浦添市都市マスタープラン.....	12
3 浦添市緑の基本計画（ティーダヌファみどり計画）.....	13
4 浦添市景観まちづくり計画.....	13
第3章 墓地実態調査.....	15
1 墓地実態調査の概要.....	15
2 墓地実態調査結果.....	18
3 墓地面積の算出 .....	35
第4章 墓地意向調査.....	39
1 調査の概要 .....	39
2 調査結果 .....	40
第5章 墓地需要予測・調査.....	67
1 墓地需要予測期間.....	67
2 墓地の需要予測 .....	67
第6章 先進自治体事例調査.....	75
1 先進自治体事例調査の概要.....	75
2 先進自治体事例調査結果.....	77

第7章 墓地に関する課題整理.....	93
1 調査結果の分析 .....	93
2 課題整理 .....	99
第8章 基本方針 .....	101
1 基本方針について.....	101
2 個別方針について.....	104
3 浦添市墓地基本計画の推進について.....	1155
資料編	
1. 委員会、部会名簿.....	1177
2. 規則、要綱 .....	119

## はじめに



墓地の経営主体は、地方公共団体が原則であり、これによりがたい事情がある場合でも宗教法人または公益法人等に限定されております。しかし、沖縄県の墓地は戦前から独特の地域特性があり、個人が墓地経営を行ってきた経緯があります。そのことにより、個々人が所有する土地に墓地が建設され、住宅のそばに無秩序に墓地が立地されるなど、墓地と住宅地が混在する市街地が形成されてきました。特に浦添市においては近年、人口や世帯の増加によって個人墓地及び住宅地が急増し、このような市街地が増えております。住宅地への墓地立地は、地域の住環境及び都市計画に大きな支障をきたしております。

また、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第2次一括法）の成立に伴い、平成24年4月1日より墓地等の経営許可権限について県から浦添市に権限移譲がなされることとなりました。

このような状況を踏まえ、浦添市の実情に沿った適切な墓地行政の推進を目的として、平成23年4月から10月まで財団法人地方自治研究機構との共同調査事業である「浦添市における住環境整備に関する調査研究～浦添市における墓地行政について～」を実施し、平成24年3月に「浦添市墓地基本計画」を策定いたしました。

最後に、本計画の策定にあたりご支援・ご協力をいただきました財団法人地方自治研究機構様をはじめ、多大なご尽力をいただきました浦添市墓地行政検討委員会委員の皆様、貴重なご意見ご提言をいただきました市民の皆様に厚くお礼を申し上げますとともに、本計画の着実な推進・実現に向けて、なお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成24年3月

浦添市長 儀間 光 男



## 序章 調査の概要





## 序章 調査の概要

### 1 背景と目的

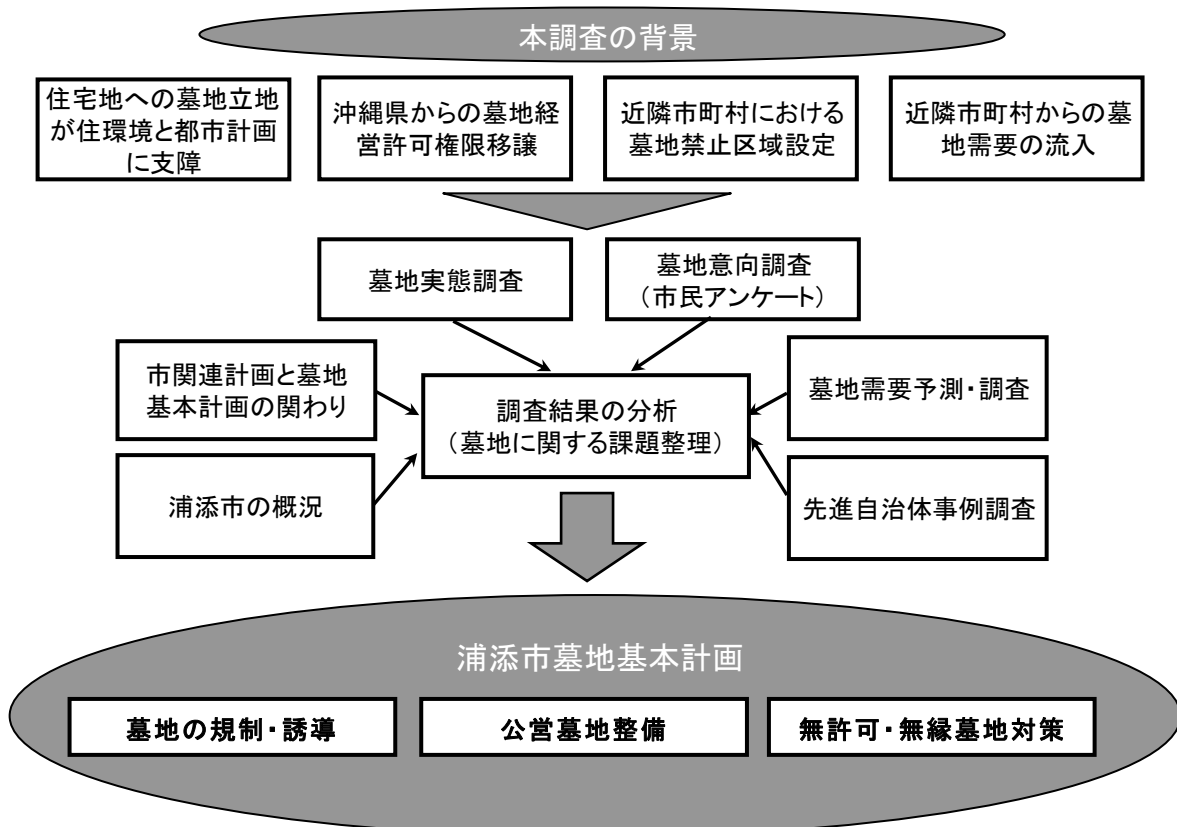
沖縄県の墓地は戦前から独特の地域特性があり、個人が墓地経営を行ってきた経緯がある。そのことにより、個々人が所有する土地に墓地が建設され、住宅のそばに無秩序に墓地が立地されるなど、墓地と住宅地が混在する市街地が形成されてきた。特に、浦添市においては近年、人口や世帯の増加によって個人墓地及び住宅地が急増し、このような市街地が増えている。住宅地への墓地立地は、地域の住環境及び都市計画に大きな支障をきたしている。一方で、墓地は誰もが必要とする施設である。

また、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号）（第2次一括法）の成立に伴い、平成24年4月1日より墓地等の経営許可権限について県から浦添市に権限移譲がなされることとなった。

さらに、近隣市町村では墓地基本計画や墓地等に関する基本方針が既に策定されており、市町村域内に墓地禁止区域の設定を予定している。そのため、当該市町村が権限移譲を受けた際には、その市町村の個人墓地の需要が浦添市に向くことが予想される。

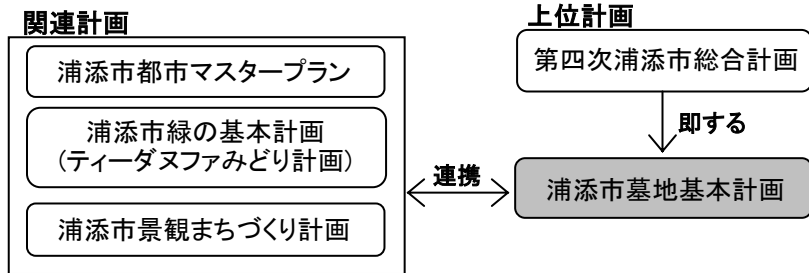
このような状況を踏まえ、浦添市では本市の実情に沿った適切な墓地行政の推進を目的として、平成23年4月～10月に（財）地方自治研究機構との共同調査事業である「浦添市における住環境整備に関する調査研究～浦添市における墓地行政について～」を実施し、平成23年11月～平成24年3月に本市の墓地行政の基本的な方向性を示す「浦添市墓地基本計画」を策定した。

#### <計画の体系>



## 2 計画の位置づけ

都市マスタープラン及び景観まちづくり計画等との関わりが大きいと、整合性のとれた浦添市墓地基本計画の策定を行うものとする。また、上位計画である第四次浦添市総合計画に即するものとする。



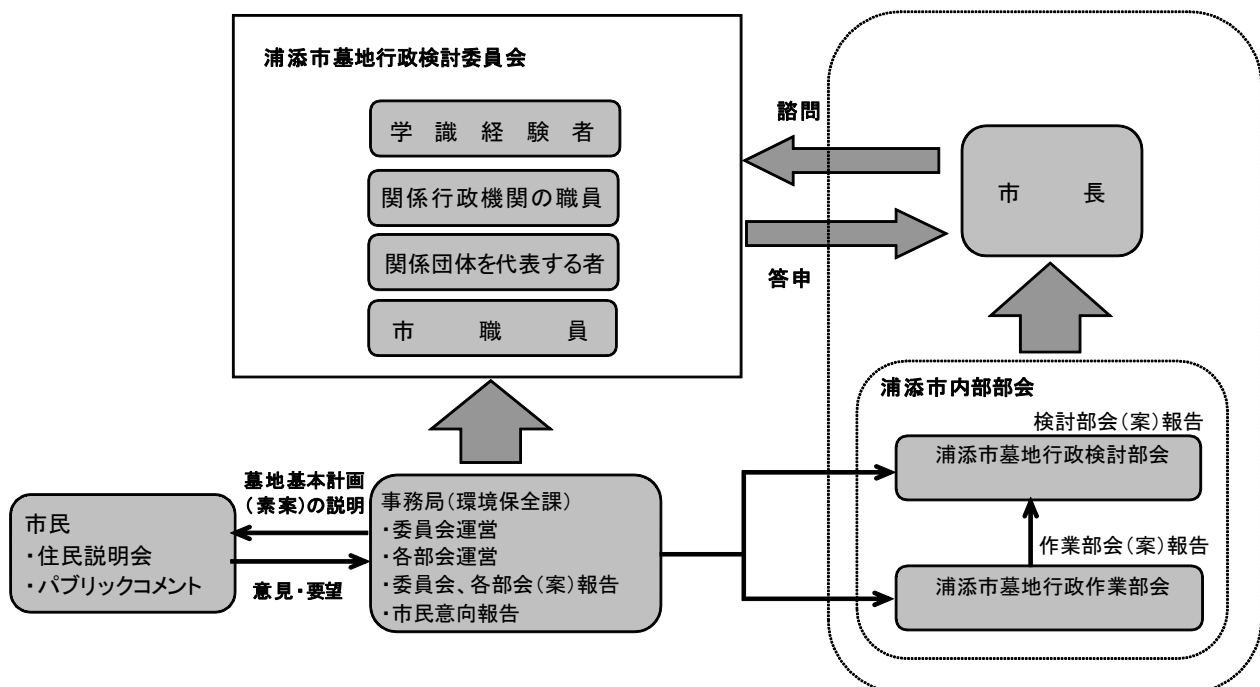
## 3 計画期間

本計画は、平成24年度から概ね20年間を計画期間とし、公共による施設型共同墓等の整備やまちづくり計画の見直しなど、墓地施策の変更を要する際に見直しを行うものとする。

## 4 計画策定の体制

幅広い見地からの意見を頂くため、学識経験者、関係行政機関の職員、関係団体を代表する者、市職員等で組織する「浦添市墓地行政検討委員会」を設置するとともに、まちづくり諸施策との整合性を図るため、行政内部に検討部会（関係課課長級）及び作業部会（関係課係長級）を設置し検討を行った。

また、本計画はこれまでの墓地行政から大きな変革を求める内容になるため、市民の意見を広く求める必要がある。そのため、住民説明会及びパブリックコメントを実施した。



## 第 1 章 浦添市の概況



# 第1章 浦添市の概況

## 1 人口の推移

国勢調査における平成22年の浦添市の人口は、110,351人となっている。人口の推移（昭和45年～平成22年）をみると、41,768人から高い成長率で推移し、平成22年までに2.64倍になっている。

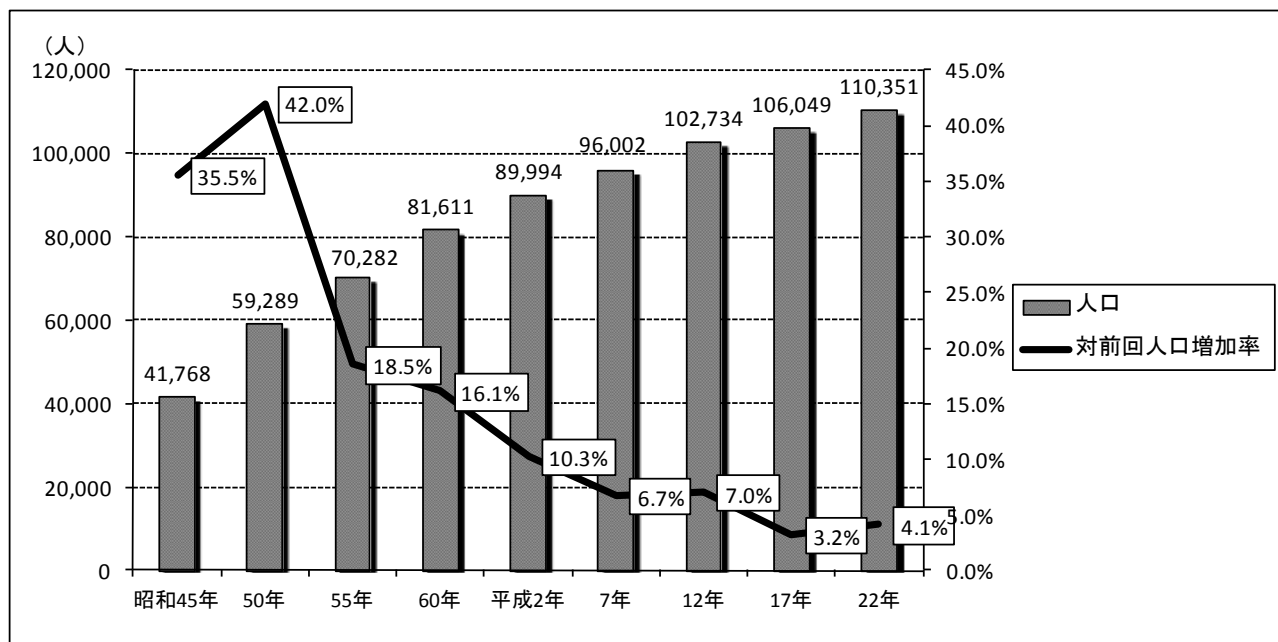
人口増加率は、平成7年以降は10%以下と鈍化しているものの、未だ人口は増加し続けている。

図表 1-1 人口及び世帯の概況（国勢調査人口の推移：各年10月1日現在）（単位：人、世帯、%）

年次	人 口				世 帯 数		一世帯 当り人員	
	対前回人口 増加率	男	女	対前回世帯 増加率				
昭和45	1970	41,768	35.5%	20,362	21,406	10,085	38.8%	4.1
50	1975	59,289	42.0%	29,382	29,907	15,063	49.4%	3.9
55	1980	70,282	18.5%	34,773	35,509	19,112	26.9%	3.7
60	1985	81,611	16.1%	40,547	41,064	23,579	23.4%	3.5
平成2	1990	89,994	10.3%	44,316	45,678	27,749	17.7%	3.2
7	1995	96,002	6.7%	47,360	48,642	31,445	13.3%	3.1
12	2000	102,734	7.0%	50,440	52,294	35,884	14.1%	2.9
17	2005	106,049	3.2%	52,128	53,921	38,314	6.8%	2.8
22	2010	110,351	4.1%	53,948	56,403	40,927	6.8%	2.7

資料：統計うらそえ（平成17年国勢調査）及び平成22年人口確報値

図表 1-2 人口の推移



資料：統計うらそえ（平成17年国勢調査）及び平成22年人口確報値

5歳階級別人口の推移（平成2～平成17年）をみると、15歳未満の子どもの数（年少人口）は平成2年に23,236人（25.8%）、平成17年は21,528人（20.3%：県平均18.7%）、65歳以上の高齢者（老年人口）の数は平成2年に5,515人（6.1%）、平成17年は13,169人（12.4%：県平均16.1%）と、子どもの数や総人口に占める割合は減少し、高齢者の数や総人口に占める割合は増加するなど、県平均と比べ緩やかではあるが少子高齢化が進行している。

図表 1-3 5歳階級別人口の推移

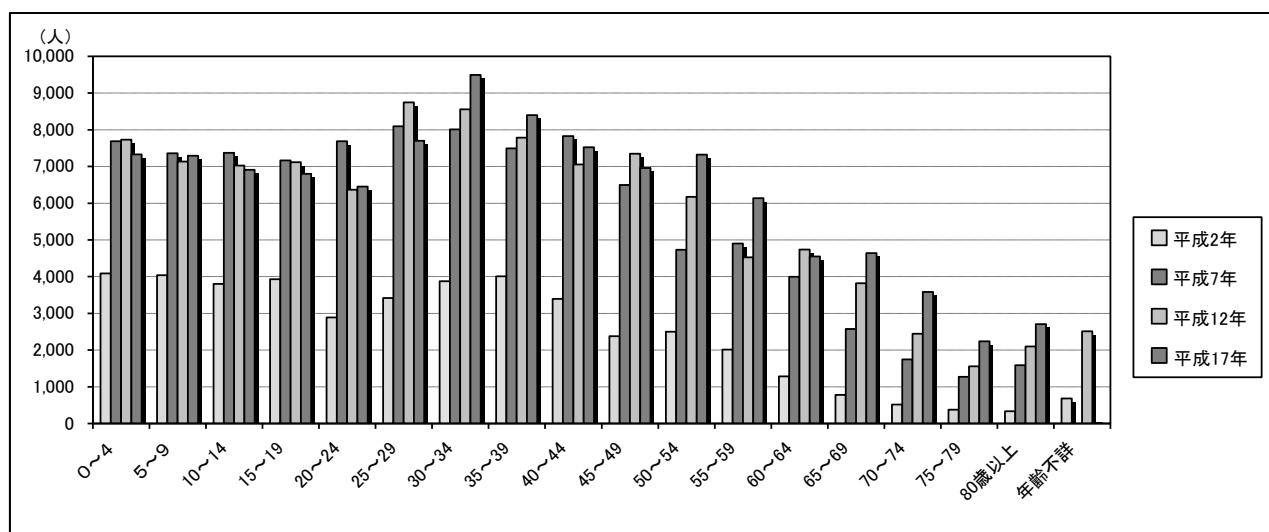
（単位：人）

	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
<b>総数</b>	<b>89,994</b>	<b>100.0%</b>	<b>96,002</b>	<b>100.0%</b>	<b>102,734</b>	<b>100.0%</b>	<b>106,049</b>	<b>100.0%</b>
0～4	7,944	8.8%	7,687	8.0%	7,732	7.5%	7,327	6.9%
5～9	7,830	8.7%	7,360	7.7%	7,133	6.9%	7,293	6.9%
10～14	7,462	8.3%	7,373	7.7%	7,027	6.8%	6,908	6.5%
<b>年少人口</b>	<b>23,236</b>	<b>25.8%</b>	<b>22,420</b>	<b>23.4%</b>	<b>21,892</b>	<b>21.3%</b>	<b>21,528</b>	<b>20.3%</b>
15～19	7,857	8.7%	7,165	7.5%	7,116	6.9%	6,800	6.4%
20～24	6,222	6.9%	7,689	8.0%	6,368	6.2%	6,455	6.1%
25～29	7,178	8.0%	8,097	8.4%	8,747	8.5%	7,699	7.3%
30～34	7,705	8.6%	8,011	8.3%	8,561	8.3%	9,498	9.0%
35～39	7,971	8.9%	7,491	7.8%	7,783	7.6%	8,398	7.9%
40～44	6,615	7.4%	7,828	8.2%	7,055	6.9%	7,527	7.1%
45～49	4,840	5.4%	6,494	6.8%	7,347	7.2%	6,957	6.6%
50～54	4,960	5.5%	4,733	4.9%	6,171	6.0%	7,324	6.9%
55～59	4,035	4.5%	4,902	5.1%	4,526	4.4%	6,137	5.8%
60～64	2,735	3.0%	3,998	4.2%	4,739	4.6%	4,548	4.3%
<b>生産年齢人口</b>	<b>60,118</b>	<b>66.8%</b>	<b>66,408</b>	<b>69.2%</b>	<b>68,413</b>	<b>66.6%</b>	<b>71,343</b>	<b>67.3%</b>
65～69	1,821	2.0%	2,571	2.7%	3,818	3.7%	4,641	4.4%
70～74	1,369	1.5%	1,746	1.8%	2,448	2.4%	3,582	3.4%
75～79	1,044	1.2%	1,270	1.3%	1,555	1.5%	2,241	2.1%
80歳以上	1,281	1.4%	1,585	1.7%	2,096	2.0%	2,705	2.6%
<b>老年人口</b>	<b>5,515</b>	<b>6.1%</b>	<b>7,172</b>	<b>7.5%</b>	<b>9,917</b>	<b>9.7%</b>	<b>13,169</b>	<b>12.4%</b>
年齢不詳	1,125	1.3%	2	0.0%	2,512	2.4%	9	0.0%

※表中の割合は、四捨五入している為、単純に合計すると表中の合計値と一致しない場合がある。

資料：統計うらそえ（平成17年国勢調査）

図表 1-4 5歳階級別人口の推移



資料：統計うらそえ（平成17年国勢調査）

人口動態をみると、昭和60年度から平成12年度までは、自然増加（出生数＞死亡者数）と社会増加（転入数＞転出数）の両面で人口が増加しているが、平成13年度以降は、転出者数が転入者数を上回り、社会動態はマイナスに転じている。

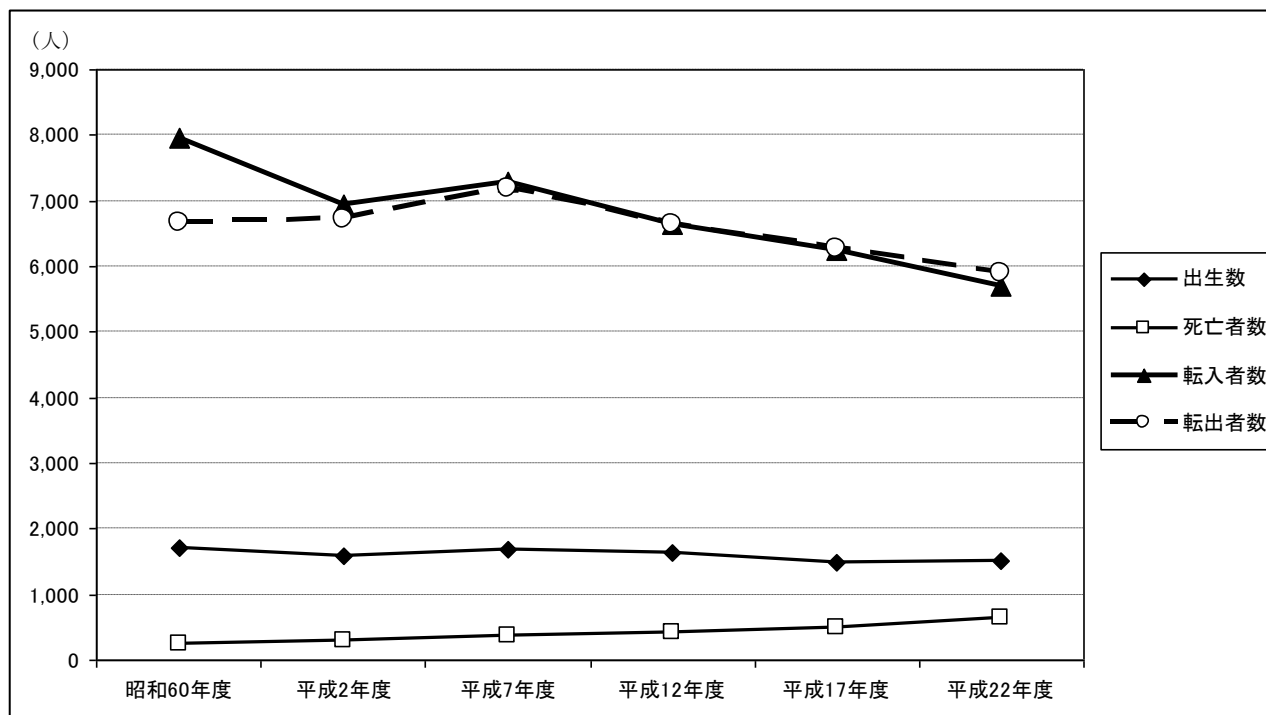
また、自然動態において死亡者数は経年的に増加しているが、平成17年度以降、出生数は概ね1,500人で安定しており、自然増加数も平成17年度以降は概ね1,000人弱で安定している。

図表 1-5 人口動態 (単位：人)

	自然動態			社会動態		
	出生数	死亡者数	増減	転入者数	転出者数	増減
昭和60年度	1,701	240	1,461	7,952	6,677	1,275
平成2年度	1,599	308	1,291	6,938	6,725	213
平成7年度	1,689	372	1,317	7,297	7,195	102
平成12年度	1,635	418	1,217	6,650	6,637	13
平成17年度	1,478	503	975	6,251	6,279	-28
平成22年度	1,507	654	853	5,698	5,894	-196

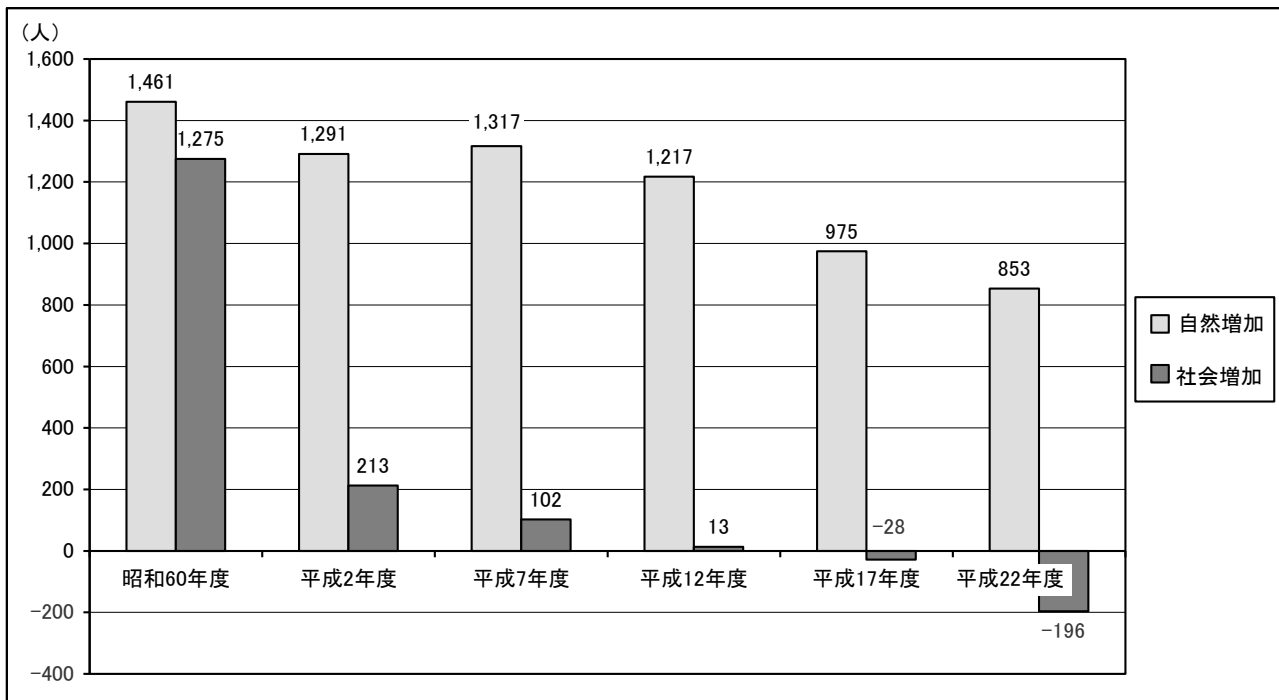
資料：統計うらそえ（市民課）

図表 1-6 出生数等の推移



資料：統計うらそえ（市民課）

図表 1-7 人口動態の推移



資料：統計うらそえ（市民課）

## 2 世帯の状況

世帯数の推移をみると、平成2年の26,960世帯から平成17年の38,261世帯まで一貫して増加しており、この15年間で1万世帯以上（11,301世帯）の増加となっている。世帯数の増加に対し、一世帯あたりの人員は逆に平成2年の3.25人から平成17年の2.74人まで一貫して減少している。

世帯構成では、核家族世帯＋単独世帯の比率が平成2年の89.5%から平成17年には91.0%となり、世帯構成の約9割を占めている。また、総世帯数に占める高齢者のみ世帯（高齢单身及び高齢夫婦世帯）の状況を見ると、平成2年の1,239世帯（4.6%）から平成17年には3,944世帯（10.3%）と大きく増加している。

図表 1-8 一般世帯の状況

（単位：世帯、%）

	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	世帯数	%	世帯数	%	世帯数	%	世帯数	%
一般世帯数	26,960	100.0%	31,334	100.0%	34,542	100.0%	38,261	100.0%
核家族世帯数	19,171	71.1%	21,372	68.2%	23,663	68.5%	24,754	64.7%
単独世帯数	4,956	18.4%	6,875	21.9%	7,933	23.0%	10,047	26.3%
高齢者のみ世帯数	1,239	4.6%	1,751	5.6%	2,832	8.2%	3,944	10.3%
高齢单身世帯数	621	2.3%	887	2.8%	1,393	4.0%	1,936	5.1%
高齢夫婦世帯数	618	2.3%	864	2.8%	1,439	4.2%	2,008	5.2%
1世帯（一般世帯）あたり人員	3.25人		3.00人		2.86人		2.74人	

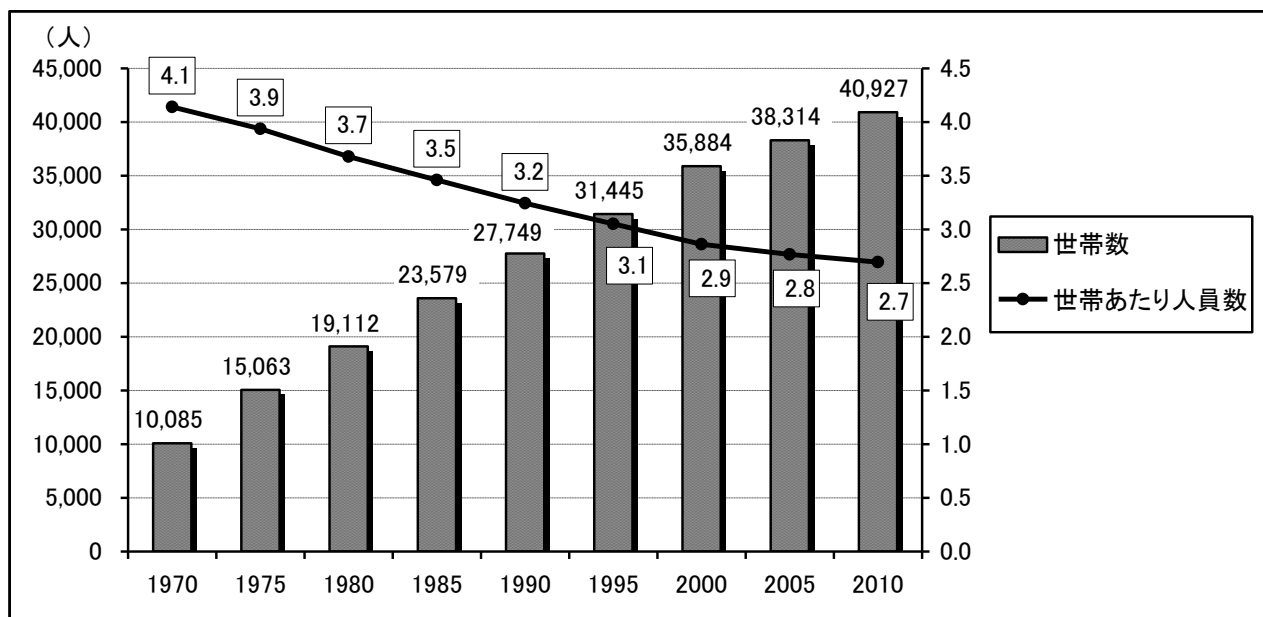
高齢单身世帯：65歳以上の单身世帯

高齢夫婦世帯：男性65歳、女性60歳以上の夫婦世帯

資料：国勢調査

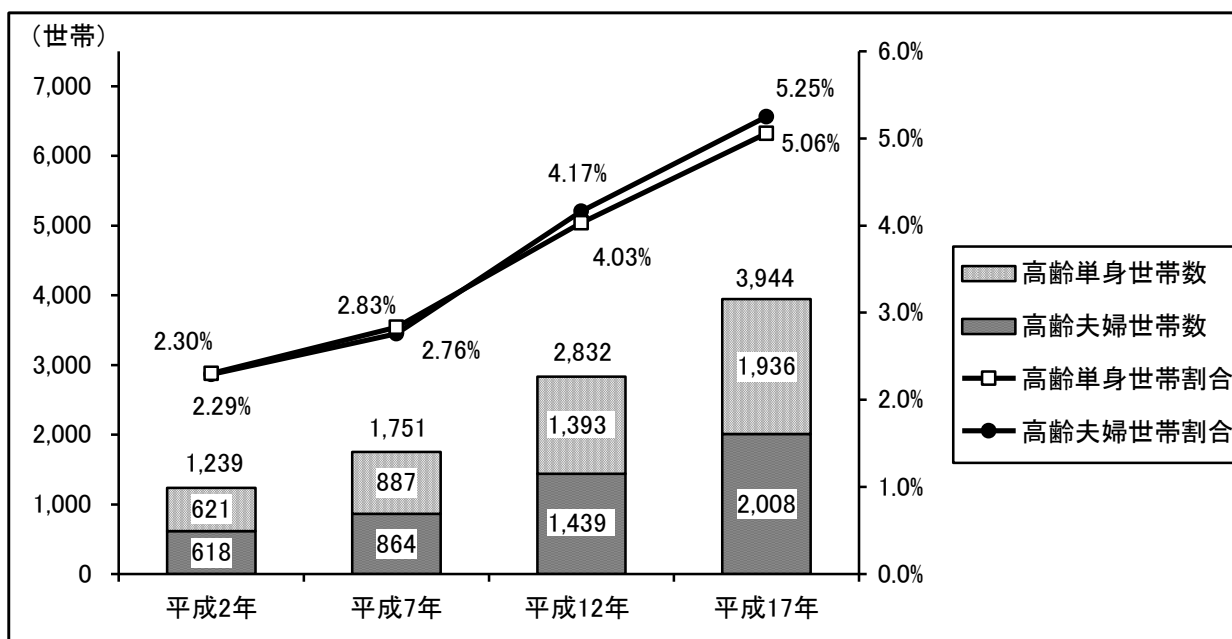


図表 1-9 総世帯数及び世帯（総世帯）あたり人員数の推移



資料：統計うらそえ（平成17年国勢調査）及び平成22年人口速報集計

図表 1-10 高齢者のみ世帯の状況



資料：国勢調査

### 3 土地利用の動向

平成 21 年の総面積は 19,090 k<sup>2</sup>でその内、宅地が 7,859 k<sup>2</sup> (41.2%) で最も大きな割合を占めており、次いでその他 5,088 k<sup>2</sup> (26.7%)、軍用地 2,658 k<sup>2</sup> (13.9%)、雑種地 1,651 k<sup>2</sup> (8.6%)、原野 1,014 k<sup>2</sup> (5.3%)、畑 0,775 k<sup>2</sup> (4.1%)、池沼 0,045 k<sup>2</sup> (0.2%) となっている。

昭和 47 年の総面積は 18,604 k<sup>2</sup>で、宅地 4,110 k<sup>2</sup> (22.1%)、その他 3,291 k<sup>2</sup> (17.7%)、軍用地 3,050 k<sup>2</sup> (16.4%)、雑種地 (データなし)、原野 2,117 k<sup>2</sup> (11.4%)、畑 6,036 k<sup>2</sup> (32.4%)、池沼 (データなし) となっている。

昭和 47 年から平成 21 年の間で原野や畑が減少しているのに対して、宅地が増加していることから市街地化の進行が顕著であることが伺える。

図表 1-11 地目別土地面積推移

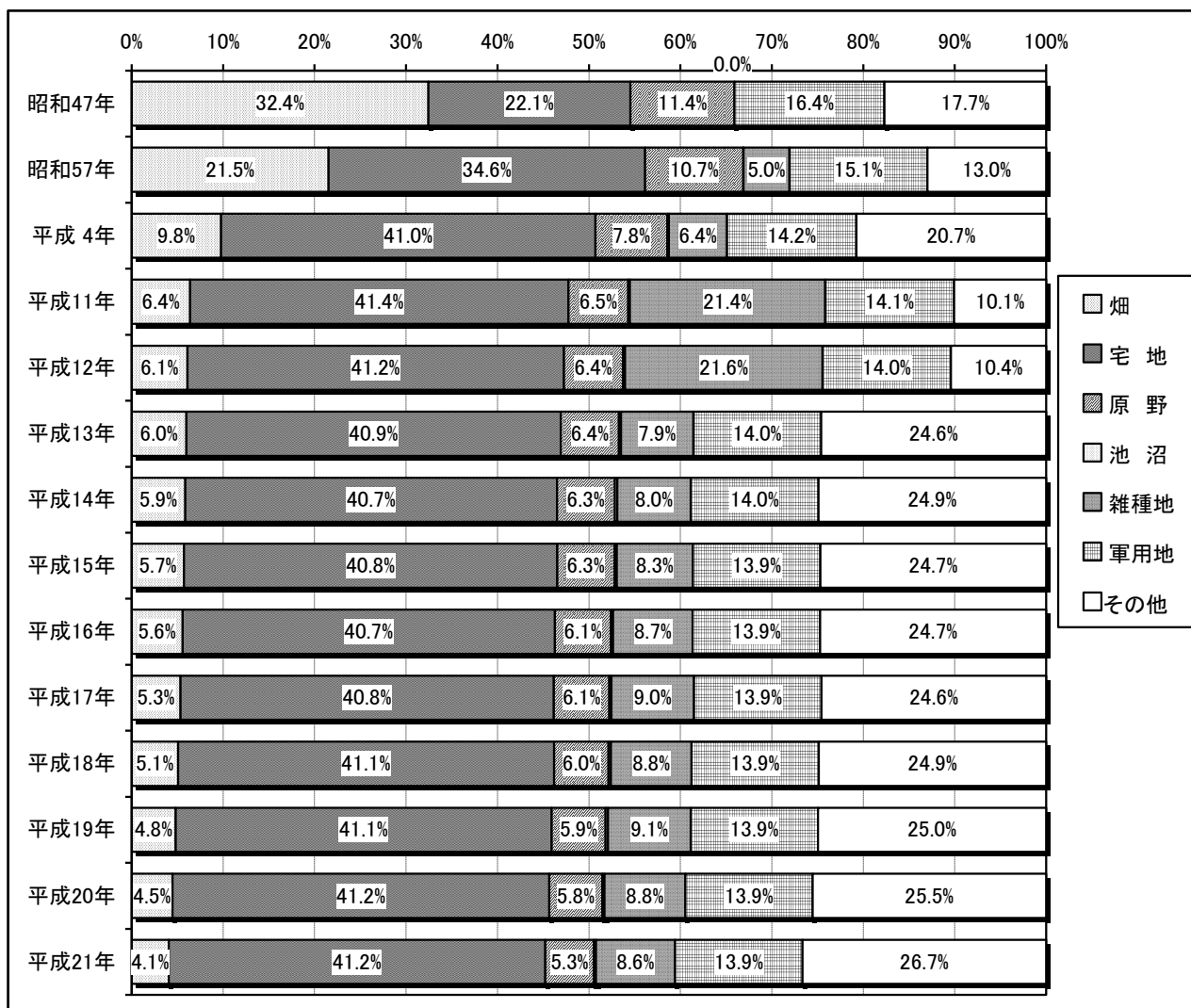
(単位 : k<sup>2</sup>)

年次	総面積	畑	宅地	原野	池沼	雑種地	軍用地	その他
昭和47年	18,604	6,036	4,110	2,117	-	-	3,050	3,291
昭和57年	18,273	3,934	6,327	1,962	0,002	0,918	2,758	2,372
平成4年	18,820	1,838	7,709	1,476	0,031	1,197	2,666	3,903
11	18,937	1,210	7,837	1,237	0,031	4,046	2,668	1,908
12	19,000	1,158	7,824	1,225	0,046	4,100	2,668	1,979
13	19,060	1,138	7,805	1,212	0,046	1,507	2,666	4,686
14	19,060	1,116	7,752	1,207	0,046	1,529	2,666	4,744
15	19,060	1,092	7,778	1,195	0,046	1,586	2,658	4,705
16	19,060	1,062	7,757	1,171	0,046	1,655	2,658	4,711
17	19,060	1,018	7,783	1,155	0,046	1,715	2,658	4,685
18	19,090	0,972	7,846	1,138	0,046	1,685	2,658	4,745
19	19,090	0,919	7,850	1,126	0,046	1,728	2,658	4,763
20	19,090	0,855	7,865	1,107	0,045	1,686	2,658	4,874
21	19,090	0,775	7,859	1,014	0,045	1,651	2,658	5,088
昭和47年	100.0%	32.4%	22.1%	11.4%	-	-	16.4%	17.7%
昭和57年	100.0%	21.5%	34.6%	10.7%	0.0%	5.0%	15.1%	13.0%
平成4年	100.0%	9.8%	41.0%	7.8%	0.2%	6.4%	14.2%	20.7%
11	100.0%	6.4%	41.4%	6.5%	0.2%	21.4%	14.1%	10.1%
12	100.0%	6.1%	41.2%	6.4%	0.2%	21.6%	14.0%	10.4%
13	100.0%	6.0%	40.9%	6.4%	0.2%	7.9%	14.0%	24.6%
14	100.0%	5.9%	40.7%	6.3%	0.2%	8.0%	14.0%	24.9%
15	100.0%	5.7%	40.8%	6.3%	0.2%	8.3%	13.9%	24.7%
16	100.0%	5.6%	40.7%	6.1%	0.2%	8.7%	13.9%	24.7%
17	100.0%	5.3%	40.8%	6.1%	0.2%	9.0%	13.9%	24.6%
18	100.0%	5.1%	41.1%	6.0%	0.2%	8.8%	13.9%	24.9%
19	100.0%	4.8%	41.1%	5.9%	0.2%	9.1%	13.9%	25.0%
20	100.0%	4.5%	41.2%	5.8%	0.2%	8.8%	13.9%	25.5%
21	100.0%	4.1%	41.2%	5.3%	0.2%	8.6%	13.9%	26.7%

(注) 総面積は、国土交通省国土地理院の「全国都道府県市町村別面積調」による。その他は、総面積から畑、宅地(事業所敷地を含む)、原野、池沼(車海老養殖場含む)、雑種地(埋立地含む)、軍用地を差引いた数値である。

資料 : 統計うらそえ(資産税課)

図表 1-12 土地利用の動向



資料：統計うらそえ（資産税課）



## 第2章 市関連計画と墓地基本計画の関わり



## ◆ 第2章 市関連計画と墓地基本計画の関わり

浦添市墓地基本計画に関連する計画としては、「浦添市総合計画」「浦添市都市マスタープラン」「浦添市景観まちづくり計画」等が挙げられる。

### 1 第四次浦添市総合計画 ～太陽とみどりにあふれた国際性ゆたかな文化都市～

この計画は、浦添市の将来を展望するまちづくりの基本となる計画で、墓地については「政策4 安全安心でやすらぎにみちた快適環境都市～自然と共生するやさしいまち～」の「施策4-6 環境にやさしいまちづくりの推進」で位置づけられている。

項目	内容
計画の期間	2011年度から2020年度
人口フレーム	2020年に12万人を想定
都市像	「てだこの都市・浦添」
まちづくりの基本理念	「人間尊重」・「自立」・「平和」
まちづくりの目標	「～太陽とみどりにあふれた 国際性ゆたかな文化都市～」
まちづくりの方向	<p><b>【政策4】安全安心でやすらぎにみちた快適環境都市 ～自然と共生するやさしいまち～</b></p> <p>施策4-6 環境にやさしいまちづくりの推進</p> <p>施策のめざす方向 墓地については、墓地埋葬法に基づいて緑豊かな墓地経営に努めます。</p> <p>施策に関する市民の声 墓地が目立ちすぎる</p> <p>現状と課題 限られた市域のなかで、墓地の確保は難しい環境にあります。今後は、墓地埋葬法の趣旨や美しいまちづくりの観点から、「墓地基本計画」による計画的な墓地行政のあり方が求められています。</p> <p>具体的な取り組み 4-6-5 墓苑の整備 ①民間霊園における緑化など、適正管理を促進します。 ②墓地の実態調査を実施するとともに、墓地行政の指針となる「墓地基本計画」を策定します。</p>
リーディングプランを推進するための具体的な取り組み	<p>プラン5 「ウラオソイ回廊プラン」</p> <p>2. 水とみどりの回廊づくり</p> <p>4-6-5 墓苑の整備</p> <p>①民間霊園における緑化など、適正管理を促進</p>

## 2 浦添市都市マスタープラン

この計画は、長期的な視点に立った将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を明らかにするものである。墓地については、都市環境に関する方針の「(2) 公園・緑地」で位置づけられている。

項目	内容
計画の期間	2000年から2020年
都市づくりの理念	「先代から受け継いだ歴史・文化遺産を守り育て継承する。」 「優れた自然環境を保全育成し、豊かな都市環境形成に向けて活用する。」 「ベットタウン都市から多角機能都市へと自立する。」 「住民が誇りと愛着をもてる街づくりを推進する。」 「全ての人に優しく安心して住める街づくりを推進する。」
将来都市像	「住みやすい都市」
都市形成の目標	①住む： 「クサティ森に囲まれ安心して住める安らぎの街；ピースタウン・浦添」 ②働く： 「良好な都市環境に囲まれ快適に働ける自立都市；アメニティタウン・浦添」 ③憩う： 「太陽・海・緑、自然の薫り漂うくつろぎの街；リゾートタウン・浦添」 ④学ぶ： 「歴史・文化、世界と触れあう国際交流都市；カルチャータウン・浦添」
全体構想	1. 土地利用に関する方針 2. 市街地整備に関する方針 3. 都市施設に関する方針 4. 都市環境に関する方針 5. 防災まちづくりに関する方針 6. 福祉のまちづくりに関する方針
都市環境に関する方針	(2) 公園・緑地 3) 墓園の整備 本市においては、旧集落周辺や市街地内に墓地が散在している状況が見受けられる。また、公共事業に伴う墓地の移転や市民の墓地需要など今後も墓地整備の必要性が高まるものと考えられる。 このため、墓園の整備にあたっては、土地利用や都市景観への配慮といった視点も含めた検討を行い、墓地需要に適切に対応していくものとする。

※現在、更新作業中



### 3 浦添市緑の基本計画（ティーダヌファみどり計画）

この計画は、都市構造やみどりの現状を踏まえ、将来に向け、みどりの効用を最大限に生かしたまちづくりを推進するものである。墓地に関する記述はない。

項目	内容
計画の期間	2000年から2015年
基本理念	ティーダヌファのみどりのまち
基本方針	ひと・みどり・いきいきネットワーク (1) 浦添らしい景を物語り、太い幹や根っことなるみどりをまもり生かします (2) まちなかのみずみずしい景をつなげる、大きな樹冠のみどりをつくりそだてます (3) 次世代への財産となるティーダヌファをみんなで大きくそだてます
みどりのまちづくり施策	浦添の風景をとどめるみどりをまもりそだてる 暮らしに息づくゆかりのみどりをまもる 枝となるみどりの回廊をつくる 花や実となるみどりの拠点をつくる 葉っぱとなるみどりのまちなみをつくる みどりのグランドワークを推進する まちにみどりの芽をひろげる

### 4 浦添市景観まちづくり計画

この計画は、行政と市民・企業・NPOなどが一緒になって、浦添の自然、歴史、文化等を活かし、地域の美しい風景を守り、育て、および創造する協働の景観まちづくりを推進し、誇りと愛着の持てる「てだこの都市・浦添」の実現に寄与し、良好な景観の次世代への継承に資するものである。墓地については、類型別景観まちづくり方針の「伝統集落地区」及び「市街化調整区域地区」、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（法第8条第2項第3号）の「建築物および工作物」及び「土地の形質の変更」で記述されている。

項目	内容
計画の期間	2007年から2016年
基本理念	てだこ市民によるウラオソイ風景づくり
目標	①てだこ市民が率先して取り組む協働の景観まちづくり ②てだこまちの緑と水辺と微地形を活かした景観まちづくり ③てだこ市民の心を結ぶ歴史文化の薫る景観まちづくり ④てだこまちの活力と国際性を活かした景観まちづくり

骨格別景観まちづくり方針	①緑の両翼地区 ②水と緑の大循環地区 ③歴史文化のよりどころ地区 ④市を貫く軸線地区														
類型別景観まちづくり方針	①伝統集落地区 目標基準 (1) クサティ森を守る ③クサティ森にある個人の墓地等の緑化を促す ②住宅市街地地区 ③既存区画整理・開発団地地区 ④商業・業務地区 ⑤工業・流通地区 ⑥跡地利用・新規開発地区 ⑦市街化調整区域地区 方針－2 周辺景観と調和した農地利用や墓園利用等を誘導する 目標の姿 農地や墓園等は緑の中に覆われ、周辺の風景になじんでいる 目標基準 (3) 墓園等を緑化する ①墓園や修理工場等、住居用以外の建造物は積極的に緑化推進など修景に努める ②墓園等の駐車場など附属施設は、緑化や生け垣、透水性舗装等に努める														
良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（法第8条第2項第3号）	1. 建築物および工作物 特定届出対象行為（浦添市景観まちづくり条例第16条関係） <table border="1" data-bbox="472 1106 1441 1406"> <thead> <tr> <th>行為</th> <th>用途・項目</th> <th>規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（法第16条第1項第2号関係）</td> <td>(12)墓園類</td> <td>高さが13m(当該工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該工作物の高さが5mかつ地盤面から当該工作物の上端までの高さが13m)を超えるもの又は建造面積が500㎡を超えるもの</td> </tr> </tbody> </table> 5. 土地の形質の変更 <table border="1" data-bbox="472 1482 1441 1671"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>景観形成基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 変更後の措置</td> <td>墓園の建設などによる土地の形質の変更後は、原則として対象範囲の5%以上の緑地を設けることとし、主に外周部に樹木等による緑化修景を行うものとする</td> </tr> </tbody> </table> 届出対象行為（浦添市景観まちづくり条例第14条関係） <table border="1" data-bbox="472 1747 1441 1921"> <thead> <tr> <th>行為</th> <th>規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地の形質の変更</td> <td>土地の面積が500㎡を超えるもの又は高さが5mかつ長さが10mを超えるのり面若しくは擁壁を生ずるもの</td> </tr> </tbody> </table>	行為	用途・項目	規模	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（法第16条第1項第2号関係）	(12)墓園類	高さが13m(当該工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該工作物の高さが5mかつ地盤面から当該工作物の上端までの高さが13m)を超えるもの又は建造面積が500㎡を超えるもの	項目	景観形成基準	1. 変更後の措置	墓園の建設などによる土地の形質の変更後は、原則として対象範囲の5%以上の緑地を設けることとし、主に外周部に樹木等による緑化修景を行うものとする	行為	規模	土地の形質の変更	土地の面積が500㎡を超えるもの又は高さが5mかつ長さが10mを超えるのり面若しくは擁壁を生ずるもの
行為	用途・項目	規模													
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（法第16条第1項第2号関係）	(12)墓園類	高さが13m(当該工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該工作物の高さが5mかつ地盤面から当該工作物の上端までの高さが13m)を超えるもの又は建造面積が500㎡を超えるもの													
項目	景観形成基準														
1. 変更後の措置	墓園の建設などによる土地の形質の変更後は、原則として対象範囲の5%以上の緑地を設けることとし、主に外周部に樹木等による緑化修景を行うものとする														
行為	規模														
土地の形質の変更	土地の面積が500㎡を超えるもの又は高さが5mかつ長さが10mを超えるのり面若しくは擁壁を生ずるもの														
景観まちづくり重点地区	仲間重点地区														

## 第 3 章 基地実態調査



## 第3章 墓地実態調査

### 1 墓地実態調査の概要

#### (1) 墓地の形態

「墓地、埋葬等に関する法律施行細則」によると、墓地の経営は地方公共団体と法人（宗教法人、公益法人）を原則としている。しかし、本県の場合、県民の宗教的感情及び公営墓地等が利用できないなど、やむを得ない事情があるとして個人墓地を容認してきた。

沖縄の墓地は、村墓のように共同体の構成員を合葬する共同墓地に始まり、その後、門中墓や家族墓などの個人墓地が主流となり、近年では公営墓地や法人墓地の整備も進められている。門中墓、模合墓、家族墓は個人墓地に分類される。

本県の墓地を管理形態、墓地の種類別及び墳墓形態別に整理すると以下のように区分される。

図表 3-1 管理形態別の墓地

- ・ 公営墓地：市町村又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合が経営する墓地
- ・ 法人墓地：宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人、墓地等の経営を目的に設立された公益社団法人又は公益法人が経営する墓地
- ・ 共同墓地：町又は字の区域その他自治会等地縁に基づいて形成された地域共同体的な団体等が経営する墓地
- ・ 個人墓地：個人が自己又は親族のために限り設置する墓地

図表 3-2 墓地の種類

- ・ 村 墓：集落や地域（村など）共同体の構成員の遺骨を納める墓
- ・ 門 中 墓：父系親族集団（門中）の構成員の遺骨を納める墓
- ・ 模 合 墓：友人や知人の遺骨を納める墓
- ・ 家 族 墓：家族単位で遺骨を納め、一般には長男によって継承される墓
- ・ 施設型共同墓：公共や民間等が運営するもので大きな墳墓（納骨堂等を含む）に複数の遺骨を納める墓

図表 3-3 墳墓形態

- |     |   |                                |
|-----|---|--------------------------------|
| 横穴式 | — | 洞穴墓……自然の洞穴を利用したもの              |
|     | — | 壁がん墓……崖の中腹を掘りこんだもの             |
|     | — | 亀甲墓……一般に丘を掘り込んで造り、亀の甲羅の形状をしている |
|     | — | 破風墓……屋根の形態が破風形（合掌形）の形状をしている    |
|     | — | 平葺墓……屋根が平坦で傾斜している、構造は亀甲墓と似ている  |
|     | — | 掘込墓……岩や山を掘りぬいたもの               |
| 平地式 | — | 家形墓……平地式の破風墓等で近年多く造られている       |
|     | — | 箱型墓……ブロック積みの小規模な墓              |
|     | — | 塔式墓……箱型墓に石塔を立てたもの              |

図表 3-3 墳墓形態 (続き)



洞穴墓



壁がん墓



亀甲墓



破風墓



平葺墓



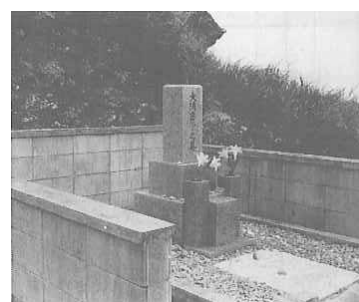
掘込墓



家型墓

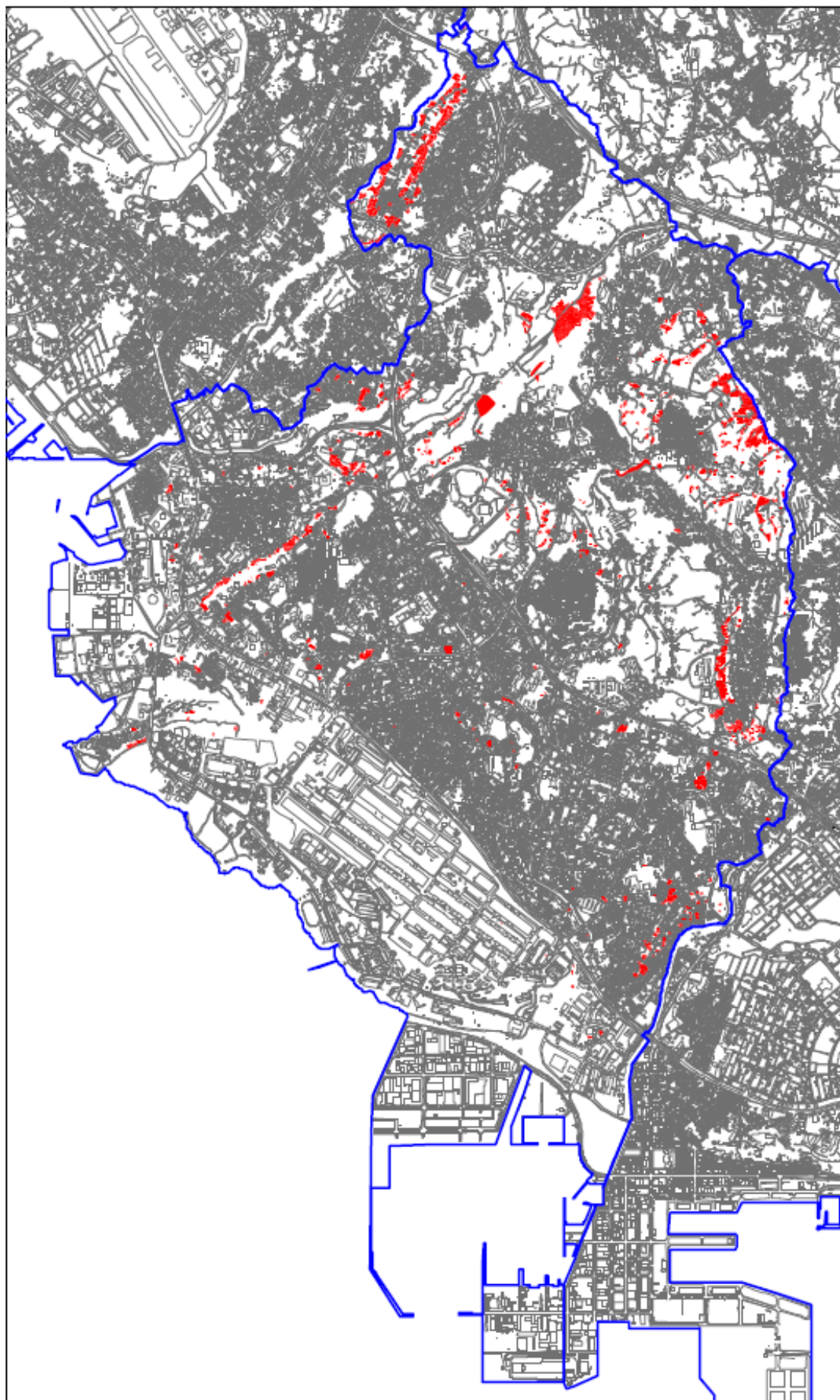


箱形墓



搭式墓

図表 3-4 浦添市内の墓地分布図



## 2 墓地実態調査結果

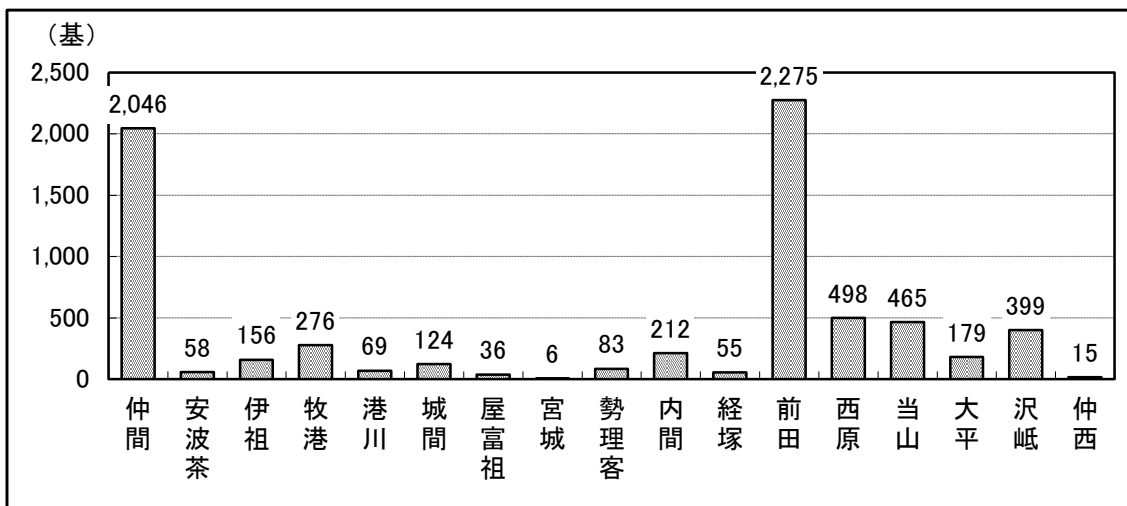
※各表中の割合は四捨五入している為、合計の値と一致しない場合がある。

### (1) 墳墓数

墓地実態調査における浦添市の墳墓数は、計 6,952 基（空き墓（182 基）含む）である。

字別の内訳を見ると、「前田」が 2,275 基（32.7%）と最も多く、次いで、「仲間」2,046 基（29.4%）、「西原」498 基（7.2%）、「当山」465 基（6.7%）、「沢岷」399 基（5.7%）、「牧港」276 基（4.0%）、「内間」212 基（3.0%）、「大平」179 基（2.6%）、「伊祖」156 基（2.2%）、「城間」124 基（1.8%）、「勢理客」83 基（1.2%）、「港川」69 基（1.0%）、「安波茶」58 基（0.8%）、「経塚」55 基（0.8%）、「屋富祖」36 基（0.5%）、「仲西」15 基（0.2%）、「宮城」6 基（0.1%）となっている。「前田」と「仲間」に浦添市全体の約 6 割が集中している。

図表 3-5 字別墳墓数 (N=6,952)



	字名	墳墓数	割合		字名	墳墓数	割合
1	仲間	2,046	29.4%	10	内間	212	3.0%
2	安波茶	58	0.8%	11	経塚	55	0.8%
3	伊祖	156	2.2%	12	前田	2,275	32.7%
4	牧港	276	4.0%	13	西原	498	7.2%
5	港川	69	1.0%	14	当山	465	6.7%
6	城間	124	1.8%	15	大平	179	2.6%
7	屋富祖	36	0.5%	16	沢岷	399	5.7%
8	宮城	6	0.1%	17	仲西	15	0.2%
9	勢理客	83	1.2%		浦添市内墓地数	6,952	100.0%



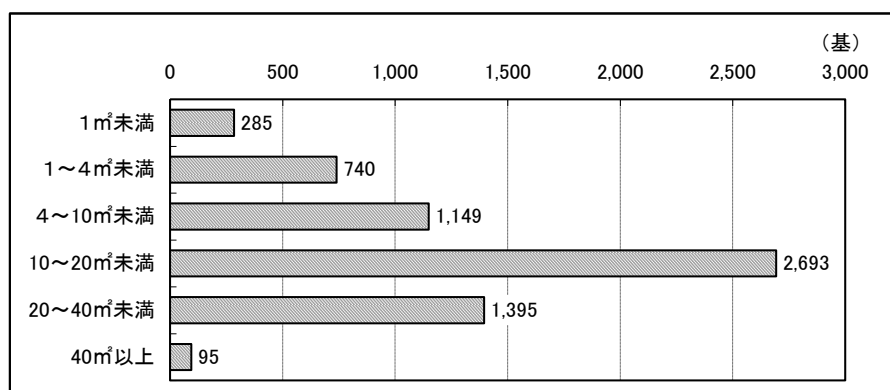
(2) 墓地の規模

1) 平地式

浦添市内の6,952基のうち6,357基(91.4%)は平地式の墓地で、595基(8.6%)は横穴式(掘り込み式)の墓地である。平地式墓地を規模別で見ると、「10~20㎡未満」が2,693基(38.7%)で最も多く、次いで「20~40㎡未満」1,395基(20.1%)、「4~10㎡未満」1,149基(16.5%)、「1~4㎡未満」740基(10.6%)、「1㎡未満」285基(4.1%)、「40㎡以上」95基(1.4%)の順である。

「10~20㎡未満」の墓地については、特に「仲間」(1,062基)と「前田」(1,037基)の2字が多い。

図表 3-6 墓地の規模(平地式) (N=6,357)



墓地の規模	浦添市計	仲間	安波茶	伊祖	牧港	港川	城間	屋富祖	宮城
	1㎡未満	285 4.1%	139 6.8%	4 6.9%	11 7.1%	23 8.3%	3 4.3%	7 5.6%	0 0.0%
1~4㎡未満	740 10.6%	172 8.4%	1 1.7%	2 1.3%	11 4.0%	1 1.4%	3 2.4%	1 2.8%	1 16.7%
4~10㎡未満	1,149 16.5%	581 28.4%	1 1.7%	2 1.3%	8 2.9%	0 0.0%	2 1.6%	1 2.8%	2 33.3%
10~20㎡未満	2,693 38.7%	1,062 51.9%	7 12.1%	51 32.7%	61 22.1%	8 11.6%	30 24.2%	12 33.3%	1 16.7%
20~40㎡未満	1,395 20.1%	37 1.8%	19 32.8%	40 25.6%	100 36.2%	37 53.6%	56 45.2%	19 52.8%	1 16.7%
40㎡以上	95 1.4%	0 0.0%	0 0.0%	4 2.6%	6 2.2%	3 4.3%	1 0.8%	2 5.6%	0 0.0%
小計	6,357 91.4%	1,991 97.3%	32 55.2%	110 70.5%	209 75.7%	52 75.4%	99 79.8%	35 97.2%	5 83.3%
合計	6,952 100.0%	2,046 100.0%	58 100.0%	156 100.0%	276 100.0%	69 100.0%	124 100.0%	36 100.0%	6 100.0%
墓地の規模	勢理客	内間	経塚	前田	西原	当山	大平	沢岬	仲西
	1㎡未満	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	25 1.1%	40 8.0%	11 2.4%	2 1.1%	19 4.8%
1~4㎡未満	0 0.0%	0 0.0%	3 5.5%	250 11.0%	12 2.4%	116 24.9%	157 87.7%	9 2.3%	1 6.7%
4~10㎡未満	0 0.0%	7 3.3%	3 5.5%	292 12.8%	47 9.4%	173 37.2%	0 0.0%	29 7.3%	1 6.7%
10~20㎡未満	6 7.2%	37 17.5%	18 32.7%	1,037 45.6%	164 32.9%	110 23.7%	3 1.7%	83 20.8%	3 20.0%
20~40㎡未満	44 53.0%	100 47.2%	23 41.8%	602 26.5%	69 13.9%	35 7.5%	17 9.5%	187 46.9%	9 60.0%
40㎡以上	19 22.9%	39 18.4%	3 5.5%	4 0.2%	7 1.4%	0 0.0%	0 0.0%	7 1.8%	0 0.0%
小計	69 83.1%	183 86.3%	50 90.9%	2,210 97.1%	339 68.1%	445 95.7%	179 100.0%	334 83.7%	15 100.0%
合計	83 100.0%	212 100.0%	55 100.0%	2,275 100.0%	498 100.0%	465 100.0%	179 100.0%	399 100.0%	15 100.0%

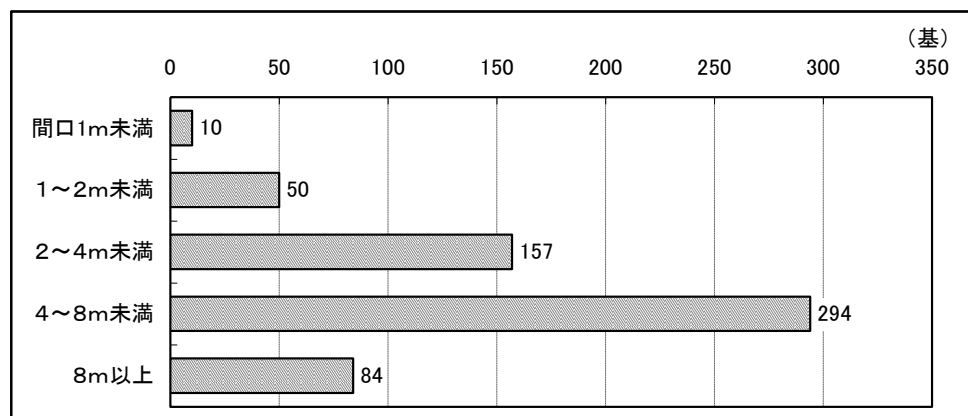
※「合計」は、浦添市内墓地数。「小計」は平地式の墓地数。

## 2) 横穴式

横穴式の墓地を間口の広さ別で見ると、「4m～8m未満」が294基(4.2%)で最も多く、次いで「2m～4m未満」157基(2.3%)、「8m以上」84基(1.2%)、「1～2m未満」50基(0.7%)、「1m未満」10基(0.1%)の順である。

字別にみると「間口が8m以上(84基)」の大きな墓地が多いのは、「西原」31基、「伊祖」14基、「牧港」10基で、他の字では10基未満となっている。

図表 3-7 墓地の規模(横穴式)(N=595)



		浦添市計	仲間	安波茶	伊祖	牧港	港川	城間	屋富祖	宮城
横穴式の間口	間口1m未満	10 0.1%	2 0.1%	0 0.0%	0 0.0%	2 0.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	1～2m未満	50 0.7%	2 0.1%	1 1.7%	2 1.3%	4 1.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	2～4m未満	157 2.3%	18 0.9%	13 22.4%	2 1.3%	19 6.9%	10 14.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	4～8m未満	294 4.2%	24 1.2%	12 20.7%	28 17.9%	32 11.6%	5 7.2%	25 20.2%	1 2.8%	1 16.7%
	8m以上	84 1.2%	9 0.4%	0 0.0%	14 9.0%	10 3.6%	2 2.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	小計	595 8.6%	55 2.7%	26 44.8%	46 29.5%	67 24.3%	17 24.6%	25 20.2%	1 2.8%	1 16.7%
合計	6,952 100.0%	2,046 100.0%	58 100.0%	156 100.0%	276 100.0%	69 100.0%	124 100.0%	36 100.0%	6 100.0%	
横穴式の間口	間口1m未満	1 1.2%	3 1.4%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.2%	1 0.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	1～2m未満	3 3.6%	13 6.1%	0 0.0%	6 0.3%	5 1.0%	2 0.4%	0 0.0%	12 3.0%	0 0.0%
	2～4m未満	3 3.6%	6 2.8%	2 3.6%	26 1.1%	36 7.2%	5 1.1%	0 0.0%	17 4.3%	0 0.0%
	4～8m未満	4 4.8%	4 1.9%	2 3.6%	29 1.3%	86 17.3%	8 1.7%	0 0.0%	33 8.3%	0 0.0%
	8m以上	3 3.6%	3 1.4%	1 1.8%	4 0.2%	31 6.2%	4 0.9%	0 0.0%	3 0.8%	0 0.0%
	小計	14 16.9%	29 13.7%	5 9.1%	65 2.9%	159 31.9%	20 4.3%	0 0.0%	65 16.3%	0 0.0%
合計	83 100.0%	212 100.0%	55 100.0%	2,275 100.0%	498 100.0%	465 100.0%	179 100.0%	399 100.0%	15 100.0%	

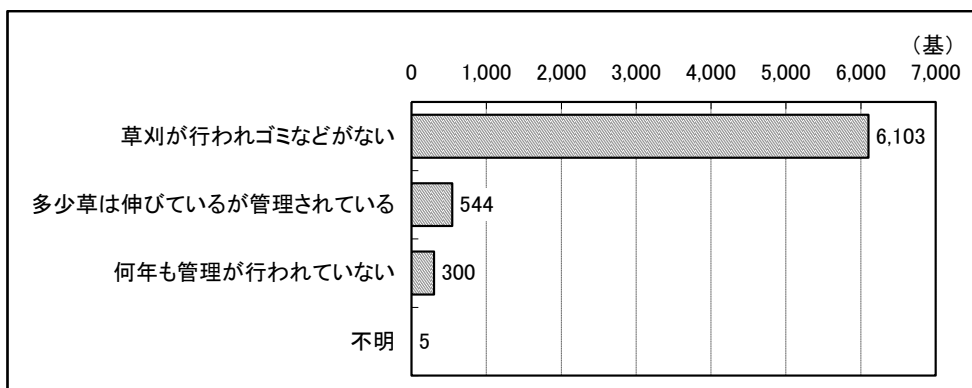
※「合計」は、浦添市内墓地数。「小計」は、横穴式の墓地数。

(3) 墓地の管理（清掃等）状況

墓地の管理（清掃等）状況は「草刈が行われゴミなどが無い」が6,103基で全体の87.8%を占める。「多少草は伸びているが管理されている」は544基（7.8%）、「何年も管理が行われていない」は300基（4.3%）の割合であり、浦添市内の9割以上の墓地は草刈りなどの管理が行われている状況である。

字別に「何年も管理が行われていない（300基）」墓地についてみると、どの字も概ね10~20基程度であるが、「前田」においては110基と他の字に比べて多くなっている。

図表 3-8 墓地の管理（清掃等）状況 (N=6,952)



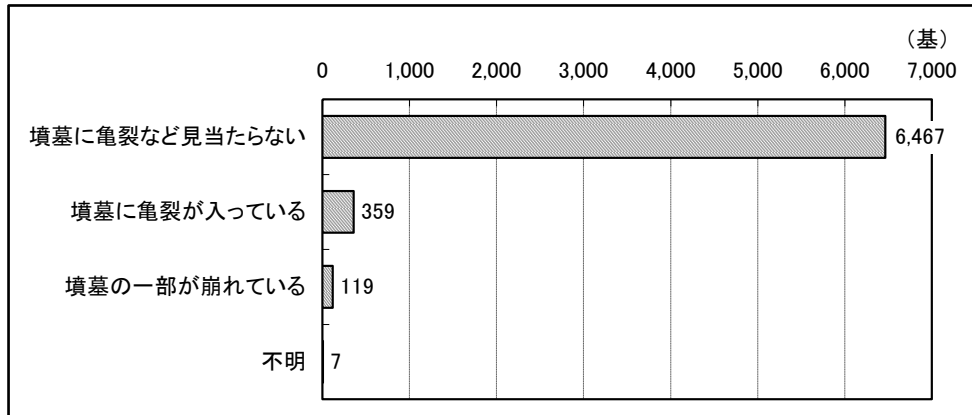
	浦添市計	仲間	安波茶	伊祖	牧港	港川	城間	屋富祖	宮城
草刈が行われゴミなどが無い	6,103 87.8%	1,967 96.1%	26 44.8%	141 90.4%	232 84.1%	59 85.5%	77 62.1%	28 77.8%	0 0.0%
多少草は伸びているが管理されている	544 7.8%	50 2.4%	12 20.7%	10 6.4%	27 9.8%	7 10.1%	24 19.4%	7 19.4%	6 100.0%
何年も管理が行われていない	300 4.3%	29 1.4%	20 34.5%	5 3.2%	16 5.8%	3 4.3%	23 18.5%	1 2.8%	0 0.0%
不明	5 0.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
浦添市内墓地数	6,952 100.0%	2,046 100.0%	58 100.0%	156 100.0%	276 100.0%	69 100.0%	124 100.0%	36 100.0%	6 100.0%
	勢理客	内間	経塚	前田	西原	当山	大平	沢岬	仲西
草刈が行われゴミなどが無い	55 66.3%	171 80.7%	23 41.8%	1,980 87.0%	405 81.3%	440 94.6%	173 96.6%	319 79.9%	7 46.7%
多少草は伸びているが管理されている	21 25.3%	29 13.7%	12 21.8%	185 8.1%	74 14.9%	17 3.7%	6 3.4%	49 12.3%	8 53.3%
何年も管理が行われていない	4 4.8%	12 5.7%	20 36.4%	110 4.8%	19 3.8%	7 1.5%	0 0.0%	31 7.8%	0 0.0%
不明	3 3.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
浦添市内墓地数	83 100.0%	212 100.0%	55 100.0%	2,275 100.0%	498 100.0%	465 100.0%	179 100.0%	399 100.0%	15 100.0%

(4) 墳墓の保存状況

墳墓の保存状況については、「墳墓に亀裂など見当たらない」が6,467基で全体の93.0%を占める。「墳墓に亀裂が入っている」は359基(5.2%)、「墳墓の一部が崩れている」が119基(1.7%)の割合である。

字別に「墳墓の一部が崩れている(119基)」の墓地についてみると、どの字も概ね10基未満であるが、「西原」27基、「前田」23基、「城間」16基、「内間」14基と4字で多く見られる。

図表 3-9 墳墓の保存状況 (N=6,952)



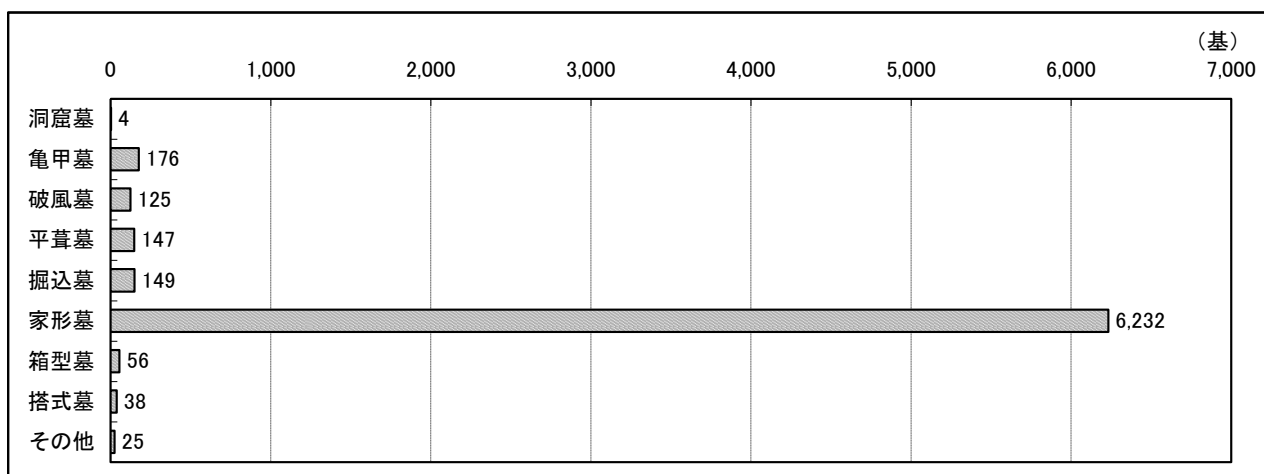
	浦添市計	仲間	安波茶	伊祖	牧港	港川	城間	屋富祖	宮城
墳墓に亀裂など見当たらない	6,467 93.0%	2,034 99.4%	33 56.9%	149 95.5%	261 94.6%	66 95.7%	90 72.6%	27 75.0%	4 66.7%
墳墓に亀裂が入っている	359 5.2%	1 0.0%	17 29.3%	4 2.6%	6 2.2%	2 2.9%	18 14.5%	9 25.0%	2 33.3%
墳墓の一部が崩れている	119 1.7%	9 0.4%	8 13.8%	3 1.9%	7 2.5%	0 0.0%	16 12.9%	0 0.0%	0 0.0%
不明	7 0.1%	2 0.1%	0 0.0%	0 0.0%	2 0.7%	1 1.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
浦添市内墓地数	6,952 100.0%	2,046 100.0%	58 100.0%	156 100.0%	276 100.0%	69 100.0%	124 100.0%	36 100.0%	6 100.0%
	勢理客	内間	経塚	前田	西原	当山	大平	沢岬	仲西
墳墓に亀裂など見当たらない	46 55.4%	129 60.8%	39 70.9%	2,131 93.7%	436 87.6%	460 98.9%	177 98.9%	373 93.5%	12 80.0%
墳墓に亀裂が入っている	34 41.0%	69 32.5%	15 27.3%	121 5.3%	35 7.0%	3 0.6%	2 1.1%	18 4.5%	3 20.0%
墳墓の一部が崩れている	1 1.2%	14 6.6%	1 1.8%	23 1.0%	27 5.4%	2 0.4%	0 0.0%	8 2.0%	0 0.0%
不明	2 2.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
浦添市内墓地数	83 100.0%	212 100.0%	55 100.0%	2,275 100.0%	498 100.0%	465 100.0%	179 100.0%	399 100.0%	15 100.0%

(5) 墳墓形態

墳墓の形態については、「家形墓」が6,232基で全体の89.6%を占める。次いで「亀甲墓」176基(2.5%)、「掘込墓」149基(2.1%)、「平葺墓」147基(2.1%)、「破風墓」125基(1.8%)、「箱型墓」56基(0.8%)、「塔式墓」38基(0.5%)、「その他」25基(0.4%)、「洞窟墓」4基(0.1%)の順である。

「亀甲墓(176基)」の多い字についてみると、どの字も概ね10基未満であるが、「西原」55基で最も多く、次いで「牧港」27基、「伊祖」25基、「城間」24基、「仲間」11基となっており、沖縄の伝統的な墳墓が残っている字である。

図表 3-10 墳墓形態(N=6,952)

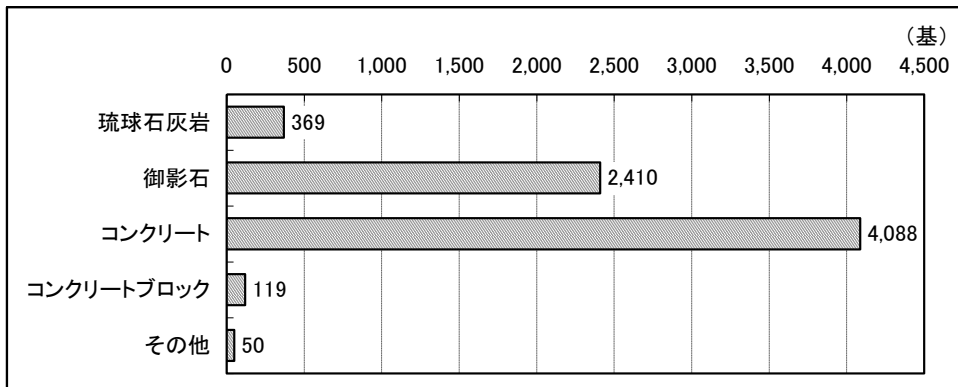


	浦添市計		仲間		安波茶		伊祖		牧港		港川		城間		屋富祖		宮城	
洞窟墓	4	0.1%	1	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	0.7%	0	0.0%	1	0.8%	0	0.0%	0	0.0%
亀甲墓	176	2.5%	11	0.5%	2	3.4%	25	16.0%	27	9.8%	6	8.7%	24	19.4%	0	0.0%	0	0.0%
破風墓	125	1.8%	25	1.2%	1	1.7%	12	7.7%	25	9.1%	8	11.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
平葺墓	147	2.1%	15	0.7%	9	15.5%	8	5.1%	6	2.2%	2	2.9%	0	0.0%	1	2.8%	1	16.7%
掘込墓	149	2.1%	5	0.2%	14	24.1%	1	0.6%	5	1.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
家形墓	6,232	89.6%	1,957	95.7%	32	55.2%	109	69.9%	198	71.7%	51	73.9%	98	79.0%	33	91.7%	5	83.3%
箱型墓	56	0.8%	14	0.7%	0	0.0%	0	0.0%	10	3.6%	0	0.0%	1	0.8%	1	2.8%	0	0.0%
塔式墓	38	0.5%	9	0.4%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
その他	25	0.4%	9	0.4%	0	0.0%	1	0.6%	2	0.7%	2	2.9%	0	0.0%	1	2.8%	0	0.0%
浦添市内墓地数	6,952	100.0%	2,046	100.0%	58	100.0%	156	100.0%	276	100.0%	69	100.0%	124	100.0%	36	100.0%	6	100.0%
	勢理客		内間		経塚		前田		西原		当山		大平		沢岬		仲西	
洞窟墓	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
亀甲墓	4	4.8%	3	1.4%	0	0.0%	3	0.1%	55	11.0%	7	1.5%	0	0.0%	9	2.3%	0	0.0%
破風墓	2	2.4%	6	2.8%	0	0.0%	6	0.3%	32	6.4%	8	1.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
平葺墓	0	0.0%	1	0.5%	3	5.5%	7	0.3%	66	13.3%	3	0.6%	0	0.0%	25	6.3%	0	0.0%
掘込墓	8	9.6%	21	9.9%	1	1.8%	51	2.2%	5	1.0%	3	0.6%	0	0.0%	35	8.8%	0	0.0%
家形墓	69	83.1%	178	84.0%	45	81.8%	2,172	95.5%	334	67.1%	443	95.3%	179	100.0%	314	78.7%	15	100.0%
箱型墓	0	0.0%	3	1.4%	4	7.3%	17	0.7%	2	0.4%	1	0.2%	0	0.0%	3	0.8%	0	0.0%
塔式墓	0	0.0%	0	0.0%	1	1.8%	13	0.6%	1	0.2%	0	0.0%	0	0.0%	13	3.3%	0	0.0%
その他	0	0.0%	0	0.0%	1	1.8%	6	0.3%	3	0.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
浦添市内墓地数	83	100.0%	212	100.0%	55	100.0%	2,275	100.0%	498	100.0%	465	100.0%	179	100.0%	399	100.0%	15	100.0%

(6) 墳墓の素材 (※複数該当)

墳墓の素材については、「コンクリート」が4,088基で全体の58.8%を占める。次いで「御影石」2,410基(34.7%)、「琉球石灰岩」369基(5.3%)、「コンクリートブロック」119基(1.7%)の順である。御影石が多い字は「前田」1,189基、「仲間」499基、「当山」298基、「大平」158基と、この4字で多く、これらの字では比較的近年に墳墓が建てられたものと考えられる。

図表 3-11 墳墓の素材 (複数該当) (N=6,952)



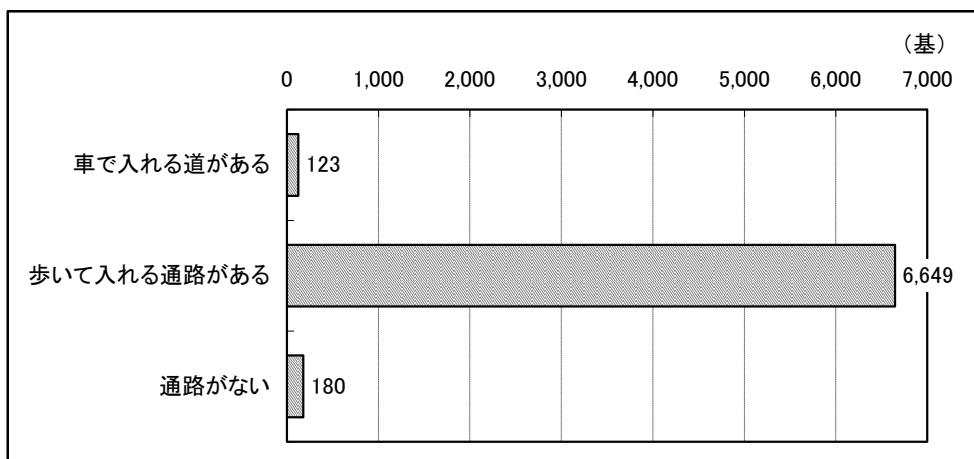
	浦添市計	仲間	安波茶	伊祖	牧港	港川	城間	屋富祖	宮城
琉球石灰岩	369 5.3%	30 1.5%	10 17.2%	9 5.8%	27 9.8%	10 14.5%	24 19.4%	0 0.0%	1 16.7%
御影石	2,410 34.7%	499 24.4%	1 1.7%	28 17.9%	30 10.9%	4 5.8%	19 15.3%	1 2.8%	0 0.0%
コンクリート	4,088 58.8%	1,517 74.1%	46 79.3%	120 76.9%	224 81.2%	59 85.5%	82 66.1%	33 91.7%	5 83.3%
コンクリートブロック	119 1.7%	2 0.1%	1 1.7%	2 1.3%	4 1.4%	0 0.0%	1 0.8%	2 5.6%	0 0.0%
その他	50 0.7%	6 0.3%	0 0.0%	2 1.3%	3 1.1%	0 0.0%	1 0.8%	0 0.0%	0 0.0%
浦添市内墓地数	6,952	2,046	58	156	276	69	124	36	6
	勢理客	内間	経塚	前田	西原	当山	大平	沢岬	仲西
琉球石灰岩	25 30.1%	25 11.8%	3 5.5%	43 1.9%	123 24.7%	6 1.3%	0 0.0%	33 8.3%	0 0.0%
御影石	8 9.6%	26 12.3%	13 23.6%	1,189 52.3%	61 12.2%	298 64.1%	158 88.3%	74 18.5%	1 6.7%
コンクリート	50 60.2%	154 72.6%	38 69.1%	1,056 46.4%	310 62.2%	165 35.5%	21 11.7%	194 48.6%	14 93.3%
コンクリートブロック	0 0.0%	7 3.3%	1 1.8%	21 0.9%	2 0.4%	1 0.2%	0 0.0%	75 18.8%	0 0.0%
その他	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	10 0.4%	4 0.8%	0 0.0%	0 0.0%	24 6.0%	0 0.0%
浦添市内墓地数	83	212	55	2,275	498	465	179	399	15

(7) 道路、通路の状況

道路、通路の状況については、「歩いて入れる通路がある」が 6,649 基 (95.6%)、「車で入れる道がある」が 123 基 (1.8%)、「通路がない」180 基 (2.6%) である。

「車で入れる道がある」墓地が多い字は、「内間」28 基、「勢理客」25 基、「伊祖」24 基、「牧港」16 基の 4 字が多い。

図表 3-12 道路、通路の状況 (N=6, 952)



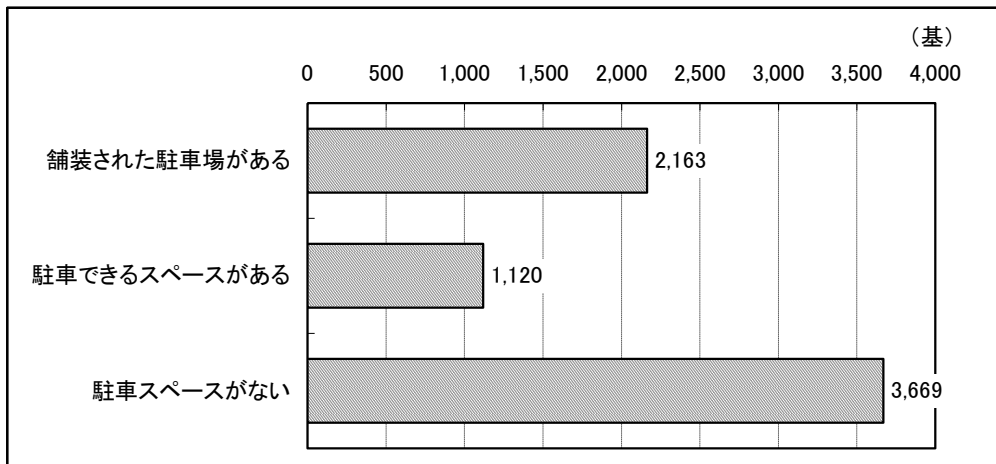
	浦添市計	仲間	安波茶	伊祖	牧港	港川	城間	屋富祖	宮城
車で入れる道がある	123 1.8%	1 0.0%	1 1.7%	24 15.4%	16 5.8%	9 13.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
歩いて入れる通路がある	6,649 95.6%	2,031 99.3%	41 70.7%	124 79.5%	234 84.8%	57 82.6%	102 82.3%	36 100.0%	3 50.0%
通路がない	180 2.6%	14 0.7%	16 27.6%	8 5.1%	26 9.4%	3 4.3%	22 17.7%	0 0.0%	3 50.0%
浦添市内墓地数	6,952 100.0%	2,046 100.0%	58 100.0%	156 100.0%	276 100.0%	69 100.0%	124 100.0%	36 100.0%	6 100.0%
	勢理客	内間	経塚	前田	西原	当山	大平	沢岷	仲西
車で入れる道がある	25 30.1%	28 13.2%	0 0.0%	2 0.1%	5 1.0%	3 0.6%	0 0.0%	9 2.3%	0 0.0%
歩いて入れる通路がある	58 69.9%	183 86.3%	50 90.9%	2,217 97.5%	487 97.8%	457 98.3%	179 100.0%	375 94.0%	15 100.0%
通路がない	0 0.0%	1 0.5%	5 9.1%	56 2.5%	6 1.2%	5 1.1%	0 0.0%	15 3.8%	0 0.0%
浦添市内墓地数	83 100.0%	212 100.0%	55 100.0%	2,275 100.0%	498 100.0%	465 100.0%	179 100.0%	399 100.0%	15 100.0%

(8) 駐車場の有無

駐車場については、「駐車スペースがない」が3,669基(52.8%)、「舗装された駐車場がある」2,163基(31.1%)、「駐車できるスペースがある」1,120基(16.1%)となっており、浦添市内の墓地の半数以上は駐車スペースがない状況である。

「舗装された駐車場がある(2,163基)」墓地が多い字は、公営墓地のある「仲間」が2,003基で大半を占めている。「駐車できるスペースがある(1,120基)」については、「前田」806基、「当山」254基、「駐車スペースはない(3,669基)」については、「前田」1,468基、「西原」480基、「沢岬」378基となっている。

図表 3-13 駐車場の有無 (N=6,952)



	浦添市計	仲間	安波茶	伊祖	牧港	港川	城間	屋富祖	宮城
舗装された駐車場がある	2,163 31.1%	2,003 97.9%	1 1.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
駐車できるスペースがある	1,120 16.1%	1 0.0%	3 5.2%	0 0.0%	11 4.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
駐車スペースがない	3,669 52.8%	42 2.1%	54 93.1%	156 100.0%	265 96.0%	69 100.0%	124 100.0%	36 100.0%	6 100.0%
浦添市内墓地数	6,952 100.0%	2,046 100.0%	58 100.0%	156 100.0%	276 100.0%	69 100.0%	124 100.0%	36 100.0%	6 100.0%
	勢理客	内間	経塚	前田	西原	当山	大平	沢岬	仲西
舗装された駐車場がある	1 1.2%	5 2.4%	0 0.0%	1 0.0%	8 1.6%	126 27.1%	0 0.0%	16 4.0%	2 13.3%
駐車できるスペースがある	9 10.8%	11 5.2%	10 18.2%	806 35.4%	10 2.0%	254 54.6%	0 0.0%	5 1.3%	0 0.0%
駐車スペースがない	73 88.0%	196 92.5%	45 81.8%	1,468 64.5%	480 96.4%	85 18.3%	179 100.0%	378 94.7%	13 86.7%
浦添市内墓地数	83 100.0%	212 100.0%	55 100.0%	2,275 100.0%	498 100.0%	465 100.0%	179 100.0%	399 100.0%	15 100.0%

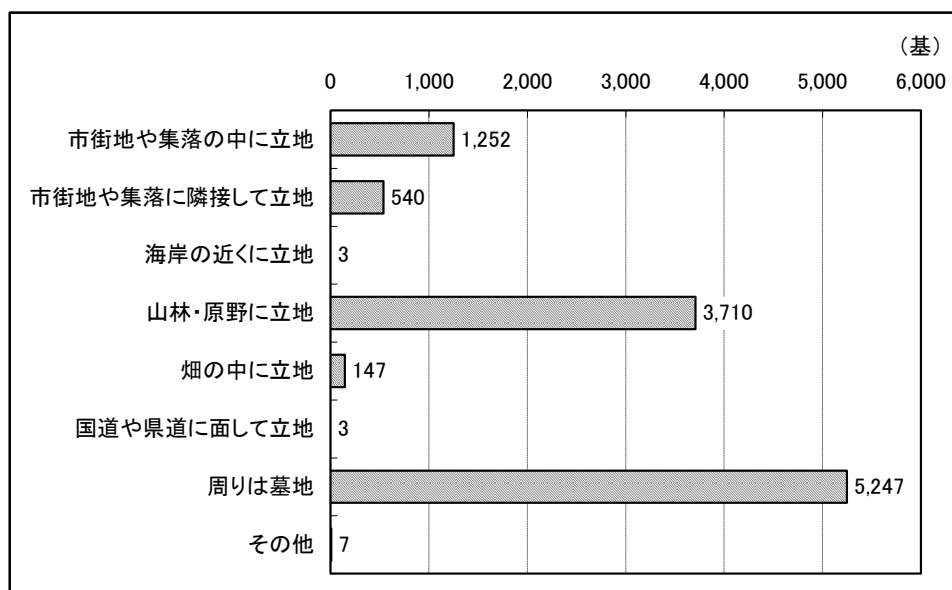


## (9) 立地場所の状況 (※複数該当)

立地場所の状況については、「周りは墓地」が 5,247 基 (75.5%) で最も多く、次いで「山林・原野に立地」3,710 基 (53.4%)、「市街地や集落の中に立地」1,252 基 (18.0%)、「市街地や集落に隣接して立地」540 基 (7.8%)、「畑の中に立地」147 基 (2.1%) の順である。

字別では、「周りは墓地 (5,247 基)」が多い字は、「前田」2,081 基、「仲間」2,000 基となっており、「山林・原野に立地 (3,710 基)」についても、「仲間」2,023 基、「前田」906 基となっている。「市街地や集落の中に立地 (1,252 基)」については、「牧港」259 基、「内間」210 基、「大平」171 基、「伊祖」142 基、「西原」134 基と、この5字で多くなっている。

図表 3-14 立地場所の状況 (複数該当) (N=6,952)



図表 3-14 立地場所の状況（複数該当）（続き）

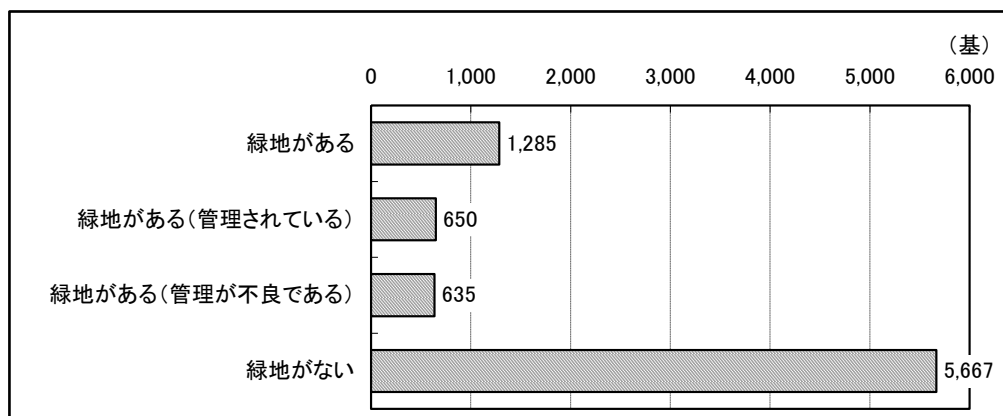
	浦添市計	仲間	安波茶	伊祖	牧港	港川	城間	屋富祖	宮城
市街地や集落の中に立地	1,252 18.0%	10 0.5%	14 24.1%	142 91.0%	259 93.8%	58 84.1%	99 79.8%	36 100.0%	6 100.0%
市街地や集落に隣接して立地	540 7.8%	0 0.0%	12 20.7%	14 9.0%	14 5.1%	11 15.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
海岸の近くに立地	3 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 4.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
山林・原野に立地	3,710 53.4%	2,023 98.9%	23 39.7%	29 18.6%	200 72.5%	11 15.9%	25 20.2%	0 0.0%	0 0.0%
畑の中に立地	147 2.1%	14 0.7%	9 15.5%	67 42.9%	2 0.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
国道や県道に面して立地	3 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
周りは墓地	5,247 75.5%	2,000 97.8%	0 0.0%	0 0.0%	189 68.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
その他	7 0.1%	1 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
浦添市内墓地数	6,952	2,046	58	156	276	69	124	36	6
	勢理客	内間	経塚	前田	西原	当山	大平	沢岷	仲西
市街地や集落の中に立地	83 100.0%	210 99.1%	0 0.0%	14 0.6%	134 26.9%	1 0.2%	171 95.5%	0 0.0%	15 100.0%
市街地や集落に隣接して立地	0 0.0%	2 0.9%	29 52.7%	13 0.6%	355 71.3%	0 0.0%	7 3.9%	83 20.8%	0 0.0%
海岸の近くに立地	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
山林・原野に立地	23 27.7%	39 18.4%	16 29.1%	906 39.8%	10 2.0%	52 11.2%	0 0.0%	353 88.5%	0 0.0%
畑の中に立地	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	53 11.4%	1 0.6%	1 0.3%	0 0.0%
国道や県道に面して立地	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 0.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
周りは墓地	72 86.7%	191 90.1%	10 18.2%	2,081 91.5%	0 0.0%	375 80.6%	0 0.0%	329 82.5%	0 0.0%
その他	0 0.0%	2 0.9%	0 0.0%	3 0.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.3%	0 0.0%
浦添市内墓地数	83	212	55	2,275	498	465	179	399	15

(10) 墓地の緑化

墓地の緑化については、「緑地がない」墓地が5,667基で81.5%を占めており、「緑地がある」墓地は1,285基(18.5%)である。「緑地がある」墓地の管理状況については、「管理されている」650基、「管理が不良である」635基となっている。

「緑地がある」墓地については、「前田」368基、「西原」220基、「牧港」189基と、この3字に多く見られる。

図表 3-15 墓地の緑化状況 (N=6,952)



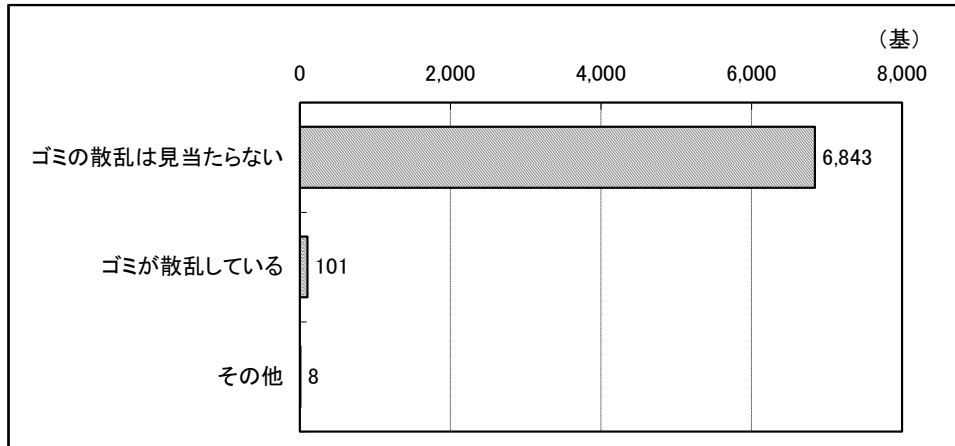
	浦添市計	仲間	安波茶	伊祖	牧港	港川	城間	屋富祖	宮城
緑地がある	1,285 18.5%	71 3.5%	35 60.3%	57 36.5%	189 68.5%	30 43.5%	47 37.9%	5 13.9%	6 100.0%
管理されている	650 9.3%	49 2.4%	12 20.7%	13 8.3%	13 4.7%	6 8.7%	26 21.0%	3 8.3%	5 83.3%
管理が不良である	635 9.1%	22 1.1%	23 39.7%	44 28.2%	176 63.8%	24 34.8%	21 16.9%	2 5.6%	1 16.7%
緑地がない	5,667 81.5%	1,975 96.5%	23 39.7%	99 63.5%	87 31.5%	39 56.5%	77 62.1%	31 86.1%	0 0.0%
浦添市内墓地数	6,952 100.0%	2,046 100.0%	58 100.0%	156 100.0%	276 100.0%	69 100.0%	124 100.0%	36 100.0%	6 100.0%
	勢理客	内間	経塚	前田	西原	当山	大平	沢岬	仲西
緑地がある	12 14.5%	42 19.8%	33 60.0%	368 16.2%	220 44.2%	73 15.7%	12 6.7%	84 21.1%	1 6.7%
管理されている	10 12.0%	19 9.0%	10 18.2%	206 9.1%	176 35.3%	46 9.9%	7 3.9%	48 12.0%	1 6.7%
管理が不良である	2 2.4%	23 10.8%	23 41.8%	162 7.1%	44 8.8%	27 5.8%	5 2.8%	36 9.0%	0 0.0%
緑地がない	71 85.5%	170 80.2%	22 40.0%	1,907 83.8%	278 55.8%	392 84.3%	167 93.3%	315 78.9%	14 93.3%
浦添市内墓地数	83 100.0%	212 100.0%	55 100.0%	2,275 100.0%	498 100.0%	465 100.0%	179 100.0%	399 100.0%	15 100.0%

(11) 周囲の衛生状況

周囲の衛生状況については、「ゴミの散乱は見当たらない」が6,843基（98.4%）で最も多い。「ゴミが散乱している」は101基（1.5%）、「その他」は8基（0.1%）であり、周囲の衛生状況は良好である墓地が多い。

「ゴミが散乱している」墓地について字別にみると、どの字も概ね5基以下であるが、「前田」35基、「内間」25基、「安波茶」12基、「仲間」10基と、この4字で多くなっている。

図表 3-16 周囲の衛生状況 (N=6,952)



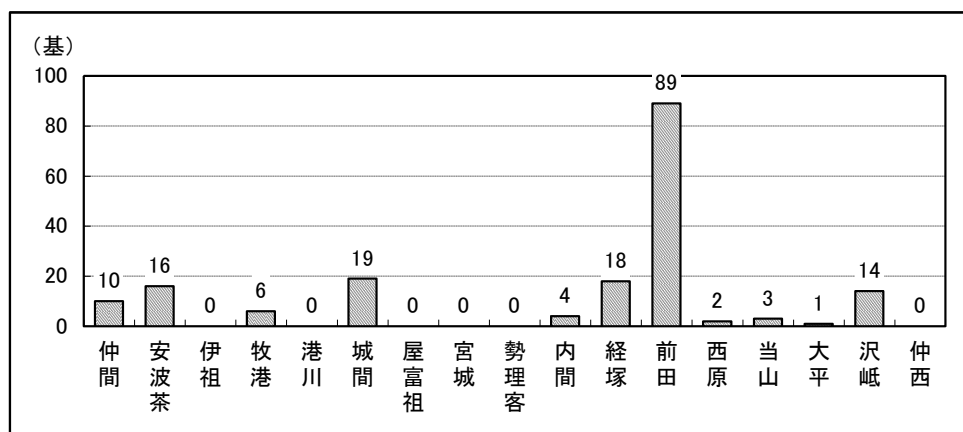
	浦添市計	仲間	安波茶	伊祖	牧港	港川	城間	屋富祖	宮城
ゴミの散乱は見当たらない	6,843 98.4%	2,036 99.5%	46 79.3%	154 98.7%	271 98.2%	69 100.0%	123 99.2%	36 100.0%	6 100.0%
ゴミが散乱している	101 1.5%	10 0.5%	12 20.7%	2 1.3%	5 1.8%	0 0.0%	1 0.8%	0 0.0%	0 0.0%
その他	8 0.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
浦添市内墓地数	6,952 100.0%	2,046 100.0%	58 100.0%	156 100.0%	276 100.0%	69 100.0%	124 100.0%	36 100.0%	6 100.0%
	勢理客	内間	経塚	前田	西原	当山	大平	沢岬	仲西
ゴミの散乱は見当たらない	79 95.2%	181 85.4%	54 98.2%	2,238 98.4%	496 99.6%	465 100.0%	179 100.0%	395 99.0%	15 100.0%
ゴミが散乱している	4 4.8%	25 11.8%	1 1.8%	35 1.5%	2 0.4%	0 0.0%	0 0.0%	4 1.0%	0 0.0%
その他	0 0.0%	6 2.8%	0 0.0%	2 0.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
浦添市内墓地数	83 100.0%	212 100.0%	55 100.0%	2,275 100.0%	498 100.0%	465 100.0%	179 100.0%	399 100.0%	15 100.0%

(12) 空き墓の状況

空き墓の状況については、浦添市内に 182 基あり、市内の全墳墓数の 2.6%である。

字別に見ると、全 17 字のうち 11 字で空き墓があり、内訳は「前田」が 89 基で最も多く、次いで、「城間」19基、「経塚」18 基、「安波茶」16 基、「沢岬」14 基、「仲間」10 基、「牧港」6 基、「内間」4 基、「当山」3 基、「西原」2 基、「大平」1 基となっている。

図表 3-17 空き墓の状況 (N=182)



	字名	墳墓数	空き墓数	割合		字名	墳墓数	空き墓数	割合
1	仲間	2,046	10	0.5%	10	内間	212	4	1.9%
2	安波茶	58	16	27.6%	11	経塚	55	18	32.7%
3	伊祖	156	0	0.0%	12	前田	2,275	89	3.9%
4	牧港	276	6	2.2%	13	西原	498	2	0.4%
5	港川	69	0	0.0%	14	当山	465	3	0.6%
6	城間	124	19	15.3%	15	大平	179	1	0.6%
7	屋富祖	36	0	0.0%	16	沢岬	399	14	3.5%
8	宮城	6	0	0.0%	17	仲西	15	0	0.0%
9	勢理客	83	0	0.0%		浦添市内墓地数	6,952	182	2.6%

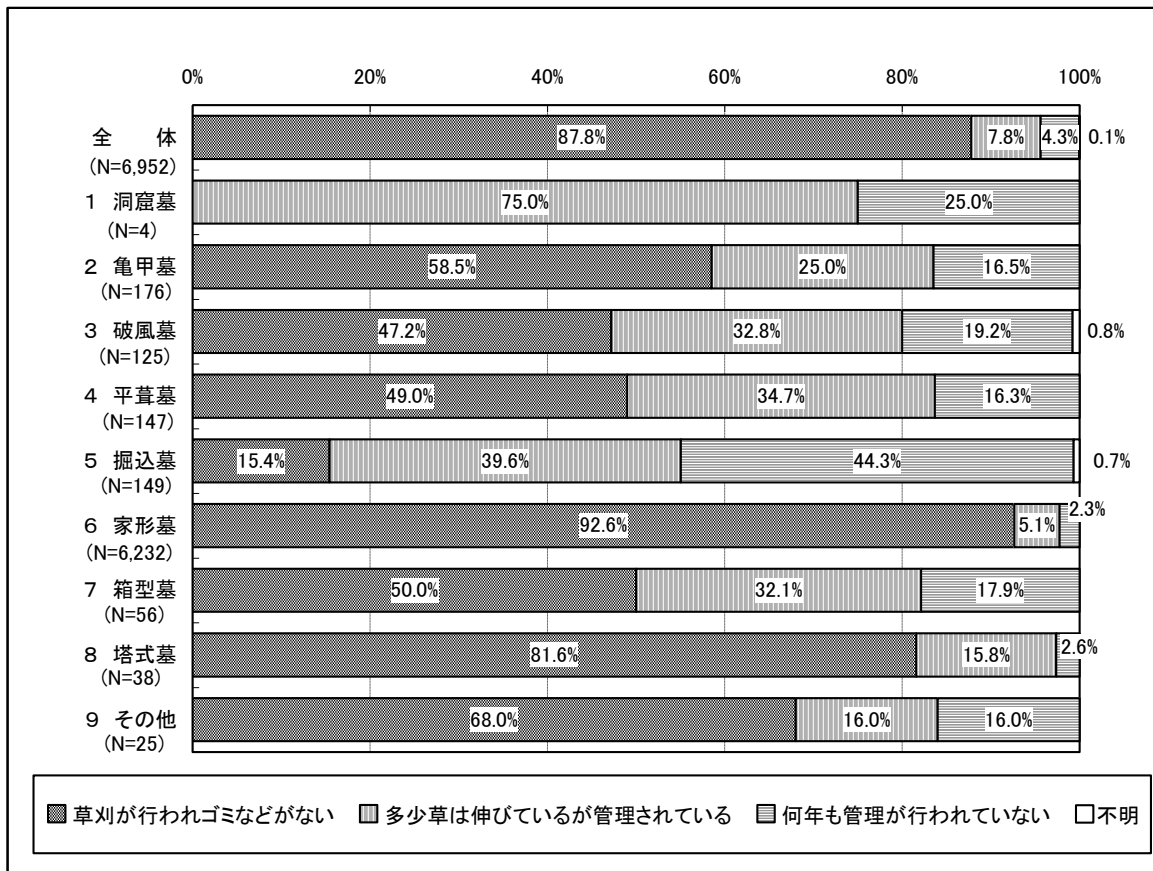
(13) 墳墓形態別の管理（清掃等）状況

墳墓形態別の管理状況を見ると「何年も管理が行われていない」墓地は 300 基で、墳墓形態では家形墓が 141 基と多いが、比率では掘込墓が 44.3%と半数近くが管理の悪い墳墓となっている。

全体の傾向としては、洞窟墓、亀甲墓、破風墓、平葺墓、掘込墓など横穴式の管理状態が良くなく、これらは古い形態の墳墓である。

字別では、前田の家形墓や掘込墓、沢岬の掘込墓、仲間の家形墓と破風墓、城間の亀甲墓、経塚の家形墓、西原の平葺墓などが管理状態の悪い墳墓となっている。

図表 3-18 墳墓形態別の管理（清掃等）状況



	1 草刈が行われゴミなどが無い		2 多少草は伸びているが管理されている		3 何年も管理が行われていない		4 不明		全体	
	数	比率	数	比率	数	比率	数	比率	数	比率
1 洞窟墓	0	0.0%	3	75.0%	1	25.0%	0	0.0%	4	100.0%
2 亀甲墓	103	58.5%	44	25.0%	29	16.5%	0	0.0%	176	100.0%
3 破風墓	59	47.2%	41	32.8%	24	19.2%	1	0.8%	125	100.0%
4 平葺墓	72	49.0%	51	34.7%	24	16.3%	0	0.0%	147	100.0%
5 掘込墓	23	15.4%	59	39.6%	66	44.3%	1	0.7%	149	100.0%
6 家形墓	5,770	92.6%	318	5.1%	141	2.3%	3	0.0%	6,232	100.0%
7 箱型墓	28	50.0%	18	32.1%	10	17.9%	0	0.0%	56	100.0%
8 塔式墓	31	81.6%	6	15.8%	1	2.6%	0	0.0%	38	100.0%
9 その他	17	68.0%	4	16.0%	4	16.0%	0	0.0%	25	100.0%
浦添市内墓地数	6,103	87.8%	544	7.8%	300	4.3%	5	0.1%	6,952	100.0%

図表 3-19 何年も管理が行われていない墓地

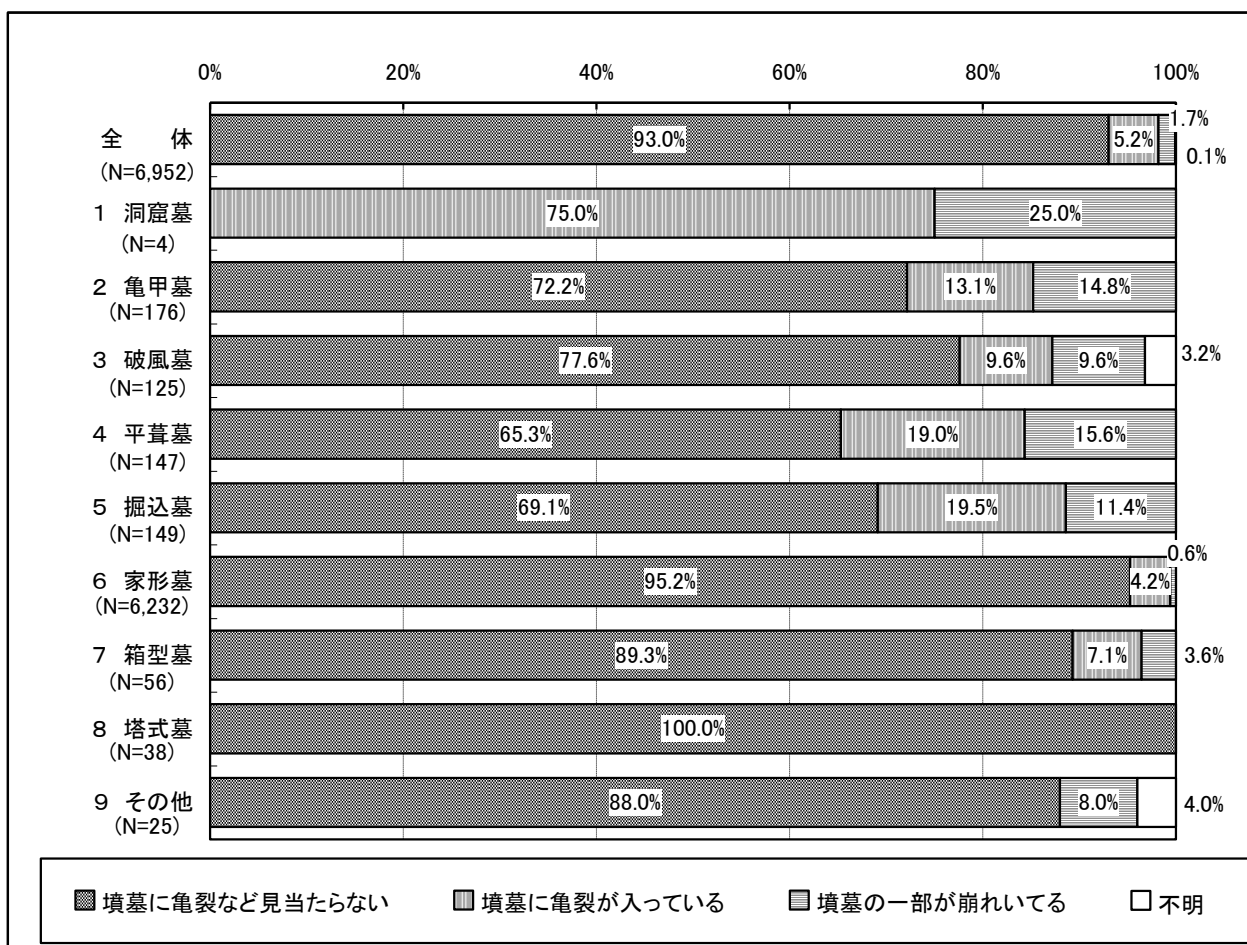
	仲間	前田	安波茶	伊祖	牧港	港川	城間	屋富祖	宮城	勢理客	内間	経塚	西原	当山	大平	仲西	沢岬	合計
1 洞窟墓	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
2 亀甲墓	0	0	1	1	2	1	20	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	29
3 破風墓	10	1	0	1	7	1	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	24
4 平葺墓	1	0	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	13	0	0	0	3	24
5 掘込墓	1	24	9	1	1	0	0	0	0	3	5	1	2	2	0	0	17	66
6 家形墓	15	79	4	1	4	0	3	1	0	1	7	16	1	1	0	0	8	141
7 箱型墓	0	6	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	10
8 塔式墓	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
9 その他	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	4
浦添市内墓地数	29	110	20	5	16	3	23	1	0	4	12	20	19	7	0	0	31	300

(14) 墳墓形態別の保存状況

墳墓形態別の保存状況を見ると「墳墓の一部が崩れている」が119基あり、形態別では洞窟墓、亀甲墓、破風墓、平葺墓、掘込墓など横穴式が大半を占めている。

字別では、西原の平葺墓、前田の家形墓、城間の亀甲墓などが保存状況の悪い墳墓となっている。

図表 3-20 墳墓の形態別の保存状況



図表 3-20 墳墓の形態別の保存状況（続き）

	1 墳墓に亀裂など見当たらない		2 墳墓に亀裂が入っている		3 墳墓の一部が崩れている		4 不明		全体	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
1 洞窟墓	0	0.0%	3	75.0%	1	25.0%	0	0.0%	4	100.0%
2 亀甲墓	127	72.2%	23	13.1%	26	14.8%	0	0.0%	176	100.0%
3 破風墓	97	77.6%	12	9.6%	12	9.6%	4	3.2%	125	100.0%
4 平葺墓	96	65.3%	28	19.0%	23	15.6%	0	0.0%	147	100.0%
5 掘込墓	103	69.1%	29	19.5%	17	11.4%	0	0.0%	149	100.0%
6 家形墓	5,934	95.2%	260	4.2%	36	0.6%	2	0.0%	6,232	100.0%
7 箱型墓	50	89.3%	4	7.1%	2	3.6%	0	0.0%	56	100.0%
8 塔式墓	38	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	38	100.0%
9 その他	22	88.0%	0	0.0%	2	8.0%	1	4.0%	25	100.0%
浦添市内墓地数	6,467	93.0%	359	5.2%	119	1.7%	7	0.1%	6,952	100.0%

図表 3-21 墳墓の一部が崩れている墓地

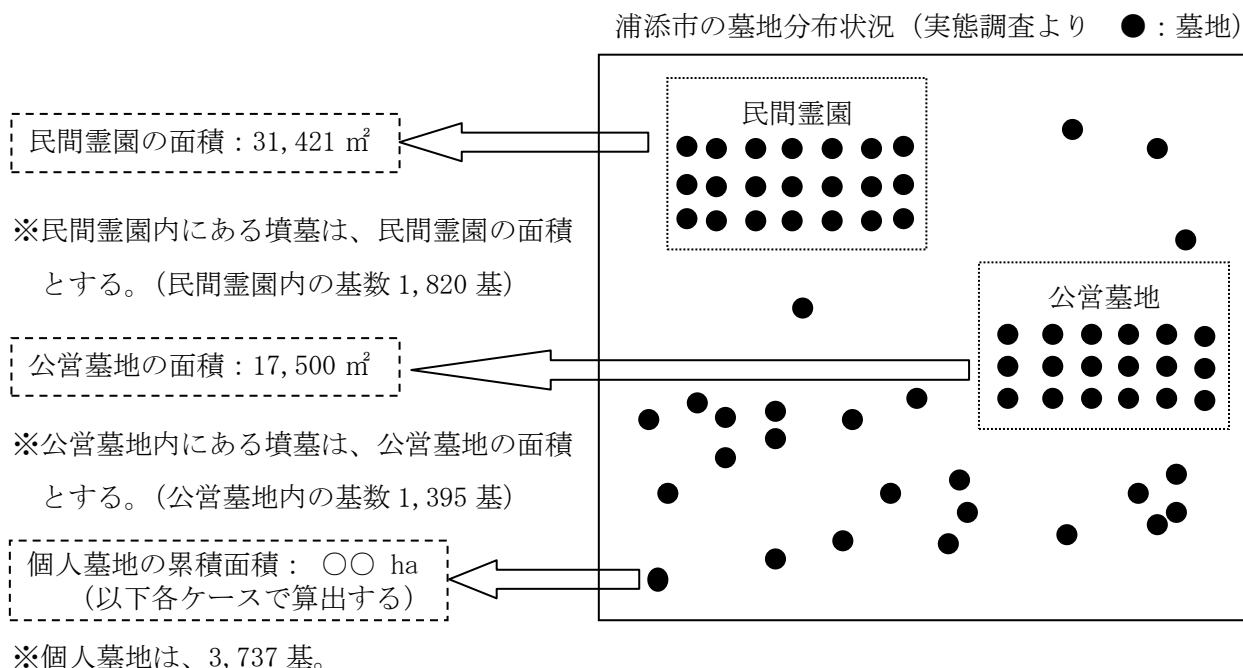
	仲間	前田	安波茶	伊祖	牧港	港川	城間	屋富祖	宮城	勢理客	内間	経塚	西原	当山	大平	仲西	沢岬	合計
1 洞窟墓	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
2 亀甲墓	0	0	0	1	1	0	16	0	0	0	2	0	4	0	0	0	2	26
3 破風墓	4	0	0	1	3	0	0	0	0	0	1	0	2	1	0	0	0	12
4 平葺墓	1	1	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	17	0	0	0	0	23
5 掘込墓	0	4	5	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	0	0	0	4	17
6 家形墓	1	18	0	1	3	0	0	0	0	1	9	0	0	1	0	0	2	36
7 箱型墓	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2
8 塔式墓	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9 その他	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2
浦添市内墓地数	9	23	8	3	7	0	16	0	0	1	14	1	27	2	0	0	8	119



### 3 墓地面積の算出

本市内の民間霊園や公営墓地の面積は明らかになっていることから、個人墓地面積を算出し民間霊園及び公営墓地の面積を加え、浦添市の墓地面積を算出する。

図表 3-22 墓地面積算出概念図



#### 【個人墓地の累積面積算出方法】

ケース 1：平成23年度墓地実態調査による墓地面積算出

ケース 2：平成8年度県調査による墓地面積算出

（平成23年度墓地実態調査から個人墓地基数（3,737基）を求め、これに平成8年度県調査の浦添市の平均墓地面積37.7m<sup>2</sup>を乗じて個人墓地面積を求める）

ケース 3：墓地増加基数による墓地面積算出

（平成8年度県調査の墓地面積に、平成8年から平成23年に増加した墓地基数2,578基の面積を加える。）

図表 3-23 平成8年度浦添市の墓地の実態

	墳墓数(基)	墓地総面積(m <sup>2</sup> )	平均墓地面積(m <sup>2</sup> )
県調査による数値	4,374	164,954	37.7

※墓地実態調査期間は平成9年2月5日～10日 資料：平成11年 沖縄県墓地現況・需要調査報告書

(1) ケース1 平成23年度墓地実態調査による墓地面積算出

平地式の場合は、1㎡未満、1～4㎡、4～10㎡、10～20㎡、20～40㎡、40㎡以上の中間の値に基数をかけて算出する。

横穴式の場合は、間口1m未満、1～2m未満、2～4m未満、4～8m未満、8m以上に対し、間口の2.5倍の奥行きがあるものとして面積を算出する。

図表 3-24 平成23年度墓地実態調査による墓地面積算出（ケース1）

	個人墓地	民間霊園	公営墓地	計
墓地面積調査	111,516 ㎡	31,421 ㎡	17,500 ㎡	160,437 ㎡

(2) ケース2 平成8年度県調査による墓地面積算出

平成8年度県調査による浦添市の平均墓地面積 37.7 ㎡を用いて算出（3,737 基×37.7 ㎡＝140,885 ㎡）する。

図表 3-25 平成8年度県調査による墓地面積算出（ケース2）

	個人墓地	民間霊園	公営墓地	計
墓地面積算出	140,885 ㎡	31,421 ㎡	17,500 ㎡	189,806 ㎡

(3) ケース3 墓地増加基数による墓地面積算出

○平成8年度県調査と平成23年度墓地実態調査の差（墓地増加基数）

- ・平成8年度県調査と平成23年度墓地実態調査から墓地の増加基数 2,578 基の面積を算出する。
- ・近年は、小規模の御影石タイプの墓地が多いことから増加基数に御影石の面積を乗じる。
- ・御影石タイプで最も多い規模は、10～20㎡、その中間値 15㎡を平均規模とする。
- ・これより、平成8年度県調査による浦添市の墓地総面積 164,954 ㎡より 38,670 ㎡（15㎡×2,578）墓地が拡大したものと考えられる。

図表 3-26 墓地増加基数による墓地面積算出（ケース3）

	平成8年度県調査の墓地総面積	平成8～23年度増分墓地面積	計
墓地面積算出	164,954 ㎡	38,670 ㎡	203,624 ㎡

## (4) 墓地面積の検証

ケース1：平成23年度墓地実態調査による墓地面積算出を行った結果、平成8年度県調査による浦添市の墓地総面積164,954㎡より、小さな面積となる。

ケース2：平成8年度県調査(浦添市の平均墓地面積37.7㎡)を個人墓地の面積として算出したが、浦添墓地公園の平均区画面積は13.1㎡である。

ケース3：墓地増加数の2,578基には、民間霊園や公営墓地内に造られたものも含んでいるため実際は38,670㎡より少ないものと考えられる。

●これらより、平成8年度県調査に準じるのであれば、本市における墓地面積は概ね190,000㎡と考えられる。

図表 3-27 墓地面積算出（各ケースの比較）

	墓地面積
ケース1：平成23年度墓地実態調査による墓地面積算出	160,437㎡
ケース2：平成8年度県調査による墓地面積算定	189,806㎡
ケース3：墓地増加基数による墓地面積算出	203,624㎡



## 第 4 章 墓地意向調査



## ◆ 第4章 墓地意向調査

### 1 調査の概要

#### (1) 調査目的

浦添市の今後の墓地行政のあり方を検討するため、多様化する墓地ニーズ及び墓地に対する市民意向を把握することを目的として実施した。

#### (2) 調査項目

- 1) 属性
- 2) 墓地の取得状況について
- 3) 今後の墓地の取得意向について
- 4) 施設型共同墓について
- 5) 浦添市内の墓地の状況について
- 6) 今後の浦添市内の墓地のあり方について
- 7) 墓地取得・管理に係る社会的規範について
- 8) 自由意見

#### (3) 調査方法

対象	調査対象：満30歳以上の世帯主 対象者数：3,000人 抽出方法：無作為抽出
調査方法	調査票をアンケート対象者に送付し、郵送で送り返してもらう郵便調査法で実施した。
調査時期	平成23年5月25日～6月24日
回収率	25%（3,000件発送、746件回収）

## 2 調査結果

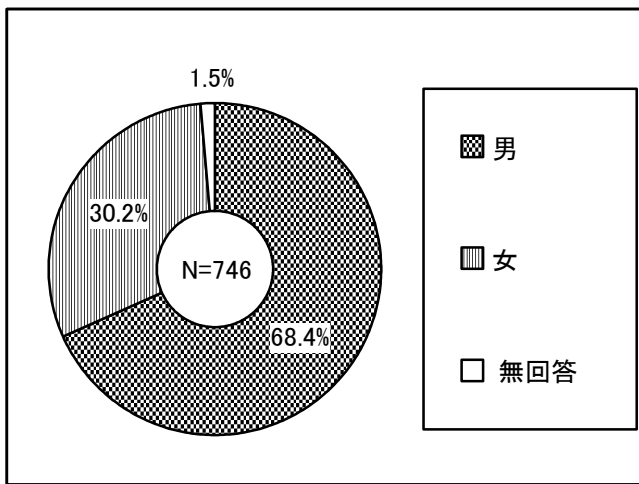
※各表中の割合は四捨五入している為、合計の値と一致しない場合がある。

### (1) 属性

#### 1) 性別

アンケート回答者 746 人のうち男性は 510 人 (68.4%)、女性は 225 人 (30.2%) である。

図表 4-1 性別

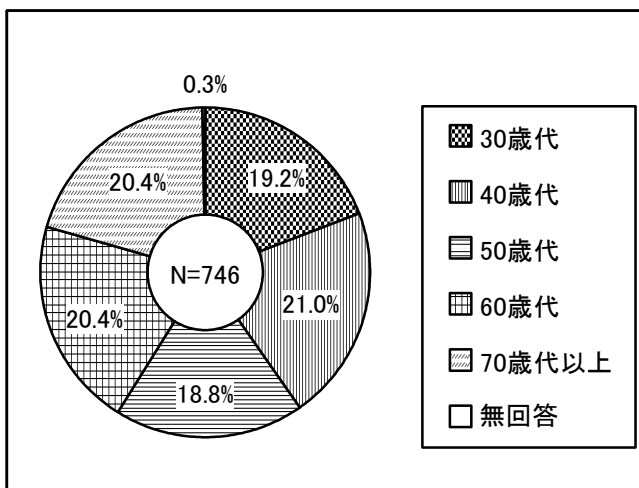


	回答数	割合
1 男	510	68.4%
2 女	225	30.2%
3 無回答	11	1.5%
合計	746	100.0%

#### 2) 年齢

年齢については、40 歳代が 21.0% で最も多く、次いで 60 歳代及び 70 歳代以上 (20.4%)、30 歳代 (19.2%)、50 歳代 (18.8%) の順となっているが、回答者の年齢層は 18~21% と平準化している。

図表 4-2 年齢



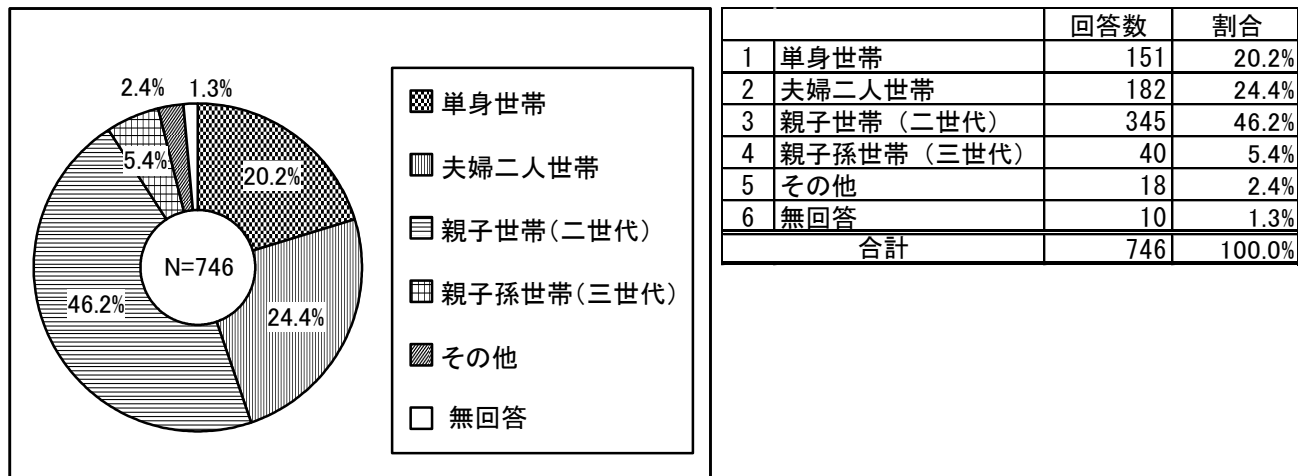
	回答数	割合
1 30歳代	143	19.2%
2 40歳代	157	21.0%
3 50歳代	140	18.8%
4 60歳代	152	20.4%
5 70歳代以上	152	20.4%
6 無回答	2	0.3%
合計	746	100.0%



### 3) 家族世帯構成

家族世帯構成については、「親子世帯(二世帯)」が46.2%で最も多く、次いで「夫婦二人世帯」24.4%、「単身世帯」20.2%、「親子孫世帯(三世帯)」5.4%の順である。

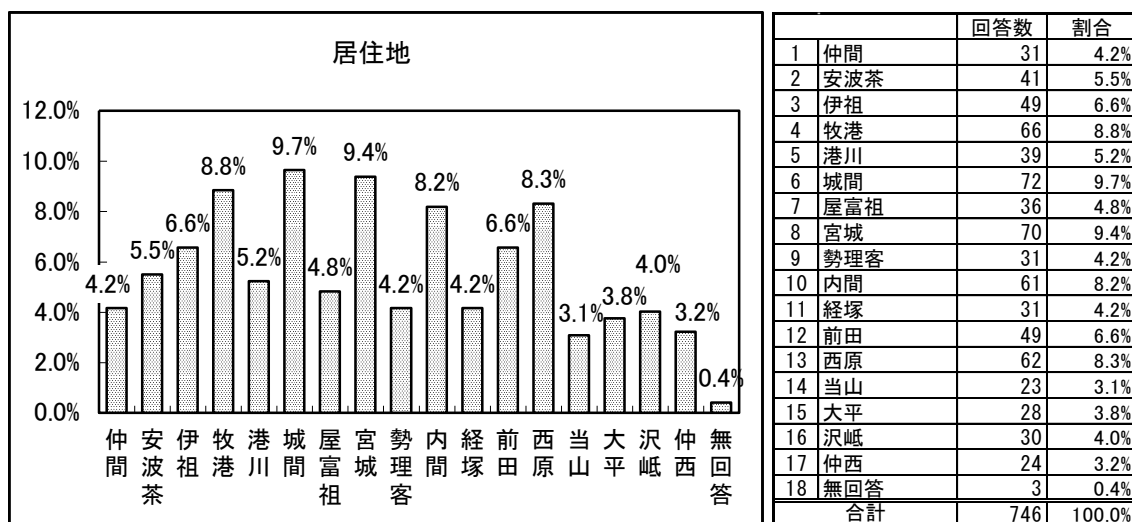
図表 4-3 家族世帯構成



### 4) 居住地

居住地については、「城間」が72人(9.7%)で最も多く、次いで「宮城」70人(9.4%)、「牧港」66人(8.8%)、「西原」62人(8.3%)、「内間」61人(8.2%)、「伊祖」及び「前田」49人(6.6%)、「安波茶」41人(5.5%)、「港川」39人(5.2%)、「屋富祖」36人(4.8%)、「仲間」、「勢理客」及び「経塚」が31人(4.2%)、「沢岨」30人(4.0%)、「大平」28人(3.8%)、「仲西」24人(3.2%)、「当山」23人(3.1%)の順である。

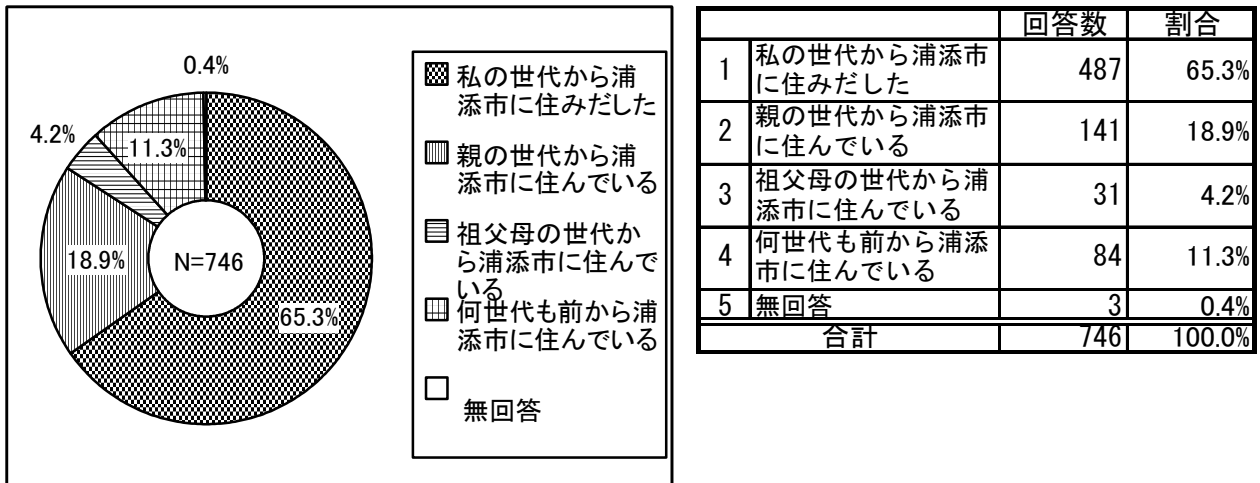
図表 4-4 居住地 (N=746)



### 5) 居住歴

居住歴については、「私の世代から浦添市に住みだした」が65.3%で最も多く、次いで「親の世代から浦添市に住んでいる」18.9%、「何世代も前から浦添市に住んでいる」11.3%、「祖父母の世代から浦添市に住んでいる」4.2%の順となっており、回答者の約7割が「私の世代から浦添市に住みだした」方である。

図表 4-5 浦添市への居住歴

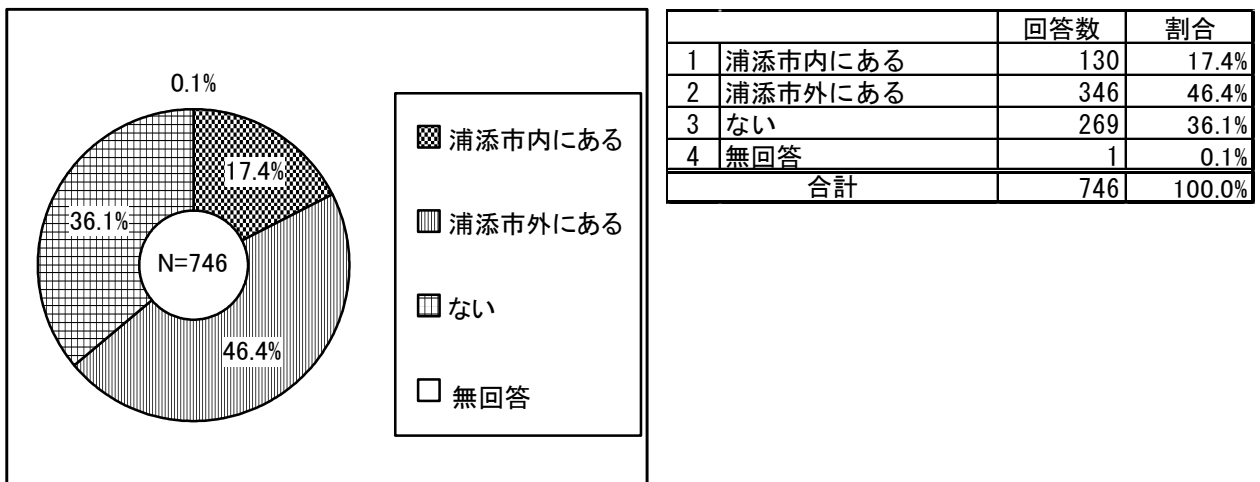


### (2) 墓地の取得状況について

#### 問1 将来利用できる墓地の有無

将来利用できる墓地の有無については、「浦添市外にある」と回答した方が46.4%で最も多く、次いで「ない」36.1%、「浦添市内にある」17.4%の順である。

図表 4-6 将来利用できる墓地の有無

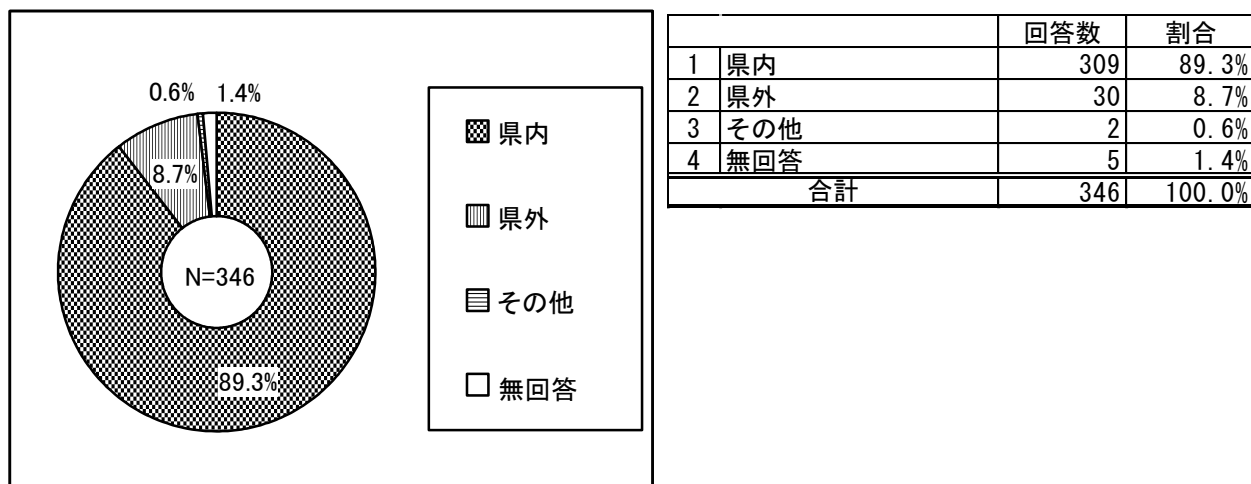


問1-2 将来利用できる墓地の場所

(問1で「浦添市外にある」と回答された方)

将来利用できる墓地が「浦添市外にある」と回答された方の墓地の場所については、「県内」が89.3%で最も多く、「県外」は8.7%である。

図表4-7 将来利用できる墓地の場所

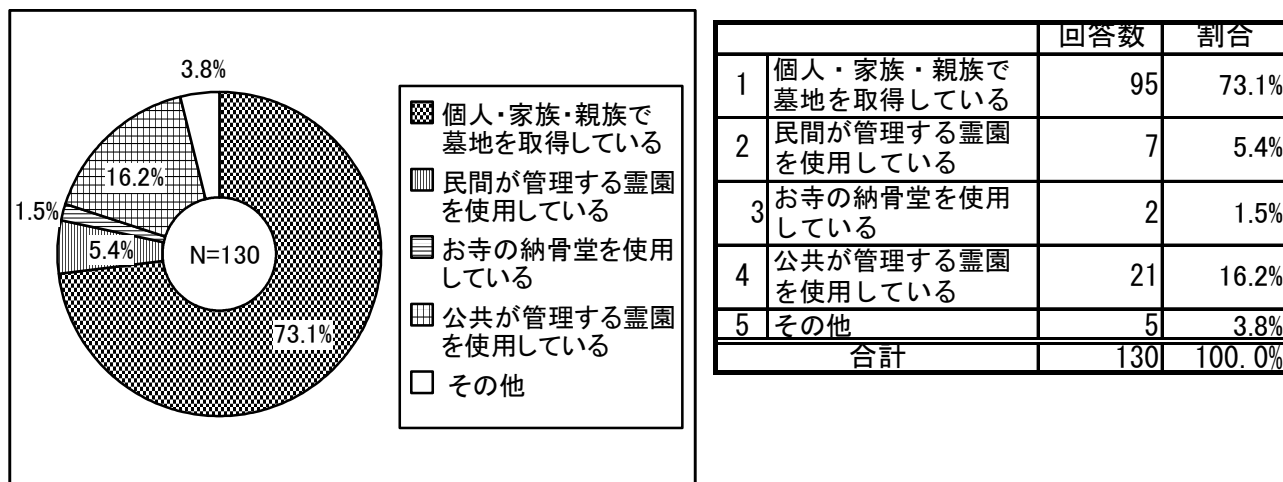


問2 墓地の管理形態

(問1で「浦添市内にある」と回答された方)

将来利用できる墓地が「浦添市内にある」と回答された方の墓地の管理形態については、「個人・家族・親族で墓地を取得している」が73.1%で最も多く、次いで「公共が管理する霊園を使用している」16.2%、「民間が管理する霊園を使用している」5.4%、「お寺の納骨堂を使用している」1.5%である。

図表4-8 墓地の管理形態

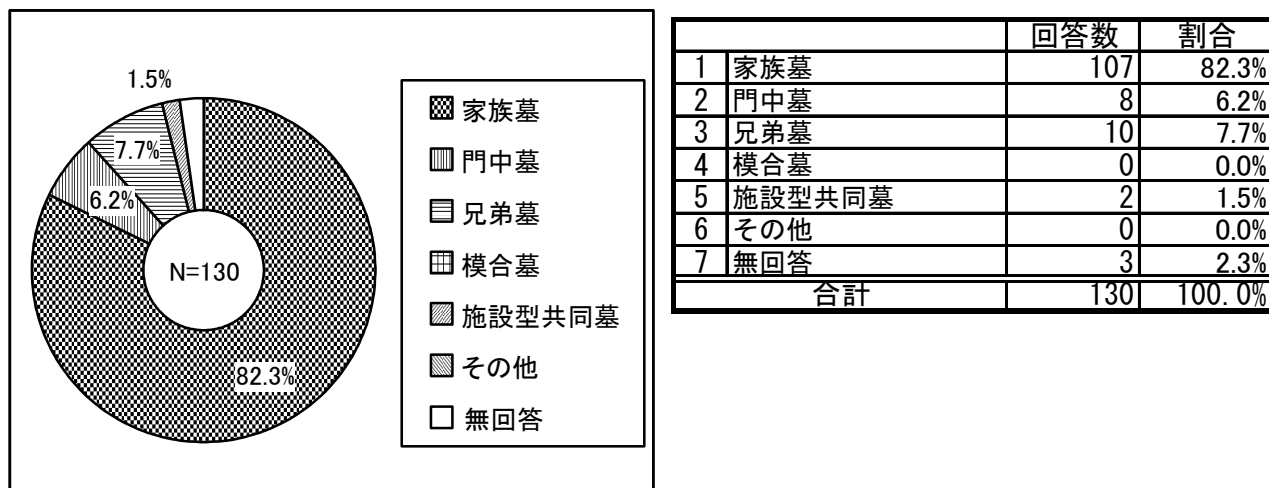


## 問2-2 墓地の種類

(問1で「浦添市内にある」と回答された方)

将来利用できる墓地が「浦添市内にある」と回答された方の墓地の種類については、「家族墓」が82.3%で最も多く、次いで「兄弟墓」7.7%、「門中墓」6.2%、「施設型共同墓」1.5%の順である。「模合墓」の回答は0である。

図表 4-9 墓地の種類

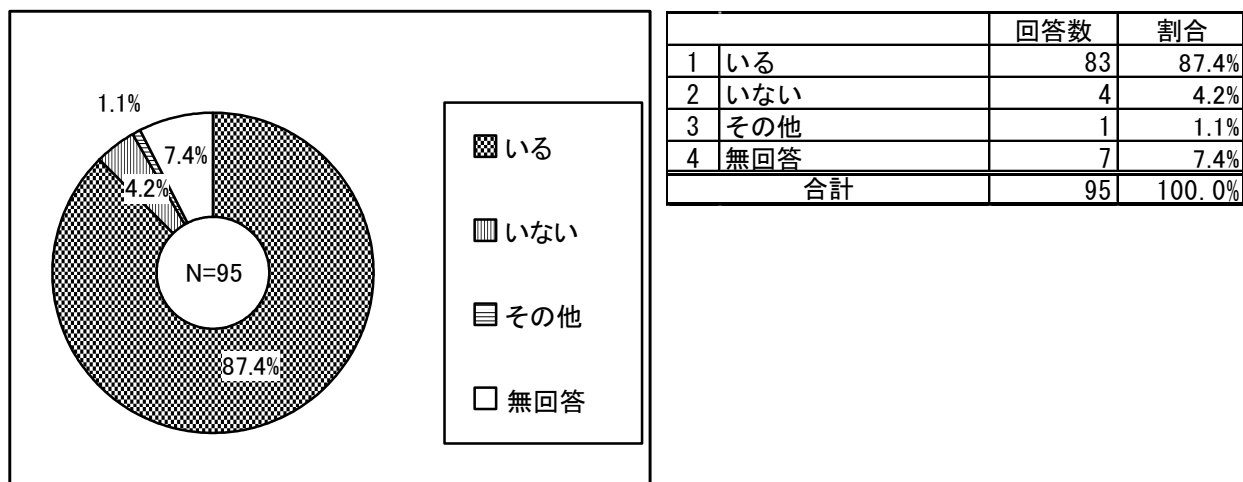


## 問2-3 墓地の継承者の有無

(問2で「個人・家族・親族で墓地を取得している」と回答された方)

将来利用できる墓地が浦添市内にあり、墓地の管理形態が「個人・家族・親族で墓地を取得している」と回答された方の墓地の継承者の有無については、「いる」87.4%、「いない」4.2%である。

図表 4-10 墓地の継承者の有無

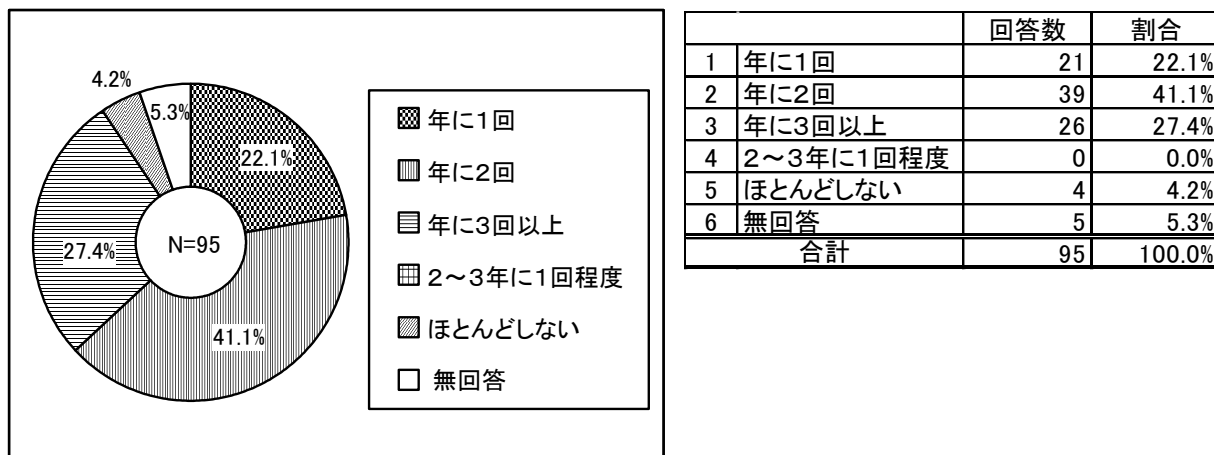


問2-4 墓地の管理（清掃等）状況

（問2で「個人・家族・親族で墓地を取得している」と回答された方）

将来利用できる墓地が浦添市内にあり、墓地の管理形態が「個人・家族・親族で墓地を取得している」と回答された方の墓地の管理（清掃等）状況については、「年に2回」が41.1%で最も多く、次いで「年に3回以上」27.4%、「年に1回」22.1%、「ほとんどしない」4.2%の順である。

図表 4-11 墓地の管理（清掃等）状況

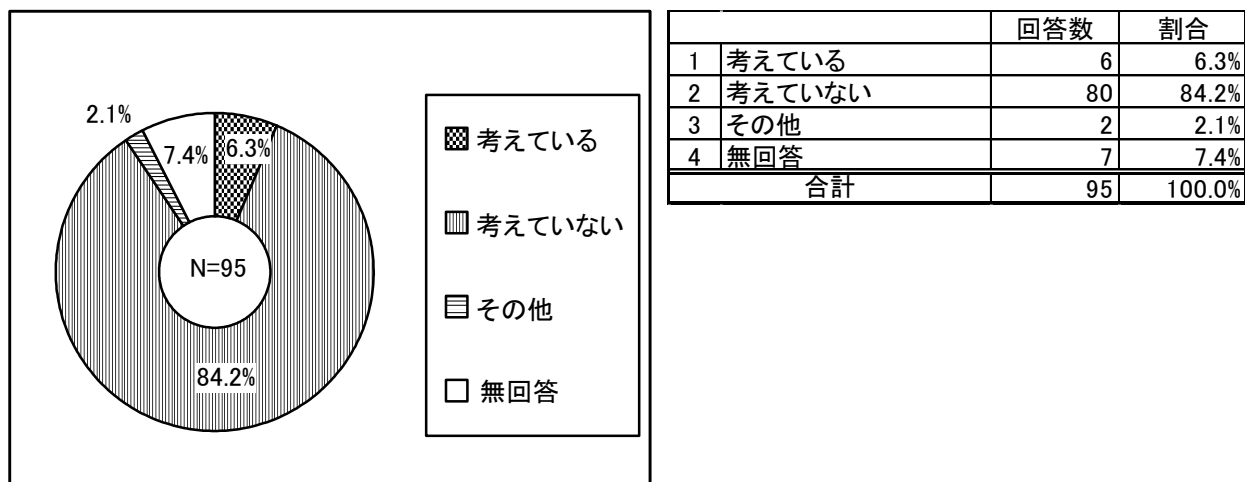


問2-5 墓地の有償管理

（問2で「個人・家族・親族で墓地を取得している」と回答された方）

将来利用できる墓地が浦添市内にあり、墓地の管理形態が「個人・家族・親族で墓地を取得している」と回答された方の墓地の有償管理については「考えていない」が84.2%、「考えている」6.3%となっている。

図表 4-12 墓地の有償管理

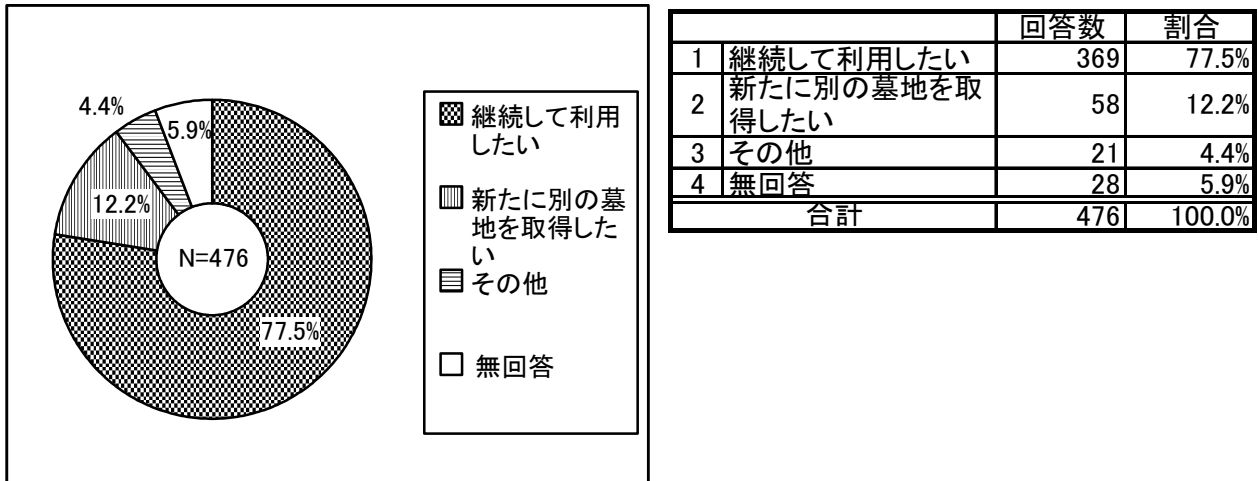


問 2 - 6 墓地の今後の利用

(問 1 で「浦添市内にある」または「浦添市外にある」と回答された方)

将来利用できる墓地がある方の今後の墓地の利用については、「継続して利用したい」77.5%で、「新たに別の墓地を取得したい」12.2%である。

図表 4-13 墓地の今後の利用

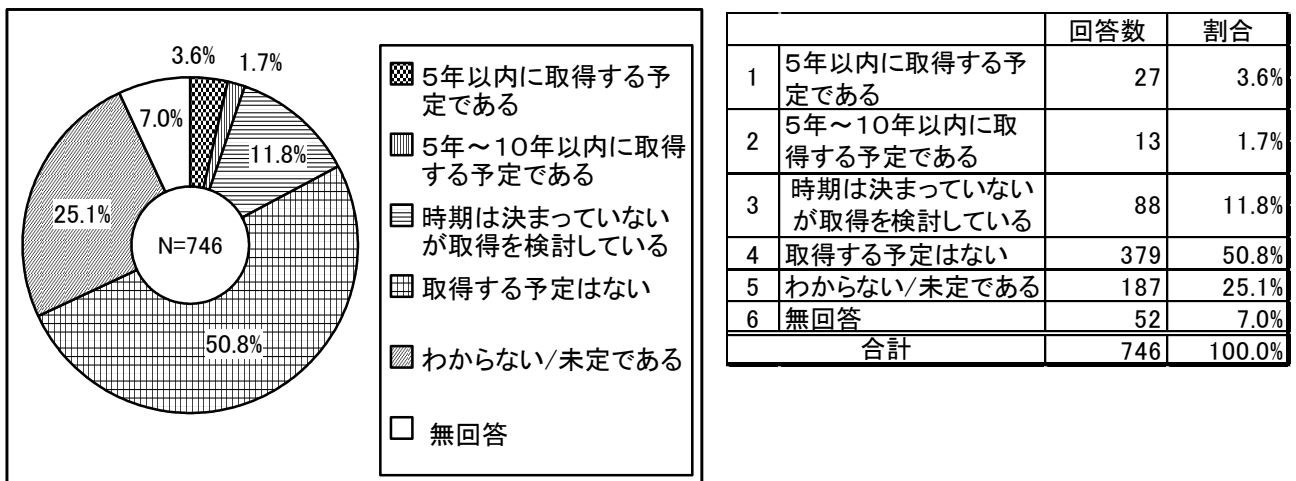


(3) 今後の墓地の取得意向について

問 3 今後の墓地の取得予定

今後の墓地の取得予定については、「取得する予定はない」が 50.8%で最も多い。「時期は決まっていないが取得を検討している」11.8%、「5 年以内に取得する予定である」3.6%、「5～10 年以内に取得する予定である」1.7%の順で、墓地の取得を予定・検討している方は 17.1%である。また、墓地の取得は必要性を感じる段階で検討を始める方も多いため「わからない/未定である」と答えた方が 25.1%いる。

図表 4-14 今後の墓地の取得予定



## 問4 希望する墓地の費用

(問3で「取得する予定はない」と答えた以外の方)

希望する墓地の費用については、「100～200万円」が24.3%で最も多く、次いで「50～100万円」22.6%、「50万円未満」18.0%、「200～300万円」11.4%、「300～600万円」5.2%、「600万円以上」0.3%の順である。

図表4-15 希望する墓地の取得費用

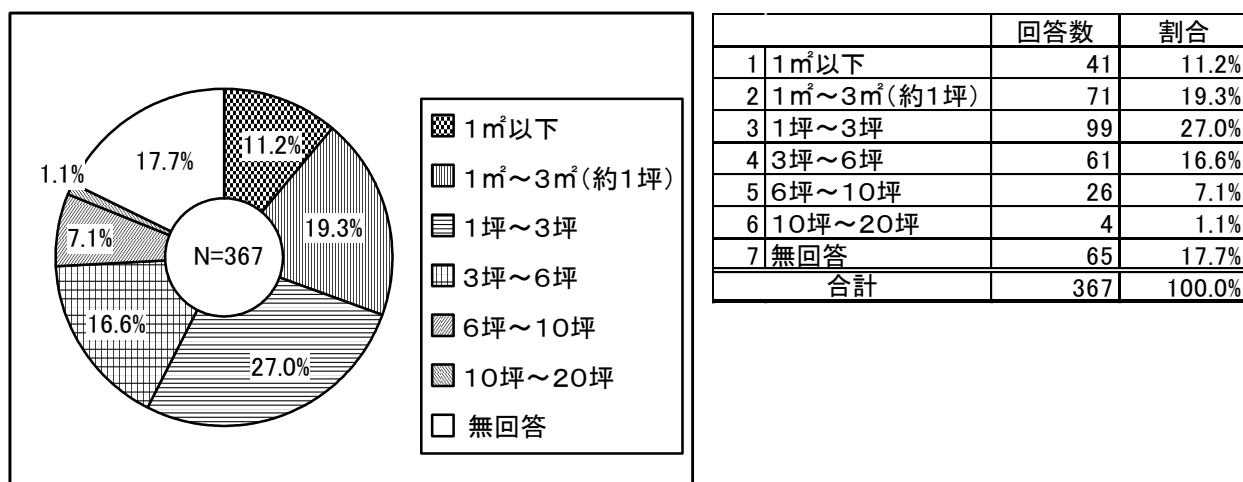


## 問5 希望する墓地の規模

(問3で「取得する予定はない」と答えた以外の方)

希望する墓地の規模については、「1坪～3坪」が27.0%で最も多く、次いで「1㎡～3㎡」19.3%、「3坪～6坪」16.6%、「1㎡以下」11.2%、「6坪～10坪」7.1%、「10～20坪」1.1%の順である。「3㎡以下」でも良いと答えた方は約3割となっている。

図表4-16 希望する墓地の規模

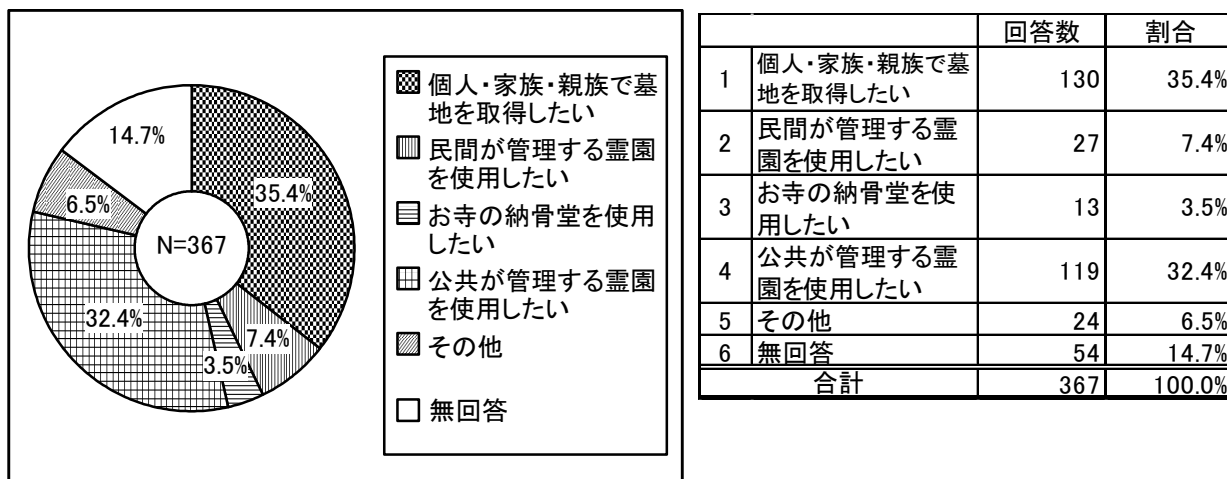


## 問6 希望する墓地の管理形態

(問3で「取得する予定はない」と答えた以外の方)

希望する墓地の管理形態については、「個人・家族・親族で墓地を取得したい」が35.4%で最も多く、「公共が管理する霊園を使用したい」が32.4%、「民間が管理する霊園を使用したい」7.4%、「お寺の納骨堂を使用したい」3.5%の順であり、「個人・家族・親族で墓地を取得したい」及び「公共が管理する霊園を使用したい」の2つを希望する方が多い。

図表 4-17 希望する墓地の管理形態

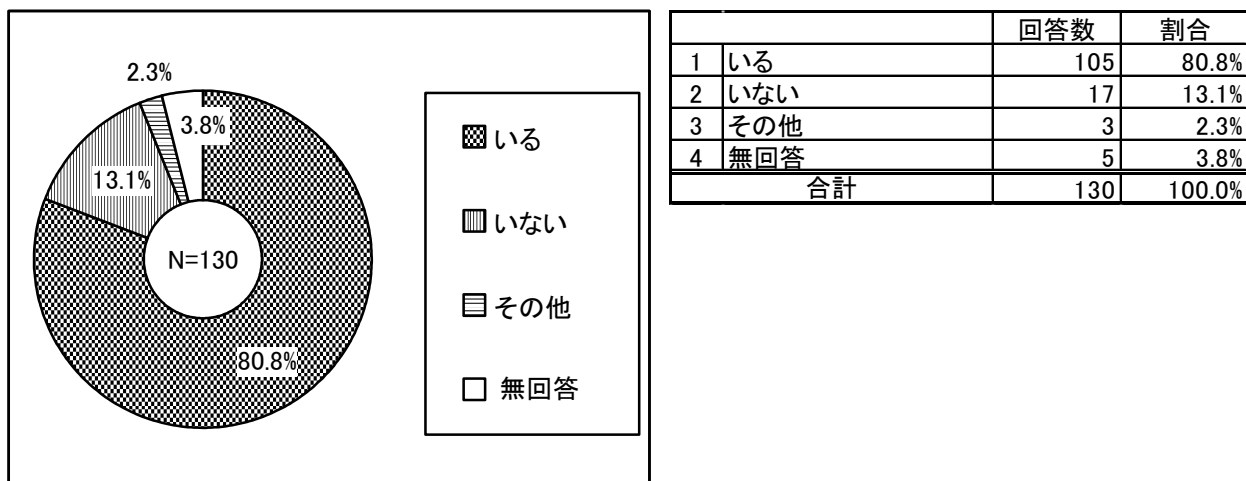


## 問6-2 墓地の継承者の有無

(問3で「取得する予定はない」と答えた以外の方でさらに、問6で「個人・家族・親族で墓地を取得したい」と回答された方)

新規に「個人・家族・親族で墓地を取得したい」と回答された方のうち、墓地の後継者の有無については、「いる」80.8%、「いない」13.1%である。

図表 4-18 墓地の承継者の有無 (新規取得希望者)



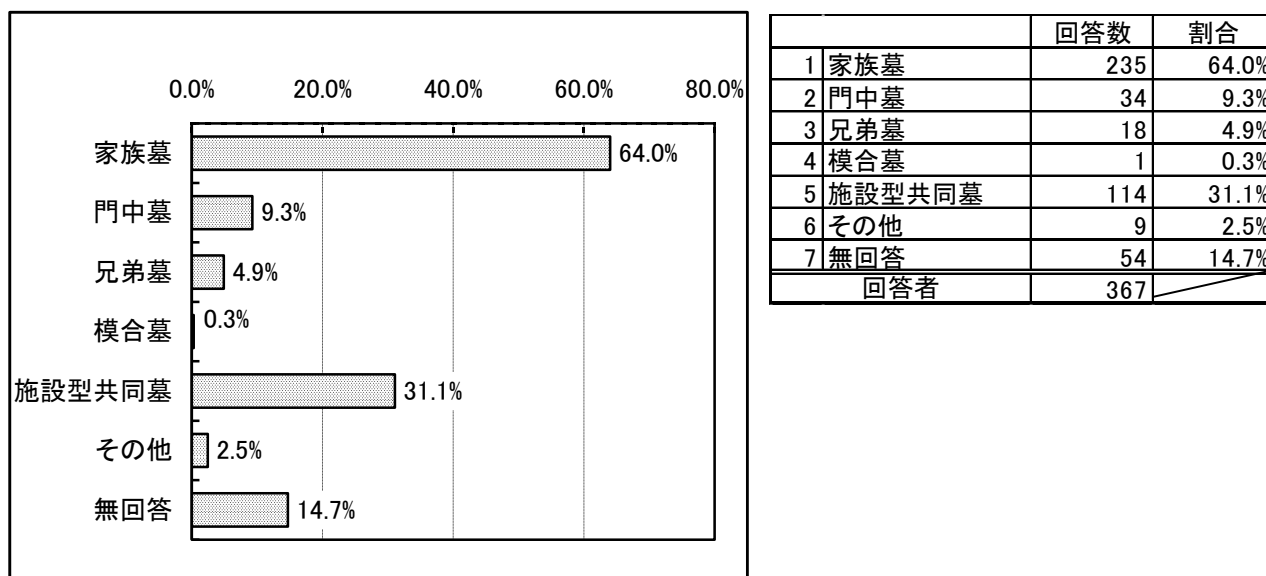


問6-3 希望する墓地の種類 ※複数回答可（2つまで）

（問3で「取得する予定はない」と答えた以外の方）

希望する墓地の種類については、「家族墓」が64.0%で最も多く、次いで「施設型共同墓」31.1%、「門中墓」9.3%、「兄弟墓」4.9%、「その他」2.5%、「模合墓」0.3%の順である。

図表 4-19 希望する墓地の種類（複数回答）（N=367）

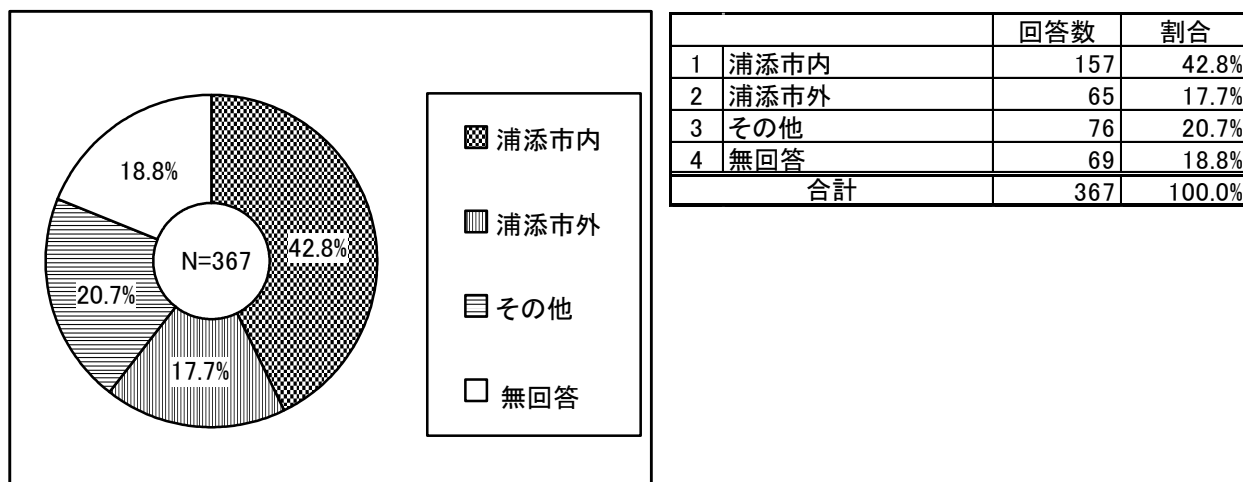


問6-4 希望する墓地の場所

（問3で「取得する予定はない」と答えた以外の方）

希望する墓地の場所については、「浦添市内」が42.8%で最も多く、「浦添市外」は17.7%である。

図表 4-20 希望する墓地の場所

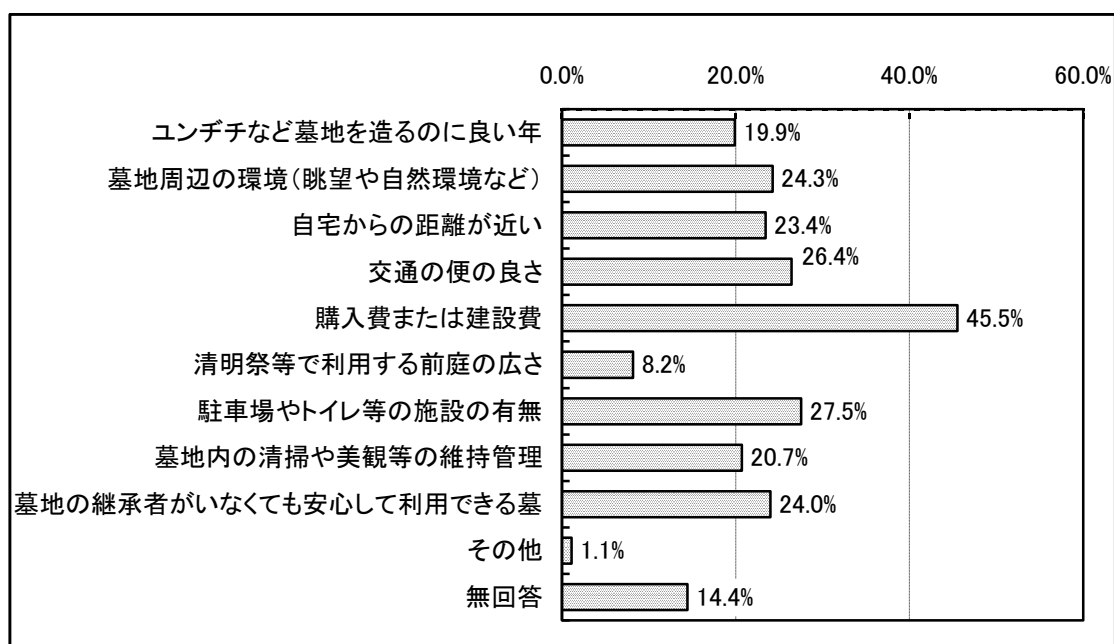


問6-5 墓地取得時の重視事項 ※複数回答可（3つまで）

（問3で「取得する予定はない」と答えた以外の方）

墓地を取得（造る又は購入）する場合に最も重視する点については、「購入費または建設費」が45.5%で最も多く、次いで「駐車場やトイレ等の施設の有無」27.5%、「交通の便の良さ」26.4%、「墓地周辺の環境（眺望や自然環境など）」24.3%、「墓地の継承者がいなくても安心して利用できる墓」24.0%、「自宅からの距離が近い」23.4%、「墓地内の清掃や美観等の維持管理」20.7%、「ユンヂチなど墓地を造るのに良い年」19.9%、「清明祭等で利用する前庭の広さ」8.2%の順である。

図表 4-21 墓地取得時の重視事項（複数回答）（N=367）



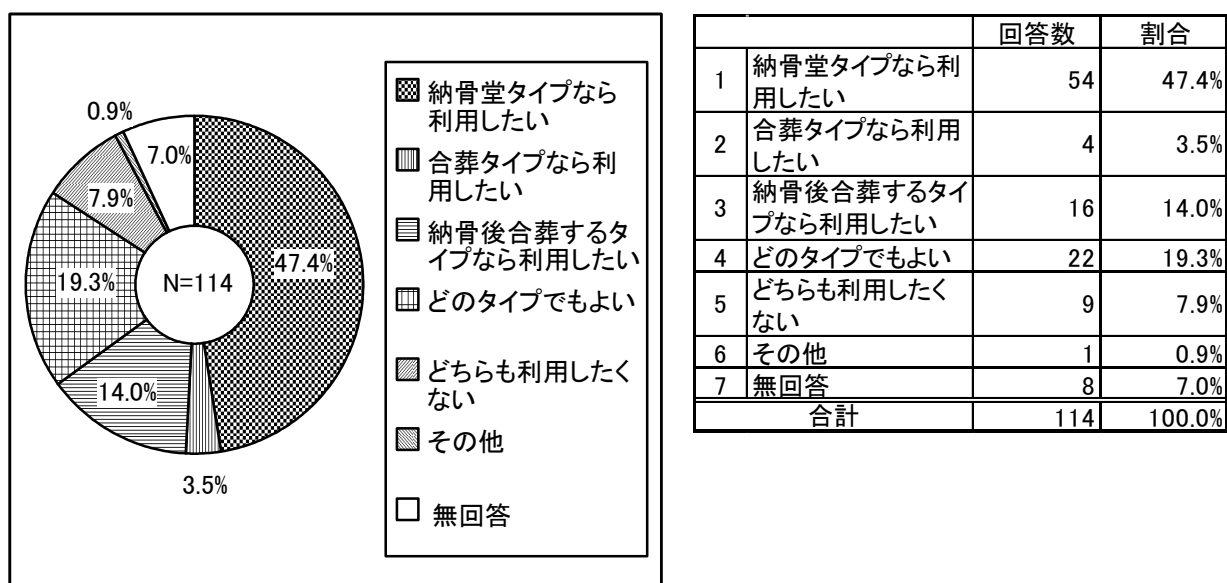
	回答数	割合
1 ユンヂチなど墓地を造るのに良い年	73	19.9%
2 墓地周辺の環境（眺望や自然環境など）	89	24.3%
3 自宅からの距離が近い	86	23.4%
4 交通の便の良さ	97	26.4%
5 購入費または建設費	167	45.5%
6 清明祭等で利用する前庭の広さ	30	8.2%
7 駐車場やトイレ等の施設の有無	101	27.5%
8 墓地内の清掃や美観等の維持管理	76	20.7%
9 墓地の継承者がいなくても安心して利用できる墓	88	24.0%
10 その他	4	1.1%
11 無回答	53	14.4%
回答者	367	

## (4) 施設型共同墓について

問7 利用したい「施設型共同墓」のタイプ  
(問6-3で「施設型共同墓」と答えた方)

利用したい施設型共同墓のタイプについては、「納骨堂タイプなら利用したい」が47.4%で最も多く、次いで「どのタイプでもよい」19.3%、「納骨後合葬するタイプなら利用したい」14.0%、「どちらも利用したくない」7.9%、「合葬タイプなら利用したい」3.5%の順である。

図表 4-22 利用したい「施設型共同墓」のタイプ



施設型共同墓とは、公共や民間などが運営するもので、大きな墳墓（納骨堂などを含む）に複数の遺骨を納めます。次のようなタイプがある。

○納骨堂タイプ：遺骨を個々の骨壺に入れ、1つの墳墓に納めるもの

○合葬タイプ：骨壺から遺骨を出し、複数の遺骨を一か所に合葬するもの

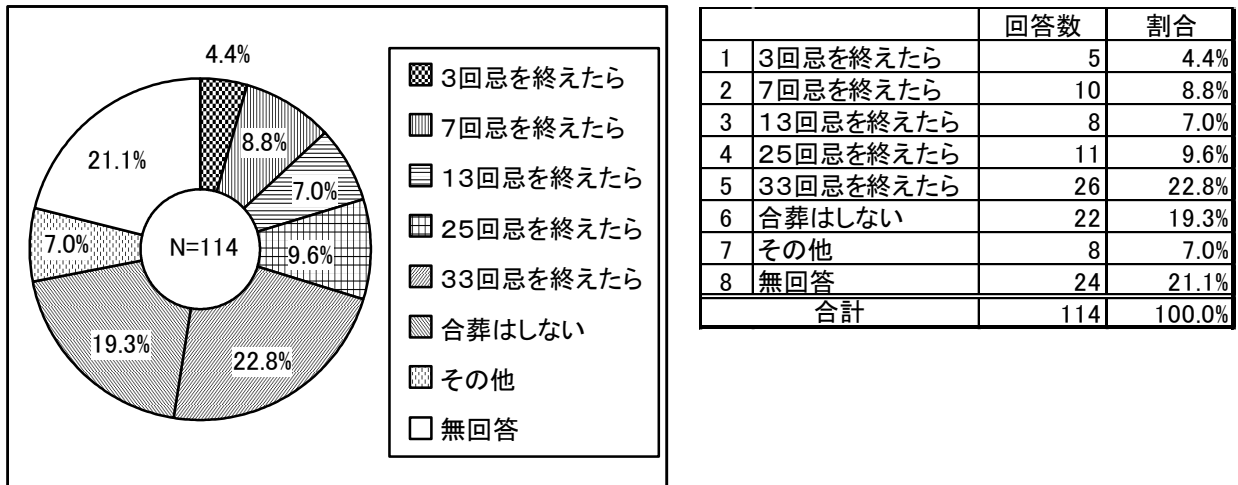
○納骨後合葬タイプ：一定期間（10～50年）納骨堂で供養を行った後に合葬するもの

問7-2 合葬しても良い時期

(問6-3で「施設型共同墓」と答えた方)

合葬しても良い時期については、「33回忌を終えたら」が22.8%で最も多く、次いで「合葬はしない」19.3%、「25回忌を終えたら」9.6%、「7回忌を終えたら」8.8%、「13回忌を終えたら」及び「その他」が7.0%、「3回忌を終えたら」4.4%の順である。約5割の方は「合葬」も可としている。

図表 4-23 合葬しても良い時期

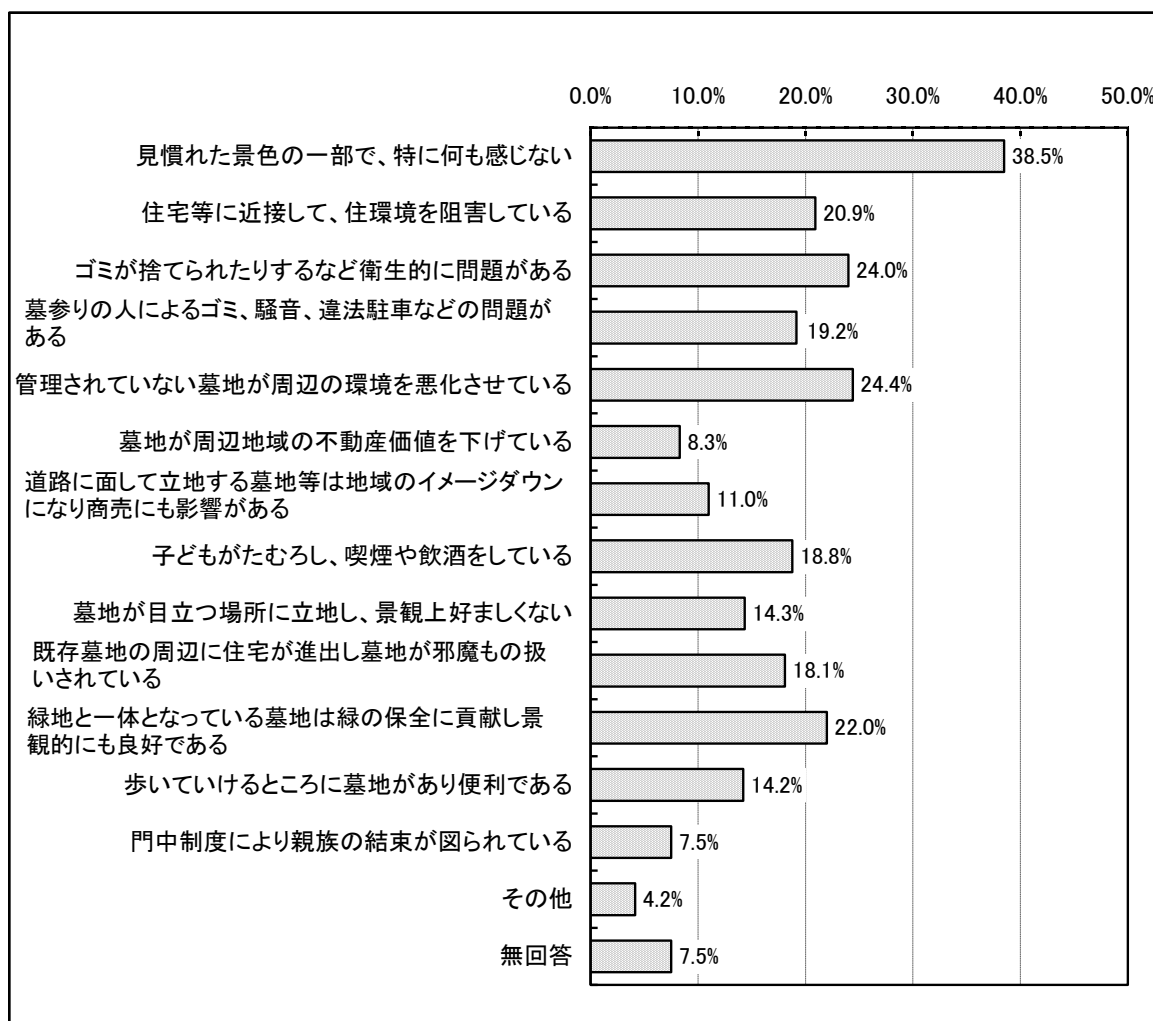


## (5) 浦添市内の墓地の状況について

## 問8 浦添市内の墓地を見てどのように感じるか ※複数回答可

浦添市内の墓地を見てどのように感じるかについては、「見慣れた景色の一部で、特に何も感じない」が38.5%で最も多く、次いで「管理されていない墓地が周辺の環境を悪化させている」24.4%、「ゴミが捨てられたりするなど衛生的に問題がある」24.0%、「緑地と一体となっている墓地は緑の保全に貢献し景観的にも良好である」22.0%、「住宅等に近接して、住環境を阻害している」20.9%、「墓参りの人によるゴミ、騒音、違法駐車などの問題がある」19.2%、「子どもがたむろし、喫煙や飲酒をしている」18.8%、「既存墓地の周辺に住宅が進出し墓地が邪魔もの扱いされている」18.1%、「墓地が目立つ場所に立地し、景観上好ましくない」14.3%、「歩いていけるとところに墓地があり便利である」14.2%、「道路に面して立地する墓地等は地域のイメージダウンになり商売にも影響がある」11.0%の順となっており、他の項目は10%未満である。

図表 4-24 浦添市内の墓地を見てどのように感じるか（複数回答）（N=746）



字別では、概ねどの字においても「見慣れた景色の一部で、特に何も感じない」が最も多く、次いで、「管理されていない墓地が周辺の環境を悪化させている」、「ゴミが捨てられたりするなど衛生的に問題がある」等の墓地に対するマイナスイメージの回答が多くなっているが、仲間や安波茶、城間、屋富祖、当山、大平では、「緑地と一体となっている墓地は緑の保全に貢献している」という回答が上位3位以内に入っている。

また、墓参りによるゴミ・騒音・違法駐車等の問題については、仲間、伊祖、港川、屋富祖、内間、経塚、前田、当山、大平の各字で見られると答えた方が多く、これらの字（仲間、前田、当山を除く）は、市街地や集落内又は市街地や集落に隣接する場所に墓地が多く立地している。

（※仲間、前田は字内に多くの墓地が集積、当山は中学校に隣接して墓地が集積している。）

図表 4-25 浦添市内の墓地を見てどのように感じるか（字別クロス集計 その1）

		第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
1	仲間 (N=31)	見慣れた景色の一部で、特に何も感じない	緑地と一体となっている墓地は緑の保全に貢献し景観的にも良好である	歩いていけるところに墓があり便利である	・墓参りの人によるゴミ、騒音、違法駐車などの問題がある ・既存墓地の周辺に住宅が進出し墓地が邪魔もの扱いされている	
		12 38.7%	9 29.0%	8 25.8%	7 22.6%	
2	安波茶 (N=41)	・見慣れた景色の一部で、特に何も感じない ・緑地と一体となっている墓地は緑の保全に貢献し景観的にも良好である	住宅等に近接して、住環境を阻害している	住宅等に近接して、住環境を阻害している	・ゴミが捨てられたりするなど衛生的に問題がある ・管理されていない墓地が周辺の環境を悪化させている ・墓地が目立つ場所に立地し、景観上好ましくない	
		14 34.1%	12 29.3%	10 24.4%		
3	伊祖 (N=49)	見慣れた景色の一部で、特に何も感じない	住宅等に近接して、住環境を阻害している	・管理されていない墓地が周辺の環境を悪化させている ・既存墓地の周辺に住宅が進出し墓地が邪魔もの扱いされている	・墓参りの人によるゴミ、騒音、違法駐車などの問題がある ・緑地と一体となっている墓地は緑の保全に貢献し景観的にも良好である	
		22 44.9%	11 22.4%	10 20.4%	8 16.3%	
4	牧港 (N=66)	見慣れた景色の一部で、特に何も感じない	ゴミが捨てられたりするなど衛生的に問題がある	管理されていない墓地が周辺の環境を悪化させている	・子どもがたむろし、喫煙や飲酒をしている ・緑地と一体となっている墓地は緑の保全に貢献し景観的にも良好である	
		31 47.0%	23 34.8%	20 30.3%	19 28.8%	
5	港川 (N=39)	管理されていない墓地が周辺の環境を悪化させている	見慣れた景色の一部で、特に何も感じない	子どもがたむろし、喫煙や飲酒をしている	・墓参りの人によるゴミ、騒音、違法駐車などの問題がある ・緑地と一体となっている墓地は緑の保全に貢献し景観的にも良好である	
		16 41.0%	13 33.3%	10 25.6%	9 23.1%	
6	城間 (N=38)	見慣れた景色の一部で、特に何も感じない	ゴミが捨てられたりするなど衛生的に問題がある	・既存墓地の周辺に住宅が進出し墓地が邪魔もの扱いされている ・緑地と一体となっている墓地は緑の保全に貢献し景観的にも良好である	管理されていない墓地が周辺の環境を悪化させている	
		26 36.1%	20 27.8%	18 25.0%	17 23.6%	
7	屋富祖 (N=36)	・見慣れた景色の一部で、特に何も感じない ・緑地と一体となっている墓地は緑の保全に貢献し景観的にも良好である	子どもがたむろし、喫煙や飲酒をしている	子どもがたむろし、喫煙や飲酒をしている	・住宅等に近接して、住環境を阻害している ・墓参りの人によるゴミ、騒音、違法駐車などの問題がある ・管理されていない墓地が周辺の環境を悪化させている ・歩いていけるところに墓があり便利である	
		12 33.3%	10 27.8%	8 22.2%	7 19.4%	

図表 4-25 浦添市内の墓地を見てどのように感じるか（字別クロス集計 その2）

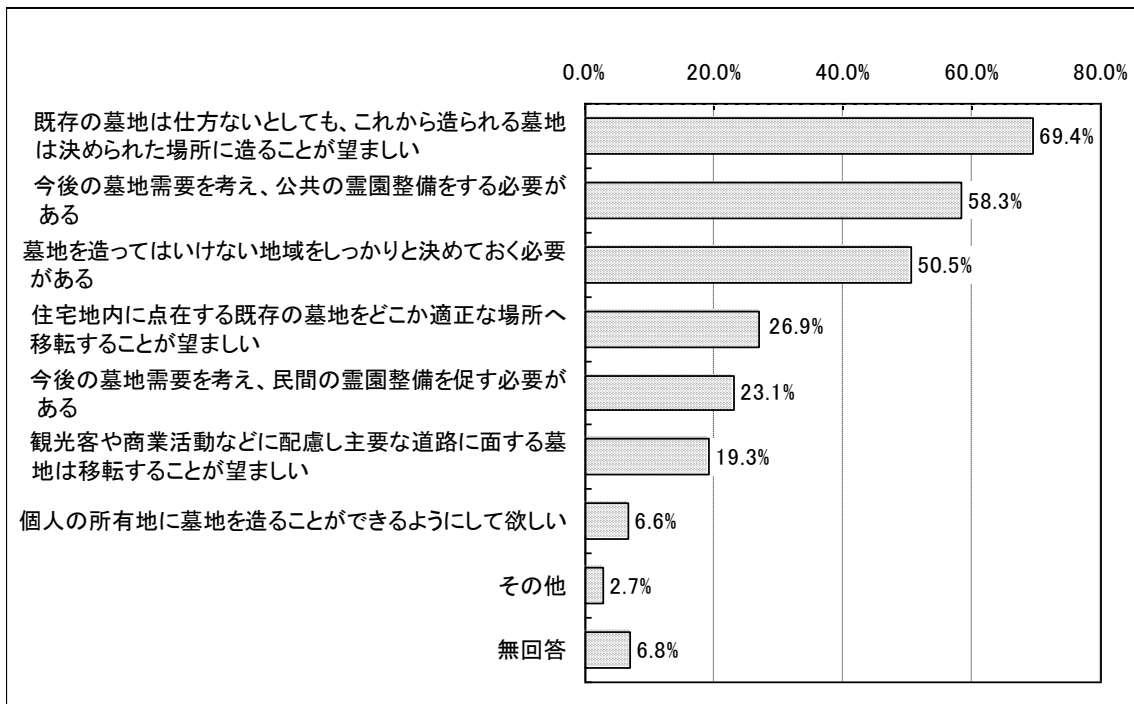
		第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
8	宮城 (N=70)	管理されていない墓地が周辺の環境を悪化させている	見慣れた景色の一部で、特に何も感じない	住宅等に近接して、住環境を阻害している	緑地と一体となっている墓地は緑の保全に貢献し景観的にも良好である	ゴミが捨てられたりするなど衛生的に問題がある
		20 28.6%	19 27.1%	17 24.3%	16 22.9%	15 21.4%
9	勢理客 (N=31)	見慣れた景色の一部で、特に何も感じない	管理されていない墓地が周辺の環境を悪化させている	・ゴミが捨てられったりするなど衛生的に問題がある ・既存墓地の周辺に住宅が進出し墓地が邪魔もの扱いされている	・子どもがたむろし、喫煙や飲酒をしている	・子どもがたむろし、喫煙や飲酒をしている ・緑地と一体となっている墓地は緑の保全に貢献し景観的にも良好である
		13 41.9%	10 32.3%		9 29.0%	6 19.4%
10	内間 (N=61)	見慣れた景色の一部で、特に何も感じない	住宅等に近接して、住環境を阻害している	子どもがたむろし、喫煙や飲酒をしている	ゴミが捨てられったりするなど衛生的に問題がある	墓参りの人によるゴミ、騒音、違法駐車などの問題がある
		24 39.3%	20 32.8%	14 23.0%	12 19.7%	11 18.0%
11	経塚 (N=31)	管理されていない墓地が周辺の環境を悪化させている	・見慣れた景色の一部で、特に何も感じない ・ゴミが捨てられったりするなど衛生的に問題がある ・子どもがたむろし、喫煙や飲酒をしている			・墓参りの人によるゴミ、騒音、違法駐車などの問題がある ・墓地が目立つ場所に立地し、景観上好ましくない
		12 38.7%			9 29.0%	6 19.4%
12	前田 (N=49)	見慣れた景色の一部で、特に何も感じない	既存墓地の周辺に住宅が進出し墓地が邪魔もの扱いされている	・ゴミが捨てられったりするなど衛生的に問題がある ・墓参りの人によるゴミ、騒音、違法駐車などの問題がある		・住宅等に近接して、住環境を阻害している ・管理されていない墓地が周辺の環境を悪化させている
		18 36.7%	17 34.7%		15 30.6%	14 28.6%
13	西原 (N=62)	見慣れた景色の一部で、特に何も感じない	墓地が目立つ場所に立地し、景観上好ましくない	ゴミが捨てられったりするなど衛生的に問題がある	・住宅等に近接して、住環境を阻害している ・歩いていけるところに墓があり便利である	
		28 45.2%	14 22.6%	13 21.0%		11 17.7%
14	当山 (N=23)	見慣れた景色の一部で、特に何も感じない	・ゴミが捨てられったりするなど衛生的に問題がある ・墓参りの人によるゴミ、騒音、違法駐車などの問題がある ・墓地が目立つ場所に立地し、景観上好ましくない ・緑地と一体となっている墓地は緑の保全に貢献し景観的にも良好である ・歩いていけるところに墓があり便利である			
		10 43.5%				7 30.4%
15	大平 (N=28)	見慣れた景色の一部で、特に何も感じない	緑地と一体となっている墓地は緑の保全に貢献し景観的にも良好である	子どもがたむろし、喫煙や飲酒をしている	墓参りの人によるゴミ、騒音、違法駐車などの問題がある	・管理されていない墓地が周辺の環境を悪化させている ・歩いていけるところに墓があり便利である
		17 60.7%	7 25.0%	6 21.4%	5 17.9%	4 14.3%
16	沢岷 (N=30)	見慣れた景色の一部で、特に何も感じない	ゴミが捨てられったりするなど衛生的に問題がある	歩いていけるところに墓があり便利である	・管理されていない墓地が周辺の環境を悪化させている ・緑地と一体となっている墓地は緑の保全に貢献し景観的にも良好である	
		13 43.3%	10 33.3%	9 30.0%		6 20.0%
17	仲西 (N=24)	管理されていない墓地が周辺の環境を悪化させている	・見慣れた景色の一部で、特に何も感じない ・ゴミが捨てられったりするなど衛生的に問題がある	住宅等に近接して、住環境を阻害している		・子どもがたむろし、喫煙や飲酒をしている ・既存墓地の周辺に住宅が進出し墓地が邪魔もの扱いされている ・緑地と一体となっている墓地は緑の保全に貢献し景観的にも良好である ・歩いていけるところに墓があり便利である
		7 29.2%		6 25.0%	5 20.8%	4 16.7%
18	無回答 (N=3)	墓参りの人によるゴミ、騒音、違法駐車などの問題がある	・ゴミが捨てられったりするなど衛生的に問題がある ・子どもがたむろし、喫煙や飲酒をしている ・既存墓地の周辺に住宅が進出し墓地が邪魔もの扱いされている			
		2 66.7%		1 33.3%		-

(6) 今後の浦添市内の墓地のあり方について

問9 今後の墓地のあり方 ※複数回答可

今後の墓地のあり方については、「既存の墓地は仕方ないとしても、これから造られる墓地は決められた場所に造ることが望ましい」が69.4%で最も多く、次いで「今後の墓地需要を考え、公共の霊園整備をする必要がある」58.3%、「墓地を造ってはいけない地域をしっかりと決めておく必要がある」50.5%、「住宅地内に点在する既存の墓地をどこか適正な場所へ移転することが望ましい」26.9%、「今後の墓地需要を考え、民間の霊園整備を促す必要がある」23.1%、「観光客や商業活動などに配慮し主要な道路に面する墓地は移転することが望ましい」19.3%、「個人の所有地に墓地を造ることができるようにしてほしい」6.6%の順である。

図表 4-26 今後の墓地のあり方（複数回答）(N=746)



	回答数	割合
1 既存の墓地は仕方ないとしても、これから造られる墓地は決められた場所に造ることが望ましい	518	69.4%
2 住宅地内に点在する既存の墓地をどこか適正な場所へ移転することが望ましい	201	26.9%
3 観光客や商業活動などに配慮し主要な道路に面する墓地は移転することが望ましい	144	19.3%
4 今後の墓地需要を考え、公共の霊園整備をする必要がある	435	58.3%
5 今後の墓地需要を考え、民間の霊園整備を促す必要がある	172	23.1%
6 個人の所有地に墓地を造ることができるようにしてほしい	49	6.6%
7 墓地を造ってはいけない地域をしっかりと決めておく必要がある	377	50.5%
8 その他	20	2.7%
9 無回答	51	6.8%
回答者	746	



今後の墓地のあり方について字別でみると、どの字においても「既存の墓地は仕方ないとしても、これから造られる墓地は決められた場所に造ることが望ましい」、「今後の墓地需要を考え、公共の霊園整備をする必要がある」、「墓地を造ってはいけない地域をしっかりと決めておく必要がある」の3項目への回答が多くなっている。

図表 4-27 今後の墓地のあり方（字別クロス集計 その1）

		1位	2位	3位	4位	5位	
1	仲間 (N=31)	・既存の墓地は仕方ないとしても、これから造られる墓地は決められた場所に造ることが望ましい ・今後の墓地需要を考え、公共の霊園整備をする必要がある	墓地を造ってはいけない地域をしっかりと決めておく必要がある	住宅地内に点在する既存の墓地をどこか適正な場所へ移転することが望ましい	今後の墓地需要を考え、民間の霊園整備を促す必要がある	23	
						14	9
		74.2%	45.2%	29.0%	25.8%		
2	安波茶 (N=41)	既存の墓地は仕方ないとしても、これから造られる墓地は決められた場所に造ることが望ましい	今後の墓地需要を考え、公共の霊園整備をする必要がある	墓地を造ってはいけない地域をしっかりと決めておく必要がある	住宅地内に点在する既存の墓地をどこか適正な場所へ移転することが望ましい	・観光客や商業活動などに配慮し主要な道路に面する墓地は移転することが望ましい ・今後の墓地需要を考え、民間の霊園整備を促す必要がある	33
							26
		80.5%	63.4%	53.7%	39.0%	22.0%	
3	伊祖 (N=49)	既存の墓地は仕方ないとしても、これから造られる墓地は決められた場所に造ることが望ましい	墓地を造ってはいけない地域(墓地禁止区域)をしっかりと決めておく必要がある	今後の墓地需要を考え、公共の霊園整備をする必要がある	今後の墓地需要を考え、民間の霊園整備を促す必要がある	住宅地内に点在する既存の墓地をどこか適正な場所へ移転することが望ましい	30
							24
		61.2%	49.0%	44.9%	26.5%	24.5%	
4	牧港 (N=66)	既存の墓地は仕方ないとしても、これから造られる墓地は決められた場所に造ることが望ましい	今後の墓地需要を考え、公共の霊園整備をする必要がある	墓地を造ってはいけない地域をしっかりと決めておく必要がある	住宅地内に点在する既存の墓地をどこか適正な場所へ移転することが望ましい	観光客や商業活動などに配慮し主要な道路に面する墓地は移転することが望ましい	48
							45
		72.7%	68.2%	48.5%	31.8%	28.8%	
5	港川 (N=39)	・既存の墓地は仕方ないとしても、これから造られる墓地は決められた場所に造ることが望ましい ・今後の墓地需要を考え、公共の霊園整備をする必要がある	墓地を造ってはいけない地域をしっかりと決めておく必要がある	住宅地内に点在する既存の墓地をどこか適正な場所へ移転することが望ましい	・観光客や商業活動などに配慮し主要な道路に面する墓地は移転することが望ましい ・今後の墓地需要を考え、民間の霊園整備を促す必要がある	30	
						19	14
		76.9%	48.7%	35.9%	28.2%		
6	城間 (N=38)	既存の墓地は仕方ないとしても、これから造られる墓地は決められた場所に造ることが望ましい	今後の墓地需要を考え、公共の霊園整備をする必要がある	墓地を造ってはいけない地域をしっかりと決めておく必要がある	今後の墓地需要を考え、民間の霊園整備を促す必要がある	・住宅地内に点在する既存の墓地をどこか適正な場所へ移転することが望ましい ・観光客や商業活動などに配慮し主要な道路に面する墓地は移転することが望ましい	54
							43
		75.0%	59.7%	51.4%	25.0%	22.2%	
7	屋富祖 (N=36)	・既存の墓地は仕方ないとしても、これから造られる墓地は決められた場所に造ることが望ましい ・今後の墓地需要を考え、公共の霊園整備をする必要がある	墓地を造ってはいけない地域をしっかりと決めておく必要がある	住宅地内に点在する既存の墓地をどこか適正な場所へ移転することが望ましい	今後の墓地需要を考え、民間の霊園整備を促す必要がある	24	
						23	11
		66.7%	63.9%	30.6%	22.2%		
8	宮城 (N=70)	既存の墓地は仕方ないとしても、これから造られる墓地は決められた場所に造ることが望ましい	今後の墓地需要を考え、公共の霊園整備をする必要がある	墓地を造ってはいけない地域をしっかりと決めておく必要がある	今後の墓地需要を考え、民間の霊園整備を促す必要がある	住宅地内に点在する既存の墓地をどこか適正な場所へ移転することが望ましい	44
							37
		62.9%	52.9%	48.6%	25.7%	24.3%	

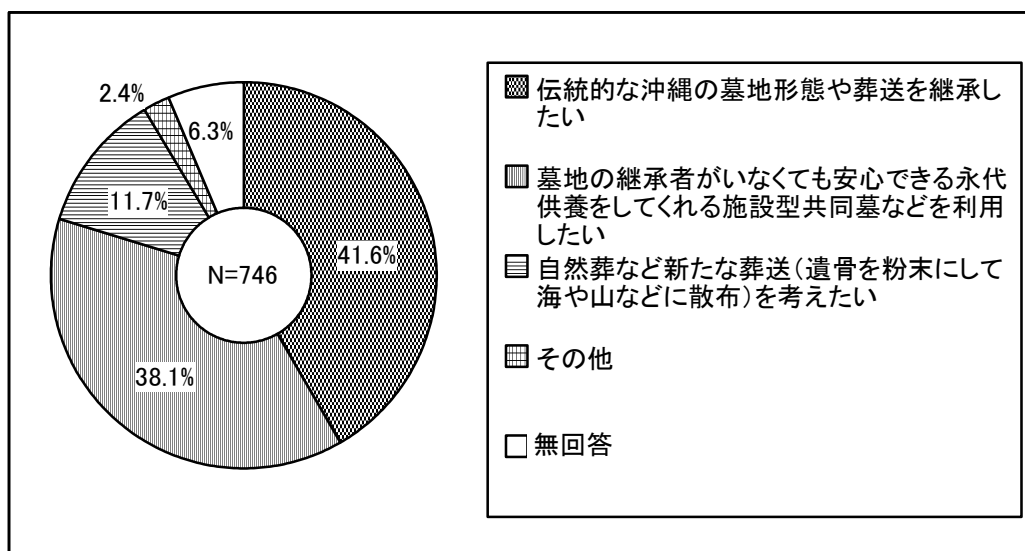
図表 4-27 今後の墓地のあり方（字別クロス集計 その2）

		1位	2位	3位	4位	5位
9	勢理客 (N=31)	既存の墓地は仕方ないとしても、これから造られる墓地は決められた場所に造ることが望ましい	今後の墓地需要を考え、公共の霊園整備をする必要がある	墓地を造ってはいけない地域をしっかりと決めておく必要がある	住宅地内に点在する既存の墓地をどこか適正な場所へ移転することが望ましい	今後の墓地需要を考え、民間の霊園整備を促す必要がある
		20 64.5%	16 51.6%	10 32.3%	8 25.8%	6 19.4%
10	内間 (N=61)	既存の墓地は仕方ないとしても、これから造られる墓地は決められた場所に造ることが望ましい	今後の墓地需要を考え、公共の霊園整備をする必要がある	墓地を造ってはいけない地域をしっかりと決めておく必要がある	住宅地内に点在する既存の墓地をどこか適正な場所へ移転することが望ましい	今後の墓地需要を考え、民間の霊園整備を促す必要がある
		39 63.9%	33 54.1%	30 49.2%	16 26.2%	11 18.0%
11	経塚 (N=31)	既存の墓地は仕方ないとしても、これから造られる墓地は決められた場所に造ることが望ましい	・墓地を造ってはいけない地域(墓地禁止区域)をしっかりと決めておく必要がある ・今後の墓地需要を考え、公共の霊園整備をする必要がある	・今後の墓地需要を考え、公共の霊園整備をする必要がある	住宅地内に点在する既存の墓地をどこか適正な場所へ移転することが望ましい	観光客や商業活動などに配慮し主要な道路に面する墓地は移転することが望ましい
		21 67.7%		18 58.1%	10 32.3%	6 19.4%
12	前田 (N=49)	既存の墓地は仕方ないとしても、これから造られる墓地は決められた場所に造ることが望ましい	墓地を造ってはいけない地域をしっかりと決めておく必要がある	今後の墓地需要を考え、公共の霊園整備をする必要がある	住宅地内に点在する既存の墓地をどこか適正な場所へ移転することが望ましい	観光客や商業活動などに配慮し主要な道路に面する墓地は移転することが望ましい
		36 73.5%	29 59.2%	27 55.1%	15 30.6%	12 24.5%
13	西原 (N=62)	既存の墓地は仕方ないとしても、これから造られる墓地は決められた場所に造ることが望ましい	・墓地を造ってはいけない地域をしっかりと決めておく必要がある ・今後の墓地需要を考え、公共の霊園整備をする必要がある		住宅地内に点在する既存の墓地をどこか適正な場所へ移転することが望ましい	個人の所有地に墓地を造ることができるようにして欲しい
		43 69.4%		35 56.5%	14 22.6%	10 16.1%
14	当山 (N=23)	既存の墓地は仕方ないとしても、これから造られる墓地は決められた場所に造ることが望ましい	今後の墓地需要を考え、公共の霊園整備をする必要がある	墓地を造ってはいけない地域をしっかりと決めておく必要がある	今後の墓地需要を考え、民間の霊園整備を促す必要がある	住宅地内に点在する既存の墓地をどこか適正な場所へ移転することが望ましい
		18 78.3%	16 69.6%	14 60.9%	9 39.1%	6 26.1%
15	大平 (N=28)	既存の墓地は仕方ないとしても、これから造られる墓地は決められた場所に造ることが望ましい	今後の墓地需要を考え、公共の霊園整備をする必要がある	墓地を造ってはいけない地域をしっかりと決めておく必要がある	今後の墓地需要を考え、民間の霊園整備を促す必要がある	住宅地内に点在する既存の墓地をどこか適正な場所へ移転することが望ましい
		19 67.9%	15 53.6%	13 46.4%	8 28.6%	7 25.0%
16	沢岬 (N=30)	既存の墓地は仕方ないとしても、これから造られる墓地は決められた場所に造ることが望ましい	今後の墓地需要を考え、公共の霊園整備をする必要がある	墓地を造ってはいけない地域をしっかりと決めておく必要がある	今後の墓地需要を考え、民間の霊園整備を促す必要がある	住宅地内に点在する既存の墓地をどこか適正な場所へ移転することが望ましい
		20 66.7%	11 36.7%	10 33.3%	6 20.0%	3 10.0%
17	仲西 (N=24)	既存の墓地は仕方ないとしても、これから造られる墓地は決められた場所に造ることが望ましい	今後の墓地需要を考え、公共の霊園整備をする必要がある	墓地を造ってはいけない地域をしっかりと決めておく必要がある	観光客や商業活動などに配慮し主要な道路に面する墓地は移転することが望ましい	今後の墓地需要を考え、民間の霊園整備を促す必要がある
		14 58.3%	13 54.2%	11 45.8%	6 25.0%	6 25.0%
18	無回答 (N=3)	・既存の墓地は仕方ないとしても、これから造られる墓地は決められた場所に造ることが望ましい ・墓地を造ってはいけない地域をしっかりと決めておく必要がある		・住宅地内に点在する既存の墓地をどこか適正な場所へ移転することが望ましい ・観光客や商業活動などに配慮し主要な道路に面する墓地は移転することが望ましい ・今後の墓地需要を考え、公共の霊園整備をする必要がある		
			2 66.7%		1 33.3%	
合計 (N=746)		既存の墓地は仕方ないとしても、これから造られる墓地は決められた場所に造ることが望ましい	今後の墓地需要を考え、公共の霊園整備をする必要がある	墓地を造ってはいけない地域をしっかりと決めておく必要がある	住宅地内に点在する既存の墓地をどこか適正な場所へ移転することが望ましい	今後の墓地需要を考え、民間の霊園整備を促す必要がある
		518 69.4%	435 58.3%	377 50.5%	201 26.9%	172 23.1%

## 問10 墓地や葬送のあり方

墓地や葬送のあり方については、「伝統的な沖縄の墓地形態や葬送を継承したい」が41.6%で最も多く、次いで「墓地の継承者がいなくても安心できる永代供養をしてくれる施設型共同墓などを利用したい」38.1%、「自然葬など新たな葬送(遺骨を粉末にして海や山などに散布)を考えたい」11.7%の順である。

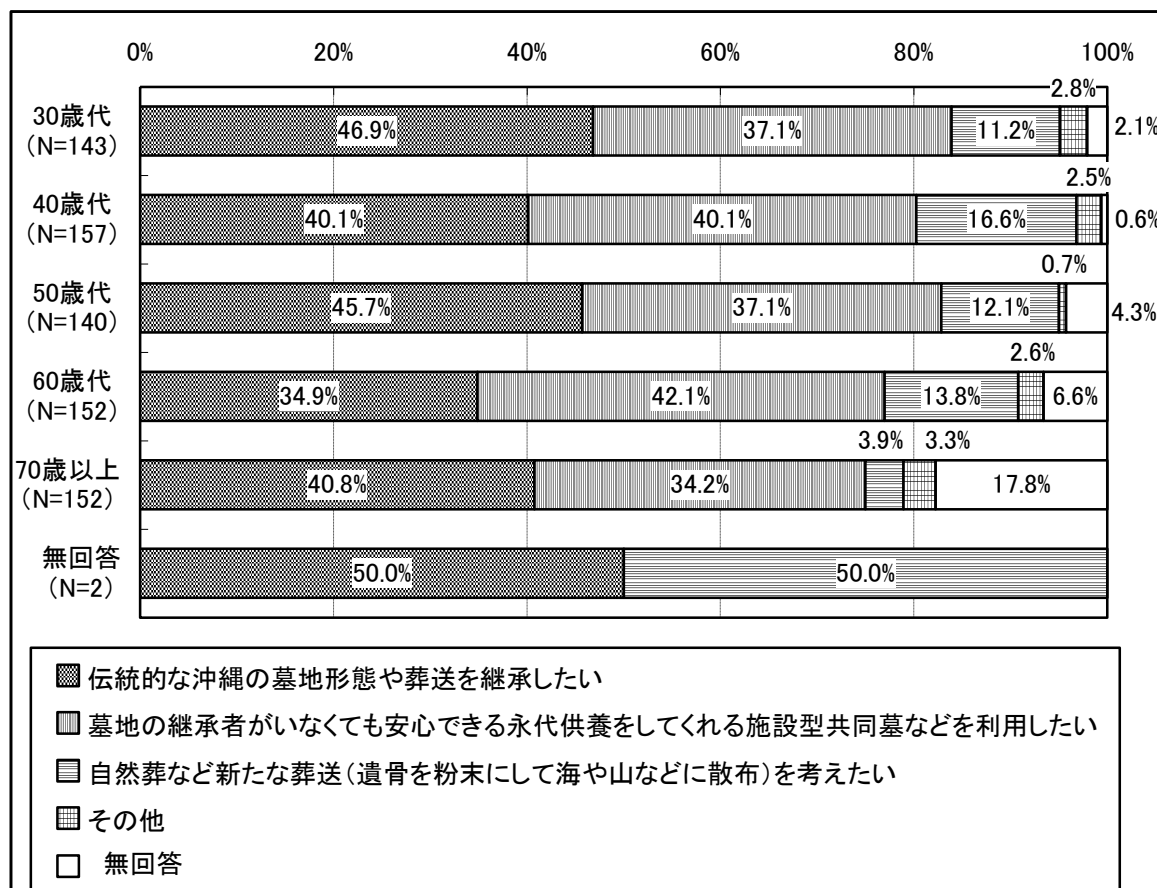
図表 4-28 墓地や葬送のあり方



		回答数	割合
1	伝統的な沖縄の墓地形態や葬送を継承したい	310	41.6%
2	墓地の継承者がいなくても安心できる永代供養をしてくれる施設型共同墓などを利用したい	284	38.1%
3	自然葬など新たな葬送(遺骨を粉末にして海や山などに散布)を考えたい	87	11.7%
4	その他	18	2.4%
5	無回答	47	6.3%
合計		746	100.0%

墓地や葬送のあり方について年齢別に見ると、30歳代、40歳代、50歳代及び70歳以上については、「伝統的な沖縄の墓地形態や葬送を継承したい」と回答した割合が多くなっているが、60歳代においては、「墓地の継承者がいなくても安心できる永代供養をしてくれる施設型共同墓などを利用したい」との回答が多くなっている。また、「自然葬など新たな葬送を考えた」との回答割合は、70歳以上では3.9%と低いものの、他の世代では考えたいと回答している方が約1割おり、特に40歳代では16.6%と他の世代より高い割合となっている。

図表 4-29 年代別墓地や葬送のあり方

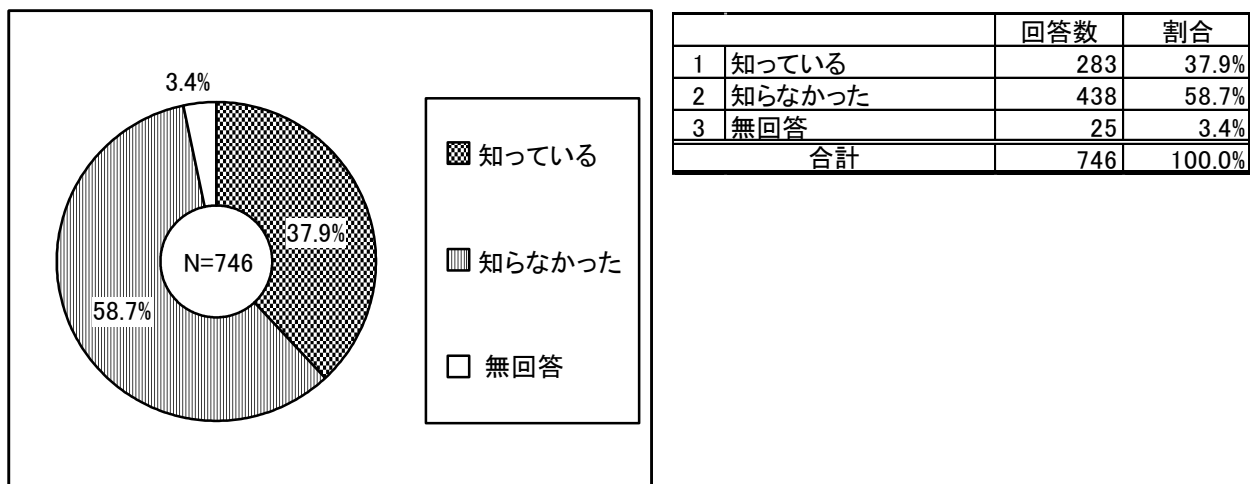


(7) 墓地取得・管理に係る社会的規範について

問11 墓地を造る（経営する）場合には知事の許可が必要であること（墓地埋葬法）に対する認知度

墓地を造る（経営する）場合には知事の許可が必要であること（墓地埋葬法）に対する認知度については、「知っている」との回答37.9%に対し、「知らなかった」は58.7%と認知度は低い状況である。

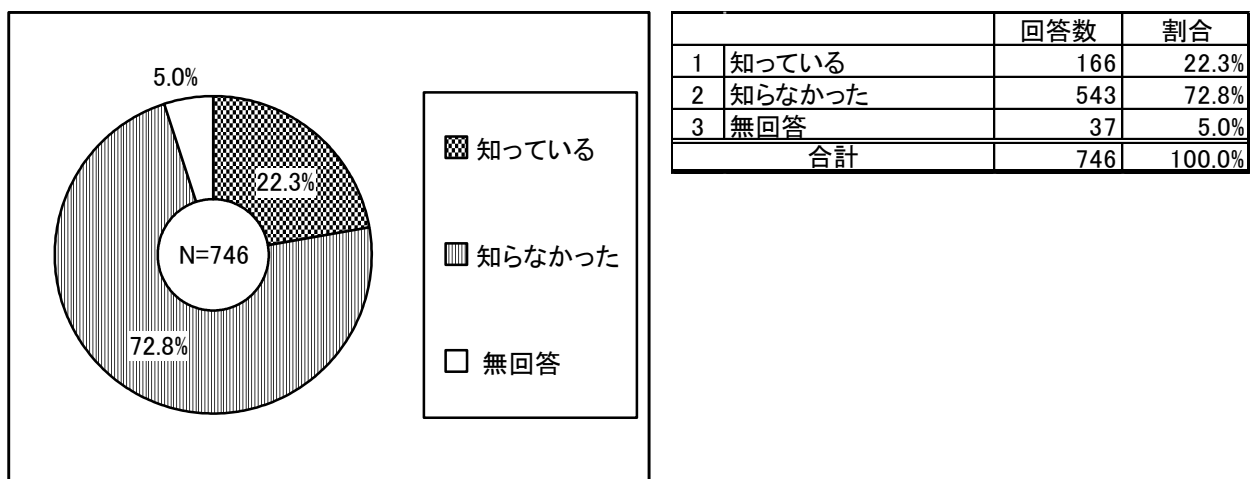
図表 4-30 墓地を造る（経営する）場合には知事の許可が必要であること（墓地埋葬法）に対する認知度



問12 無許可墓地問題に対する認知度

無許可墓地問題に対する認知度については、「知っている」と回答したのは22.3%、「知らなかった」は72.8%と認知度は低い状況である。

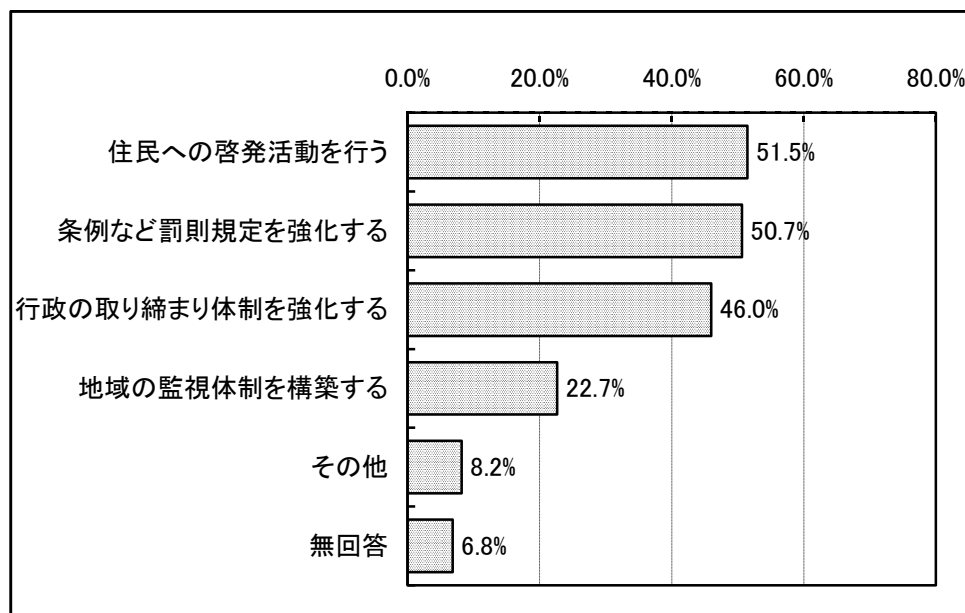
図表 4-31 無許可墓地問題に対する認知度



問 13 無許可墓地対策に対する意向 ※複数回答可

無許可墓地対策に対する意向については、「住民への啓発活動を行う」が51.5%と最も多く、次いで「条例など罰則規定を強化する」50.7%、「行政の取り締まり体制を強化する」46.0%、「地域の監視体制を構築する」22.7%の順となっている。問 11 の墓地を造る場合には知事の許可が必要であること（墓地埋葬法）に対する認知度が低い状況から、「住民への啓発活動を行う」と回答している方が多いと考えられる。

図表 4-32 無許可墓地対策に対する意向（複数回答）（N=746）

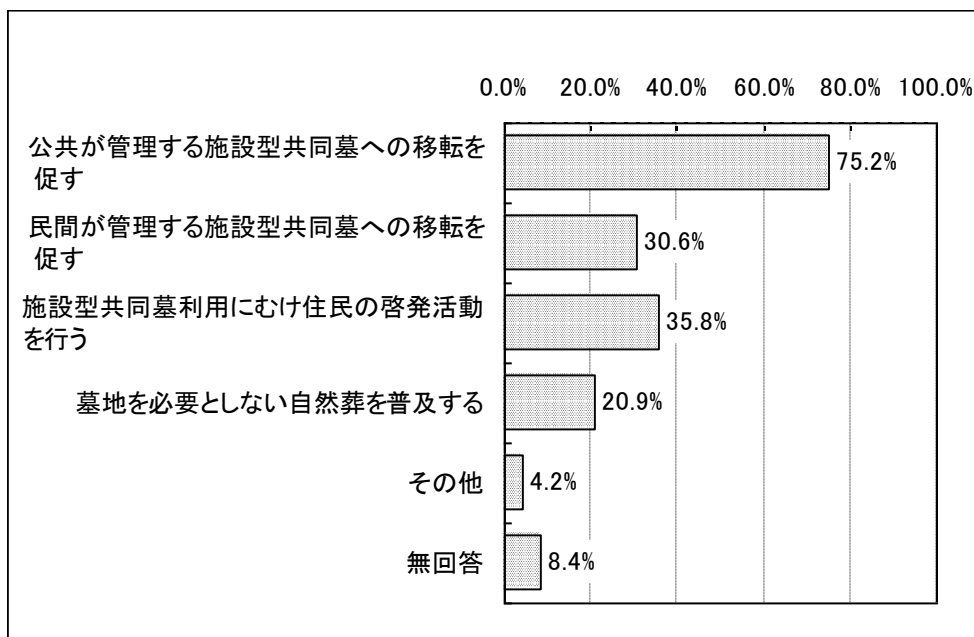


	回答数	割合
1 条例など罰則規定を強化する	378	50.7%
2 行政の取り締まり体制を強化する	343	46.0%
3 地域の監視体制を構築する	169	22.7%
4 住民への啓発活動を行う	384	51.5%
5 その他	61	8.2%
6 無回答	51	6.8%
回答者		746

## 問14 無縁墓地対策に対する意向 ※複数回答可

無縁墓地対策に対する意向については、「公共が管理する施設型共同墓への移転を促す」との回答が75.2%で最も多く、次いで「施設型共同墓利用にむけ住民の啓発活動を行う」35.8%、「民間が管理する施設型共同墓への移転を促す」30.6%、「墓地を必要としない自然葬を普及する」20.9%、「その他」は4.2%の順となっており、「公共が管理する施設型共同墓への移転を促す」との回答が大半を占めている。

図表 4-33 無縁墓地対策に対する意向（複数回答）（N=746）



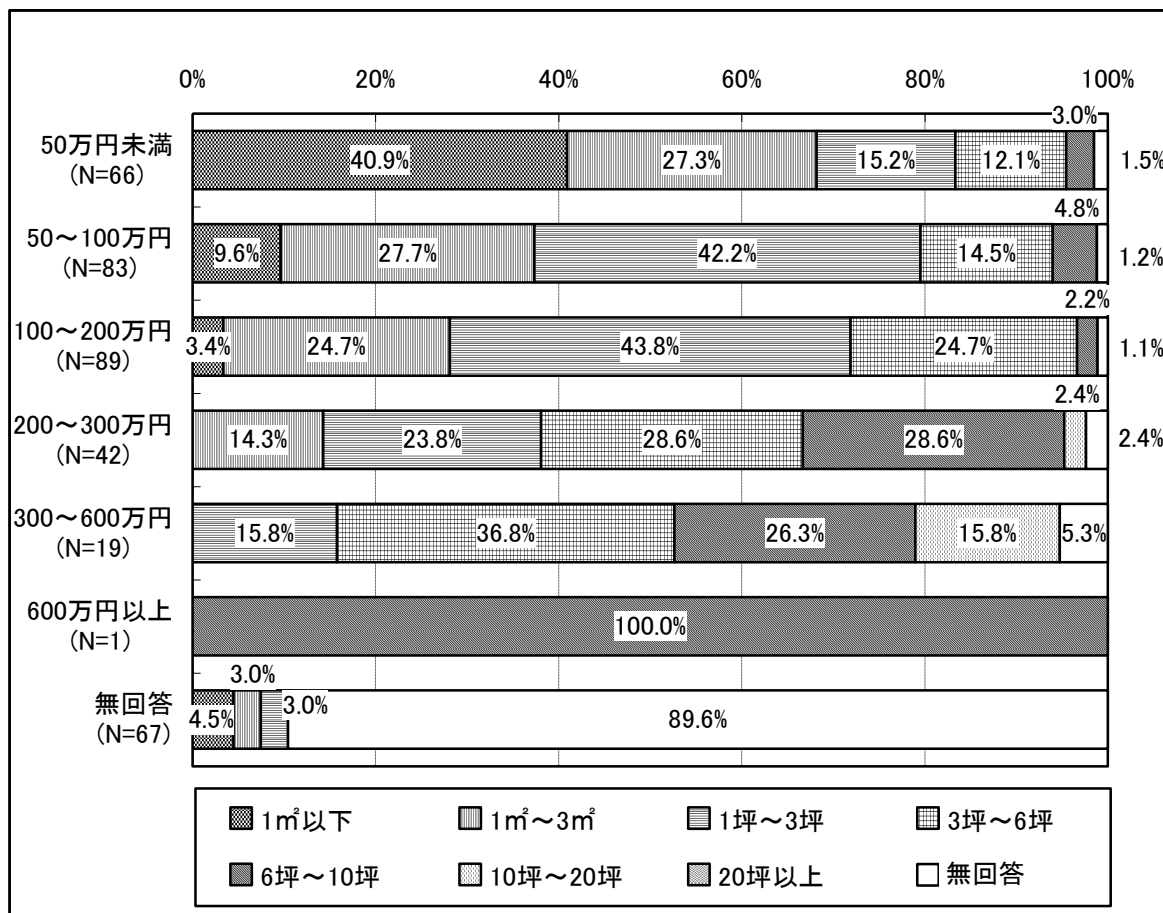
	回答数	割合
1 公共が管理する施設型共同墓への移転を促す	561	75.2%
2 民間が管理する施設型共同墓への移転を促す	228	30.6%
3 施設型共同墓利用にむけ住民の啓発活動を行う	267	35.8%
4 墓地を必要としない自然葬を普及する	156	20.9%
5 その他	31	4.2%
6 無回答	63	8.4%
回答者	746	

<参考>希望する墓地の費用（問4）× 希望する墓地の規模（問5）

希望する墓地の費用と希望する墓地の規模の関係について見ると、費用が高くなるに従い、希望する墓地の規模も大きくなる傾向が見られる。

「50万円未満」については、「1㎡以下」との回答が最も多いが、「200万円未満（50～100万円、100～200万円）」については、「1坪～3坪」との回答が多く、「200万円以上（200～300万円、300～600万円、600万円以上）」については、「3坪～6坪」及び「6坪～10坪」との回答が多くなっている。

図表 4-34 希望する墓地の費用×希望する墓地の規模



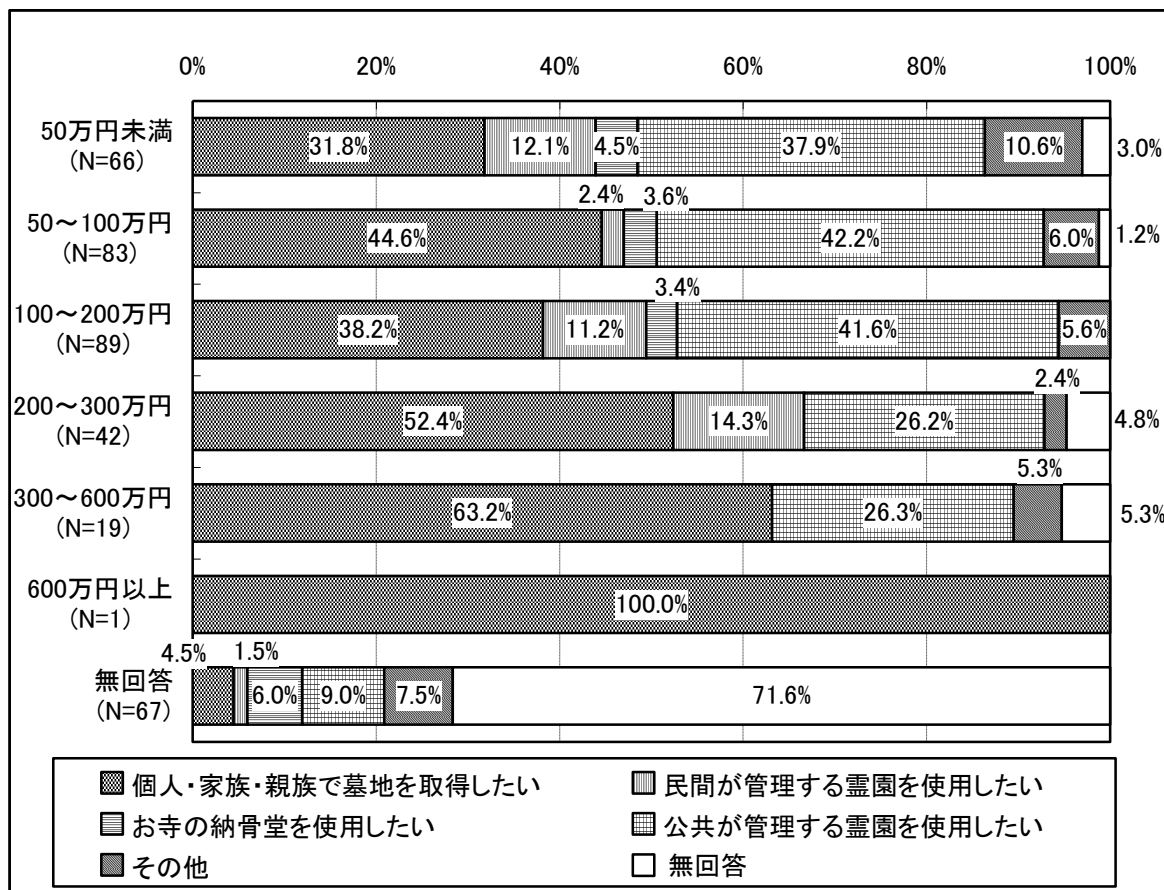


＜参考＞希望する墓地の費用（問4）× 希望する墓地の管理形態（問6）

希望する墓地の費用と希望する墓地の管理形態について見ると、費用が高くなるに従い「個人・家族・親戚で墓地を取得したい」との回答の割合が高くなる傾向が見られ、「200万円以上（200～300万円、300～600万円、600万円以上）」では、5割を超えている。

逆に「200万円未満（50万円未満、50～100万円、100～200万円）」では、概ね「公共が管理する霊園を使用したい」との回答が高くなっている。

図表 4-35 希望する墓地の費用×希望する墓地の管理形態





## 第 5 章 墓地需要予測・調査



## 第5章 墓地需要予測・調査

### 1 墓地需要予測期間

本調査では、浦添市第四次総合計画及び人口推計に用いた国勢調査の年次を考慮し、墓地需要予測期間を平成24年（2012年）から平成43年（2031年）までの20年間とする。

### 2 墓地の需要予測

※各表中の割合は四捨五入している為、合計の値と一致しない場合がある。

#### （1）墓地需要予測の基礎データ（アンケート調査より）

##### 1) 浦添市内で墓地の取得を希望する予測世帯割合

浦添市内に墓地の取得を希望する予測世帯の割合は、回答者全体(746人)の21.0%となっている。そのうち、「公共が管理する霊園」を希望する割合は9.5%となっている。

図表 5-1 墓地の取得を希望する予測世帯割合（希望する墓地の管理形態×希望する墓地の場所）

	浦添市内		浦添市外		その他		無回答		合計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
1 個人・家族・親族で墓地を取得したい	64	8.6%	40	5.4%	19	2.5%	7	0.9%	130	17.4%
2 民間が管理する霊園を使用したい	9	1.2%	7	0.9%	9	1.2%	2	0.3%	27	3.6%
3 お寺の納骨堂を使用したい	3	0.4%	2	0.3%	3	0.4%	5	0.7%	13	1.7%
4 公共が管理する霊園を使用したい	71	9.5%	13	1.7%	32	4.3%	3	0.4%	119	16.0%
5 その他	6	0.8%	3	0.4%	12	1.6%	3	0.4%	24	3.2%
6 無回答	4	0.5%		0.0%	1	0.1%	49	6.6%	54	7.2%
合計	157	21.0%	65	8.7%	76	10.2%	69	9.2%	367	49.2%
回答者数	746									

##### 2) 希望する墓地の種類の前測世帯割合

浦添市内で墓地の取得を希望する予測世帯の希望する墓地の種類は、「家族墓」の割合が60.8%と最も多く、次いで「施設型共同墓」22.5%でその他の種類は10%未満である。

図表 5-2 希望する墓地の種類の前測世帯割合（希望する墓地の種類×希望する墓地の場所）（複数回答）

	浦添市内		浦添市外		その他		無回答		合計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
1 家族墓	127	60.8%	52	63.4%	47	47.5%	9	12.0%	235	50.5%
2 門中墓	20	9.6%	5	6.1%	5	5.1%	4	5.3%	34	7.3%
3 兄弟墓	10	4.8%	5	6.1%	3	3.0%	0	0.0%	18	3.9%
4 複合墓	0	0.0%	0	0.0%	1	1.0%	0	0.0%	1	0.2%
5 施設型共同墓	47	22.5%	18	22.0%	36	36.4%	13	17.3%	114	24.5%
6 その他	3	1.4%	1	1.2%	4	4.0%	1	1.3%	9	1.9%
7 無回答	2	1.0%	1	1.2%	3	3.0%	48	64.0%	54	11.6%
合計	209	100.0%	82	100.0%	99	100.0%	75	100.0%	465	100.0%
回答者数	367									

### 3) 管理形態別希望する墓地の種類予測世帯割合（浦添市内）

管理形態の違いを問わず、「家族墓」及び「施設型共同墓」、「門中墓」を希望する割合が高くなっている。

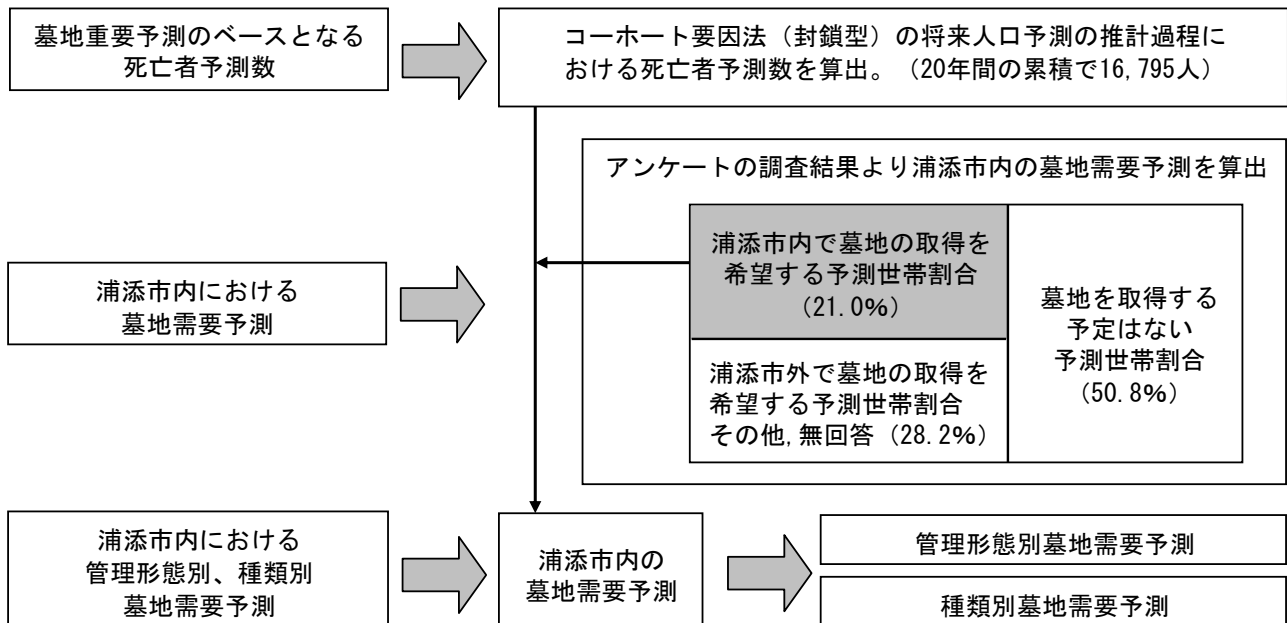
図表 5-3 管理形態別希望する墓地の種類予測世帯割合（浦添市内）（複数回答）

	個人・家族		民間		お寺		公共		その他		無回答		合計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
1 家族墓	58	66.7%	7	58.3%	1	25.0%	52	55.9%	5	62.5%	4	80.0%	127	60.8%
2 門中墓	12	13.8%	1	8.3%	0	0.0%	6	6.5%	1	12.5%	0	0.0%	20	9.6%
3 兄弟墓	8	9.2%	0	0.0%	0	0.0%	2	2.2%	0	0.0%	0	0.0%	10	4.8%
4 模合墓	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
5 施設型共同墓	8	9.2%	4	33.3%	2	50.0%	30	32.3%	2	25.0%	1	20.0%	47	22.5%
6 その他	1	1.1%	0	0.0%	0	0.0%	2	2.2%	0	0.0%	0	0.0%	3	1.4%
7 無回答	0	0.0%	0	0.0%	1	25.0%	1	1.1%	0	0.0%	0	0.0%	2	1.0%
合計	87	100.0%	12	100.0%	4	100.0%	93	100.0%	8	100.0%	5	100.0%	209	100.0%
回答者数	157													

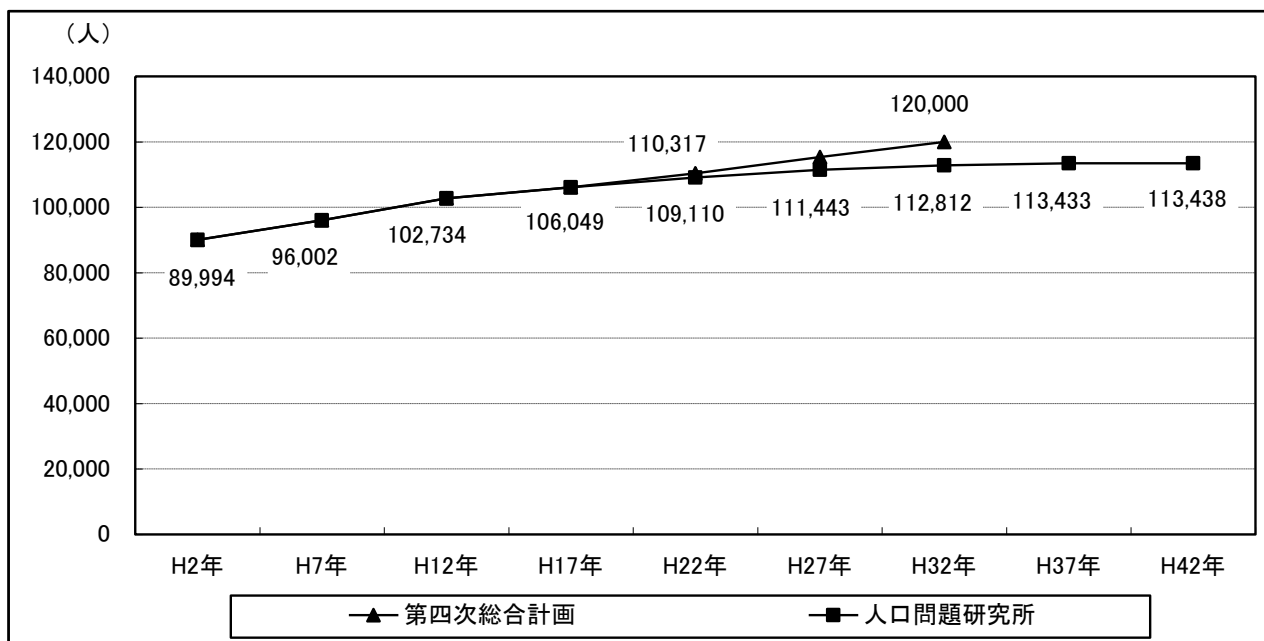
### (2) 墓地需要予測の方法

墓地需要予測は、以下の方法で算出する。

図表 5-4 墓地需要予測フロー



図表 5-5 将来人口推計の比較（浦添市第四次総合計画、国立社会保障・人口問題研究所予測）



	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年
	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年
第四次総合計画	89,994	96,002	102,734	106,049	110,317		120,000		
人口問題研究所	89,994	96,002	102,734	106,049	109,110	111,443	112,812	113,433	113,438

※第四次総合計画は平成23年に推計、よって平成22年は現況値（国勢調査速報）。

※人口問題研究所は平成20年に推計、よって平成22年は推計値。

(3) 浦添市における墓地需要予測結果

平成 24 年から平成 43 年の 20 年間で、以下の基数の墓地の取得希望が予測される。

- 20 年間の墓地需要予測：3,672 基
- 内、公共が管理する霊園：1,661 基
- 内、施設型共同墓：826 基

アンケート調査結果に基づく墓地需要予測数（図表 5-6）は、平成 24～43 年の 20 年間の累計で 3,672 基である。管理形態別の需要予測数は、「公共が管理する霊園」の希望はこの 10 年間（H24～H33）で 796 基、20 年累計では 1,661 基（図表 5-7）と全体需要予測数の 45.2%を占めている。

種類別の需要予測数（図表 5-8）は、平成 43 年までの 20 年累計 3,672 基のうち、「家族墓」が 2,231 基、「施設型共同墓」826 基、「門中墓」351 基、「兄弟墓」176 基、「その他」53 基となっている。

図表 5-6 墓地需要予測計算式（浦添市内）

	死亡者 予測数	墓地需要予測 世帯割合	5ヶ年間墓地 需要予測数	内、平成24～33年度 の10年間の累計	20年間の墓地 需要予測数
H24～28期間	3,416	× 0.210	= 719	= 719	= 719
H29～33期間	4,945	× 0.210	= 1,041	= 1,041	= 1,041
H34～38期間	4,182	× 0.210	= 880		= 880
H39～43期間	4,906	× 0.210	= 1,032		= 1,032
平成43年までの墓地需要予測数(20年累計)				1,760	3,672

図表 5-7 管理形態別墓地需要予測数（浦添市内）

	墓地需要予測 世帯割合	平成33年 10年累計	平成43年 20年累計
個人・家族・親族で墓地を取得	40.8%	717	1,497
民間が管理する霊園	5.7%	101	210
お寺の納骨堂	1.9%	34	70
公共が管理する霊園	45.2%	796	1,661
その他	3.8%	67	140
無回答	2.5%	45	94
墓地需要予測数 合計	100.0%	1,760	3,672



図表 5-8 墓地の種類別需要予測数（浦添市内）

	墓地の種類別 需要予測世帯割合	平成33年 10年累計	平成43年 20年累計
家族墓	60.8%	1,069	2,231
門中墓	9.6%	168	351
兄弟墓	4.8%	84	176
模合墓	0.0%	0	0
施設型共同墓	22.5%	396	826
その他	1.4%	25	53
無回答	1.0%	17	35
墓地需要予測数 合計	100.0%	1,760	3,672

図表 5-9 簡易予測式（沖縄大学 吉川博也教授の算出式）による墓地需要予測結果

<参 考>

【簡易予測式：沖縄大学 吉川博也教授の算出式】

- ①総人口 × 13 ÷ 10000 = 年間墓地需要予測数
  - ②総世帯数 × 4 ÷ 1000 = 年間墓地需要予測数
  - ③死亡者数 × 0.2 = 年間墓地需要予測数
- ①②③の平均値

	人口予測	係数		年平均墓地	年数	期間墓地
H24～28期間	113,997	×	13	÷ 10,000 = 148	×	5 = 741
H29～33期間	118,965	×	13	÷ 10,000 = 155	×	5 = 773
H34～38期間	123,932	×	13	÷ 10,000 = 161	×	5 = 806
H39～43期間	128,900	×	13	÷ 10,000 = 168	×	5 = 838
平成43年までの墓地需要予測数(20年累計)						<b>3,158</b>

	年平均墓地需要予測数				平成33年	平成43年
	H24 ～28	H29 ～33	H34 ～38	H39 ～43	10年累計	20年累計
墓地需要予測数 ①②③の平均	776	915	901	986	1,691	3,577
①人口予測に基づく需要予測数	741	773	806	838	1,514	3,158
②世帯予測数に基づく需要予測数	904	982	1,060	1,138	1,886	4,084
③死亡者予測数に基づく需要予測数	683	989	836	981	1,672	3,490

<管理主体別墓地需要>

図表 5-10 個人・家族・親族での管理希望の墓地の種類別需要予測数（浦添市内）

	墓地の種類別 需要予測世帯割合	平成33年 10年累計	平成43年 20年累計
家族墓	66.7%	478	998
門中墓	13.8%	99	206
兄弟墓	9.2%	66	138
模合墓	0.0%	0	0
施設型共同墓	9.2%	66	138
その他	1.1%	8	17
無回答	0.0%	0	0
墓地需要数 合計	100.0%	717	1,497

図表 5-11 公共での管理希望の墓地の種類別需要予測数（浦添市内）

	墓地の種類別 需要予測世帯割合	平成33年 10年累計	平成43年 20年累計
家族墓	55.9%	445	928
門中墓	6.5%	51	107
兄弟墓	2.2%	17	36
模合墓	0.0%	0	0
施設型共同墓	32.3%	257	536
その他	2.2%	17	36
無回答	1.1%	9	18
墓地需要数 合計	100.0%	796	1,661

図表 5-12 民間での管理希望の墓地の種類別需要予測数（浦添市内）

	墓地の種類別 需要予測世帯割合	平成33年 10年累計	平成43年 20年累計
家族墓	58.3%	59	123
門中墓	8.3%	8	18
兄弟墓	0.0%	0	0
模合墓	0.0%	0	0
施設型共同墓	33.3%	34	70
その他	0.0%	0	0
無回答	0.0%	0	0
墓地需要数 合計	100.0%	101	210

＜参考＞市外からの墓地需要予測について

【市外からの墓地需要予測算出の考え方】

浦添市外からの墓地需要予測＝  
浦添市民の墓地需要予測×浦添市内における墓地経営許可実績の市内外比

市内（市民）と市外の墓地需要構成比の算出

	市内	市外
浦添市の墓地経営許可に関する意見書交付件数（墓地経営許可実績）における市内外比。（平成12年以降の累積）	0.56	0.44

市内（市民）墓地需要予測より市外からの墓地需要予測を算出

	市内	市外
市民の墓地需要予測（平成24年～43年度の20年間）より市外からの墓地需要予測を算出	3,672基	$3,672 \times (0.44/0.56) = 2,885$ 基

【浦添市における墓地需要予測】

- これより、浦添市内における墓地需要予測（市内及び市外を含む）は、20年間で6,557基（3,672＋2,885）と想定される。

図表 5-13 墓地経営許可に係る意見交付件数と市内外比（H23.3.31現在）

	①市内	②市外	③計	①/③	②/③
平成12年度	8	14.0	22	0.36	0.64
13年度	9	2	11	0.82	0.18
14年度	8	4	12	0.67	0.33
15年度	3	2	5	0.60	0.40
16年度	17	10	27	0.63	0.37
17年度	10	9	19	0.53	0.47
18年度	5	12	17	0.29	0.71
19年度	5	1	6	0.83	0.17
20年度	12	6	18	0.67	0.33
21年度	25	15	40	0.63	0.38
22年度	8	11	19	0.42	0.58
計	110	86	196	0.56	0.44



## 第 6 章 先進自治体事例調査



## ◆ 第6章 先進自治体事例調査

### 1 先進自治体事例調査の概要

#### (1) 先進地自治体事例調査の背景

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律105号)(第2次一括法)が平成23年8月26日に成立したことにより、平成24年4月1日より墓地、納骨堂及び火葬場の経営の許可、許可の取消その他の監督権限を都道府県知事からすべての市の市長及び特別区の区長へ移譲することとなった。それに伴い、浦添市においても墓地等の経営の許可等に関する条例の制定が急務となっている。しかし、墓地等の経営の許可等に関する条例を策定している沖縄県内の市町村は少なく、既に権限移譲を受けたほとんどの市町村では、沖縄県の墓地、埋葬等に関する法律施行細則(昭和47年5月15日規則第52号)を準用している状況である。浦添市の実情(住宅地への墓地立地による地域の住環境及び都市計画への支障)に沿った墓地行政の推進を図るためには、独自の条例制定が必要である。

また、浦添市の公営墓地は公共工事に伴う個人墓地の移転用として利用しており、既に満杯状態にある。さらに、浦添市ではある程度まとまった規模の墓地用地をすぐに確保することが厳しく、大規模な公営墓地整備は困難である。これらの状況をかんがみると、短期的な対応として限られた用地で多くの遺骨を納めることのできる施設型共同墓の整備が必要である。

以上のことから、先進的な条例(墓地立地規制等を含む)を制定している又は施設型共同墓を持つ自治体へ事例調査を行った。

#### (2) 視察対象自治体選定の視点

視察対象自治体は、以下の条件をできるだけ多く満たす自治体として相模原市(神奈川県)、さいたま市(埼玉県)及び草加市(埼玉県)を抽出した。

- 県から墓地経営許可の権限移譲を受けている市町村
- 墓地禁止区域の設定を含む、比較的厳しい墓地立地規制を条例に基づいて行っている市町村
- 墓地需要の受け皿として公営墓地の整備を行っている市町村
- 特に、面的に集約が可能な施設型共同墓の整備を行っている市町村

図表 6-1 視察対象自治体の概要

	相模原市	さいたま市	草加市
	政令指定都市	政令指定都市	特例市
面積	328,84k m <sup>2</sup>	217.49k m <sup>2</sup>	27.42k m <sup>2</sup>
人口	713,400 人	1,225,800 人	249,000 人
市の概要	<p>神奈川県北部、東京都心へ40km、横浜へ30kmに位置する。相模野の面影を残しつつ、平坦な地形や交通の利便性により、緑美しい住宅都市・内陸工業都市として急速に成長。10年4月に政令指定都市に移行。丹沢大山国定公園等の自然や、相模湖など県の重要な水源地を有する70万都市に。</p>	<p>01年5月に浦和市・大宮市・与野市の3市合併により新市として誕生。03年4月から政令指定都市に移行。埼玉県の南東部に位置し、中山道の浦和宿・大宮宿として古くから発展。現在も、東北・上越など新幹線5路線をはじめ、JR在来線や私鉄線が結節する東日本の交通の要衝。東京都への通勤比率は29.9%(05年)。</p>	<p>埼玉県の東南部に位置し、東京都に接する。古くは奥州・日光街道第2の宿場。草加せんべい、浴衣地等の染色業、皮革産業などの地場産業のまちとして発展。東京へのアクセスがよく都市化が進行し、東京都通勤比率が40.8%(05年)。04年より特例市。</p>
権限移譲済	○	○	○
墓地立地規制	○	○	○
公営墓地	○	○	×
施設型共同墓	○	○	×



## 2 先進自治体事例調査結果

## (1) 条例編

## 1) 経営の主体規定

条例等により墓地経営をできるものについて定めている。

先進自治体では、宗教法人及び公益法人について市内に主たる事務所又は従たる事務所を有するもの等に限定しているが、沖縄県では県内に主たる事務所又は従たる事務所を有するものとなっている。

また、沖縄県では「知事が、県民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められ、かつ、公営墓地等が利用できない等、やむを得ない事情のある場合」の条件のもと、個人による墓地経営を認めている。

図表 6-2 条例等における墓地の経営の主体規定

	条例等における墓地の経営の主体規定
相模原市	相模原市墓地等の経営の許可等に関する条例 (経営の主体) 第3条 法第10条第1項の規定により墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。ただし、特別な理由があり、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めたときは、この限りでない。 (1) 地方公共団体 (2) 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第4条第2項に規定する宗教法人(以下「宗教法人」という。)で市内に主たる事務所又は従たる事務所を有するもの (3) 墓地等の経営を目的に設立された公益社団法人又は公益財団法人(以下「公益法人」という。)で市内に主たる事務所又は従たる事務所を有するもの
さいたま市	さいたま市墓地等の経営の許可等に関する条例 (経営の主体) 第3条 法第10条第1項の許可を受けて墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 (1) 地方公共団体 (2) 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第4条第2項の宗教法人で、同法の規定により登記された主たる事務所を市内に有するもの (3) 墓地等の経営を目的として設立された公益社団法人又は公益財団法人で、登記された主たる事務所を市内に有するもの
草加市	草加市墓地等の経営の許可等に関する条例 (経営者等の基準) 第9条 墓地等を経営し、又は変更しようとする者は、次に掲げるものでなければならない。ただし、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められる場合は、この限りでない。 (1) 地方公共団体 (2) 自己の所有地(当該土地に関する所有権以外の権利が存しないものに限る。次号において同じ。)に設置する墓地等を永続的に経営しようとするを目的として、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条第2号に規定する公益財団法人で、市内にその事務所を有し、かつ、その事務所が経営し、又は変更しようとする墓地等の所在地

	<p>から2キロメートル以内のもの</p> <p>(3) 自己の所有地に設置する墓地等を永続的に経営しようとする宗教法人法(昭和26年法律第126号)第4条第2項に規定する宗教法人で、同法の規定により登記された事務所を1年以上市内に有し、かつ、その事務所が経営し、又は変更しようとする墓地等の所在地から2キロメートル以内のもの</p> <p>2 前項第2号及び第3号に該当する者にあつては、墓地等の経営に十分な財産その他経済的基礎を有していなければならない。</p> <p>3 市長は、経営許可等に当たり、公衆衛生その他公共の福祉の見地から、監査法人による財務監査を受けることその他必要な条件を付すことができるものとする。</p>
沖縄県	<p>墓地、埋葬等に関する法律施行細則 (墓地等の経営主体)</p> <p>第2条 墓地、納骨堂又は火葬場(以下「墓地等」という。)を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、知事が、県民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認める墓地等の経営については、この限りでない。</p> <p>(1) 地方公共団体</p> <p>(2) 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第4条第2項に規定する法人(以下「宗教法人」という。)であつて、県内に主たる事務所又は従たる事務所を有するもの</p> <p>(3) 民法(明治29年法律第89号)第34条に規定する法人(以下「公益法人」という。)であつて、県内に主たる事務所又は従たる事務所を有するもの</p> <p>(個人が設置する墓地の経営)</p> <p>第10条 個人が自己又は親族のために限り設置する墓地の経営が第2条ただし書に該当する場合には、当該墓地及び当該墓地の経営者については、第5条から第7条までの規定を適用しない。</p>

## 2) 墓地の設置場所規制

条例や施行規則、要綱等により墓地の設置場所規制を行っている。

先進自治体では、学校や人家等からの一定の距離内及び都市計画等の地区について墓地の設置を規制している。

沖縄県では、学校や人家等からの一定の距離内についてのみ墓地の設置を規制している。

また、個人墓地については工事完成届や墓地等の構造、墓地等の設置場所の規制はなく、各市町村の計画として墓地禁止区域等が設定されている場合に限り、設置場所の規制ができる。

図表 6-3 条例等による墓地の設置場所規制

相模原市	
条例・規則等名称	相模原市墓地等の経営の許可等に関する条例(平成14年12月24日条例第49条) 相模原市墓地の設置場所に関する指導要綱
規制規定	相模原市墓地等の経営の許可等に関する条例 (設置場所の基準) 第10条 墓地等の設置場所の基準は、次のとおりとする。 (2) 墓地等の区域の境界線と学校、病院、人家等との水平距離が、次のアからウまでに定める距離以上であること。ただし、特別の理由があり、市民の宗教的感情に適合し、かつ、近隣住民等に対し公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。 ア 墓地にあつては、50メートル(死体を埋葬する墓地にあつては、100メートル)

	<p>相模原市墓地の設置場所に関する指導要綱 (設置場所の基準)</p> <p>第3条 墓地を設置しようとする者は、本市域において、次の各号のいずれかに該当する区域又は地区に墓地を設置しないものとする。</p> <p>(1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条に規定する市街化区域 (2) 都市計画法第8条に規定する用途地域が定められている区域 (3) 首都圏近郊緑地保全法(昭和41年法律第101号)第3条第1項に規定する近郊緑地保全区域 (4) 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第12条第1項に規定する特別緑地保全地区 (5) 森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項に規定する保安林 (6) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に規定する農用地区域 (7) 平成22年神奈川県告示第193号の相模原都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針3(1)⑤エにおいて計画的市街地整備を予定している区域</p>
注目すべき規制内容	<p>条例での規制 学校、病院、人家等から50メートル以内を規制対象地域に指定</p> <p>要綱での規制 市街化区域及び用途地域が定められている区域、市街地整備を予定している区域を規制対象地域に指定</p>

さいたま市	
条例・規則等名称	さいたま市墓地等の経営の許可等に関する条例(平成16年12月27日条例第66号)
規制規定	<p>さいたま市墓地等の経営の許可等に関する条例 (審査会の設置)</p> <p>第10条 墓地等の経営の計画を審査するため、さいたま市墓地等設置計画審査会(以下「審査会」という。)を設置する。</p> <p>(設置場所の基準)</p> <p>第21条 墓地等の設置場所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(2) 埋葬を行う墓地にあっては、当該墓地の境界線から次に掲げる施設の敷地の境界線までの水平距離が100メートル以上であり、かつ、飲用水を汚染するおそれのない土地であること。</p> <p>ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校 イ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条に規定する保育所 ウ 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所(歯科医業のみを行うものを除き、患者を入院させるための施設を有するものに限る。以下「病院又は診療所」という。) エ 医療法第2条第1項に規定する助産所(妊婦、産婦又はじょく婦を入所させるための施設を有するものに限る。以下「助産所」という。) オ 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園 カ 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人福祉施設(以下「老人福祉施設」という。) キ 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第22項に規定する介護保険施設(以下「介護保険施設」という。) ク アからキまでに掲げるもののほか、規則で定める施設</p>

	<p>ケ 住宅(人の居住の用に供する建物又は人の居住の用に供する部分を有する建物をいう。次号オにおいて同じ。)</p> <p>(8) 墓地等に墓地等にあつては、都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第6項に規定する都市計画施設の区域、同条第7項に規定する市街地開発事業の施行区域又は同条第8項に規定する市街地開発事業等予定区域以外の土地であること。</p>
注目すべき規制内容	<p>条例での規制</p> <p>墓地の経営の計画は審査会の審査を受ける</p> <p>学校、病院、人家等から100メートル以内を規制対象地域に指定</p> <p>都市計画施設の区域及び市街地開発事業の施行区域、市街地開発事業等予定区域を規制対象地域に指定</p>

草加市	
条例・規則等名称	<p>草加市墓地等の経営の許可等に関する条例(平成15年3月26日条例第10号)</p> <p>草加市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則(平成15年3月31日規則第29号)</p>
規制規定	<p>草加市墓地等の経営の許可等に関する条例 (設置場所の基準)</p> <p>第10条 墓地の設置場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められる場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 公園、学校、保育所、病院その他の公共施設及び住宅からおおむね100メートル以上離れていること。</p> <p>(5) 都市計画法第11条第2項に規定する都市施設(同条第1項第2号に規定する墓園は除く。)の区域でないこと。</p> <p>(6) 都市計画法第12条第2項に規定する市街地開発事業を施行している区域でないこと。</p> <p>(7) 都市計画法第12条の4第2項に規定する地区計画等の区域でないこと。</p> <p>(8) 前3号に掲げる区域のほか、墓地の設置により将来のまちづくりに支障がある区域として規則で定める区域でないこと。</p> <p>草加市墓地等の経営許可等に関する条例施行規則 (設置場所の基準)</p> <p>第11条 条例第10条第8号の規則で定める区域は、次のとおりとする。ただし、過去に適正な墓地経営許可を受けて、現に埋葬又は焼骨の埋蔵が行われている墓地を引き継いで経営しようとする場合(墓地の区域の拡張を伴う場合は除く。)にあつてはこの限りでない。</p> <p>(1) 草加都市計画氷川町土地区画整理事業区域のうち、草加都市計画氷川町(草加駅西側)土地区画整理事業区域を除いた区域</p> <p>(2) 柿木地区総合開発計画事業先行整備予定区域(市道20111号線、県道柿木町蒲生線のうち市道20111号線との交差点から県道平方東京線との交差点まで、県道平方東京線、越谷市境及び八条用水に囲まれた区域)</p> <p>(3) 柿木地区総合開発計画事業区域のうち、市道2019号線、県道平方東京線、県道柿木町蒲生線、国道4号(東埼玉道路)に囲まれた区域及び市道2019号線、国道4号(東埼玉道路)、市道1012号線、八条用水に囲まれた区域及び八潮市境、市道2019号線、八条用水に囲まれた区域で、市道20974号線、県道平方東京線、県道柿木町蒲生線、市道20064号線、市道20084号線のうち市道20064号線との交差点から市道1012号線との交差点まで、市道20104号線に囲まれた区域を除いた区域</p> <p>(4) 新田駅東口地区市街地整備事業予定区域(東武鉄道伊勢崎線、県道金明町鳩ヶ谷線、県道足立越谷線及び越谷市境に囲まれた区域)</p>

	<p>(5) 新田駅西口地区市街地整備事業予定区域(東武鉄道伊勢崎線、市道1007号線、市道2004号線及び県道金明町鳩ヶ谷線に囲まれた区域)のうち、草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業区域を除いた区域</p> <p>(6) 谷塚駅西口地区市街地整備事業予定区域(東武伊勢崎線、県道川口草加線及び国道4号に囲まれた区域)</p>
注目すべき規制内容	<p>条例での規制 学校、病院、人家等から100メートル以内を規制対象地域に指定 都市施設の区域及び市街地開発事業の施行区域、地区計画等の区域、墓地の設置により将来のまちづくりに支障がある区域として規則で定める地域を規制対象地域に指定</p> <p>規則での規制 都市計画マスタープランの特定5地区と沿道環境ゾーンを規制対象地域に指定</p>

沖縄県	
条例・規則等名称	<p>墓地、埋葬等に関する法律施行細則(昭和47年5月15日規則第52号)</p> <p>墓地等の許可申請に関する事務取扱要領</p>
規制規定	<p>墓地、埋葬等に関する法律施行細則 (墓地等の設置場所)</p> <p>第7条 墓地等の設置場所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、知事が焼骨を埋蔵する墓地等で土地の状況等から、公衆衛生その他公共の福祉の観点から支障がないと認める場合には、この基準を緩和することができる。</p> <p>(1) 墓地</p> <p>イ 国道、県道その他主要道路及び河川から30メートル以上離れていること。 ウ 公園、学校、病院その他公共的施設又は人家から100メートル以上離れていること。 カ 周辺的美観を損ねることがないこと。 (個人が設置する墓地の経営)</p> <p>第10条 個人が自己又は親族のために限り設置する墓地の経営が第2条ただし書に該当する場合には、当該墓地及び当該墓地の経営者については、第5条から第7条までの規定を適用しない。</p> <p>墓地等の許可申請に関する事務取扱要領</p> <p>4 許可申請の留意事項</p> <p>(7) 個人墓地の取り扱い</p> <p>墓地の設置場所及び構造基準については、細則の規定を準用する。但し、細則6条第1項イ、オ、カ及び第7条第1項イ、ウは適用しない。なお、市町村計画として、自治会等の墓地区域や墓地禁止区域が設定されている場合は、当該墓地区域に限り個人墓地の経営を認めることとし、また、墓地禁止区域については、許可を与えないものとする。</p>
注目すべき規制内容	<p>規則での規制 国道、県道から30メートル以内及び公園、学校、病院、人家等から100メートル以内を規制対象地域に指定 周辺的美観を損ねる場所を規制対象地域に指定 個人墓地について、第5条(工事完成届)、第6条(墓地等の構造)、第7条(墓地等の設置場所)の規制なし</p> <p>要領での規制 個人墓地について、市町村計画として墓地区域や墓地禁止区域が設定されている場合に規制対象地域に指定</p>

※土地利用調整条例による墓地の設置場所規制

横須賀市（神奈川県）では、土地利用調整条例で墓地の設置場所規制を行っている。

図表 6-4 土地利用調整条例による墓地の設置場所規制

横須賀市	
条例・規則等名称	適正な土地利用の調整に関する条例(平成17年3月31日条例第50号)
規制規定	<p>適正な土地利用の調整に関する条例 (墓地等の制限)</p> <p>第9条 次に掲げる区域内には、墓地等の設置を行ってはならない。ただし、土地利用調整審議会の意見を聴いた上で、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 自然環境保全条例(昭和 47 年神奈川県条例第 52 号)第 2 条に規定する自然環境保全地域(以下単に「自然環境保全地域」という。)</p> <p>(2) 首都圏近郊緑地保全法(昭和 41 年法律第 101 号)第 3 条第 1 項に規定する近郊緑地保全区域(以下単に「近郊緑地保全区域」という。)</p> <p>(3) 都市緑地法(昭和 48 年法律第 72 号)第 12 条第 1 項に規定する特別緑地保全地区(以下単に「特別緑地保全地区」という。)</p> <p>(4) 森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 25 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 25 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項に規定する保安林及び同法第 41 条第 1 項に規定する保安施設地区(以下「保安林及び保安施設地区」という。)</p> <p>(5) 農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域(以下単に「農用地区域」という。)</p> <p>(6) 都市計画法第 8 条第 7 号に規定する風致地区</p> <p>(7) 地区計画等で地区整備計画が定められている区域</p> <p>(8) 史跡名勝天然記念物(文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 109 条第 1 項、神奈川県文化財保護条例(昭和 30 年神奈川県条例第 13 号)第 31 条第 1 項又は文化財保護条例(昭和 39 年横須賀市条例第 41 号)第 3 条第 1 項に規定する史跡、名勝又は天然記念物をいう。以下同じ。)の保全に影響を及ぼす区域</p> <p>(9) 墓地等の区域の境界線と学校(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校をいう。)、病院等(医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 に規定する施設(患者を入院させる施設を有するものに限る。)をいう。)、児童福祉施設(児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条に規定する施設をいう。)、介護老人保健施設(介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 8 条第 25 項に規定する施設をいう。以下同じ。)並びに養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する施設をいう。)の敷地境界線との水平距離が 100 メートル以内である区域</p>
注目すべき規制内容	<p>条例での規制</p> <p>風致地区及び地区整備計画が定められている区域、史跡名勝天然記念物の保全に影響を及ぼす区域を規制対象地域に指定</p> <p>学校、病院、人家等から 100 メートルを規制対象地域に指定</p>

## 3) 経営者等の遵守事項規定

条例等により墓地の経営者に墓地を清潔に保つこと等の遵守事項を定めている。  
先進自治体では、条例により定めているが、沖縄県では要領により定めている。

図表 6-5 条例等における経営者等の遵守事項規定

	墓地条例における経営者等の遵守事項
相模原市	相模原市墓地等の経営の許可等に関する条例 (経営者等の遵守事項) 第14条 墓地等の経営者及び法第12条に規定する墓地等の管理者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 墓地等の区域を清潔に保持すること。 (2) 老朽化し、又は破損した墓地等の修繕等を行うこと。 (3) 墓石等が倒壊し、又は倒壊するおそれがあるときは、速やかに安全措置を講じ、又は墓石等の所有者に同様の措置を講ずるよう求めること。 (4) 墓地又は納骨堂にあっては、契約約款等に基づく管理を行うこと。
さいたま市	さいたま市墓地等の経営の許可等に関する条例 (経営者等の遵守事項) 第27条 経営者又は墓地等の管理者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 墓地等は、清潔を保持し、清掃、補修及び緑地等の管理を怠らないこと。 (2) 墓地においては、墓石が倒壊したとき又はそのおそれがあるときは、速やかに安全措置を講じ、又は墓地の使用者に安全措置を講ずるよう求めること。 (3) 障壁を設けた墓地等は、当該障壁が倒壊したとき又はそのおそれがあるときは、速やかに安全措置を講ずること。 (4) 火葬場における残骨は、丁重に扱うこと。
草加市	草加市墓地等の経営の許可等に関する条例 (経営者の遵守事項) 第16条 墓地等の経営者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 経営者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに墓地等の名称、許可年月日及び許可番号を掲示すること。ただし、2,000平方メートル未満の墓地については、この限りでない。 (2) 墓地等を常に清潔に保ち、施設等が破損した場合は、速やかに修理すること。
沖縄県	墓地等の許可申請に関する事務取扱要領 第6 その他 2 墓地の維持管理について 墓地の維持管理について具体的には、墓地内の清掃、諸施設の整備、修景等であるが、根本的には墓地の保全であり、墓地の経営者は環境衛生上支障のないように常に努めなければならない。

4) 公表

手続きの実行性を担保するため、公共制度を定めている。

先進自治体の相模原市・さいたま市では定めているものの、草加市・沖縄県では定めていない。

図表 6-6 条例等における公表制度

	公表制度
相模原市	<p>相模原市墓地等の経営の許可等に関する条例 (勧告) 第21条 市長は、第4条から第6条まで(第16条第1項において準用する場合を含む。)に規定する手続きがされていないと認めるときは、申請予定者又は拡張申請予定者に対し、必要な勧告をすることができる。</p> <p>(公表) 第22条 市長は、前条に規定する勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめその理由を勧告を受けた者に書面により通知するとともに、その者に意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>※第4条(申請前の協議)、第5条(墓地等計画の周知)、第6条(近隣住民との協議)に規定する手続きがなされない場合、第21条の勧告がなされる。 さらに、勧告に従わない場合、第22条の公表がなされる。</p>
さいたま市	<p>さいたま市墓地等の経営の許可等に関する条例 (答申に基づく指導) 第13条 市長は、前条の規定により審査会の答申を受けた後、必要があると認めるときは、計画者に対し、経営の計画に係る事項について指導することができる。</p> <p>(勧告) 第29条 市長は、第4条第1項、第5条第1項及び第2項、第6条、第7条、第8条第2項並びに第9条第1項に規定する手続きが正当な理由がなくなされていないと認めるときは、計画者に対し、必要な勧告をすることができる。</p> <p>(公表) 第30条 市長は、第13条の規定による指導を受けた者又は前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該指導又は勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、その者にあらかじめその理由を通知するとともに、意見を述べる機会を与えるものとする。</p> <p>※審査会の答申により、経営の計画に係る事項について指導する事ができる。 第4条第1項(事前協議)、第5条第1項及び第2項(計画書の提出)、第6条(標識の設置)、第7条(説明会の開催)、第8条第2項(所有者との協議)、第9条第1項(見解書の提出等)に規定する手続きがなされない場合、第29条の勧告がなされる。 審査会の答申を受けての指導及び勧告に従わない場合、第30条の公表がなされる。</p>
草加市	なし
沖縄県	なし



## 5) その他

## ①合葬墓の設置規定（墓地の施設の基準）

さいたま市では、さいたま市墓地等の経営の許可等に関する条例において墓地の施設の基準として、合葬墓の設置を定めている。

図表 6-7 条例等における合葬墓の設置規定

さいたま市墓地等の経営の許可等に関する条例

(墓地の施設の基準)

第22条 墓地の施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(9) 合葬墓(縁故者のいない墳墓から焼骨を改葬し、合わせて埋蔵するための施設をいう。)を設置すること。

## ②地位の継承規定

横須賀市では、墓地等の経営の許可等に関する条例において個人墓地の経営者が死亡等による、祭祀の継承について手続きを定めている。

図表 6-8 条例等における地位の継承規定

墓地等の経営の許可等に関する条例

(地位の承継)

第15条 個人の経営する墓地について祭祀しを承継した者は、墓地等の経営者の地位を承継する。

2 前項の規定により経営者の地位を承継した者は、速やかに、その事実を証する書面を添えて、市長に届け出なければならない。

## (2) 公営墓地編

### 1) 相模原市営峰山霊園(合葬式墓所)の概要

基本理念	・継承に不安のある方などを対象に、1つの施設に多数のお骨と一緒に埋葬する施設。 許可から20年間は骨壺で埋蔵し、そのあとは合葬する。
規模	・建築面積：93.67㎡ 延べ面積：211.35㎡
建物構造	・WRC造(壁式鉄筋コンクリート造) 地上1階、地下2階(地上1階：祈りの壁(礼拝スペース)、記名板(石板) 地下1階：埋蔵室 地下2階：合葬室)
建設費	・96,600,000円
収容数	・5,000体
使用料	・9万/体 ※年間管理料はなし
合祀移行期間	・20年
管理者 (指定管理者)	・公益財団法人 相模原市都市整備公社
その他	・生前申込可能。 ・祈りの壁(礼拝スペース)横に設置してある記名版(石版)に指名を彫刻することができる。 ・納骨作業は、管理者が行う。 ・遺族が埋蔵室及び合葬室に入室することはできない。 ・焼骨の容器基準：幅及び奥行きがそれぞれ22cm以下、高さが27cm以下であること。 ・合祀時には骨壺から袋に移し替え、他の焼骨と一緒に合葬室へ埋蔵する。 ・埋蔵された焼骨及び骨壺は、原則として返還はしない。

図表 6-9 市営峰山霊園合葬式墓所



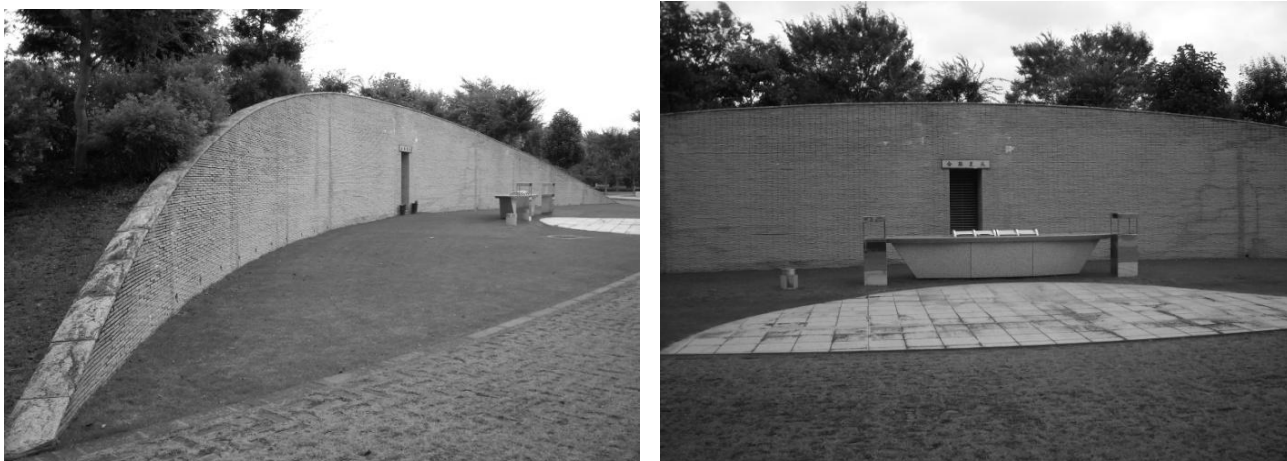
図表 6-10 市営峰山霊園合葬式墓所（内部）



## 2) さいたま市思い出の里市営霊園（合葬式墓地）の概要

基本理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>近年の少子化に伴い、墓地を継承する人がいないという人が増えており、個人の遺骨を永代に供養してほしいとのニーズに応える共同墓地。</li> <li>一定期間（20年）は収容棚で保管（この間は改葬可能）し、その期間経過後はお骨を麻袋等に収容し他の遺骨とともに合祀する。</li> </ul>
規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築面積：28.47㎡ 延べ面積：105.18㎡</li> </ul>
建物構造	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄筋コンクリート造 地上1階、地下1階</li> <li>（地上1階：祈りの壁（礼拝スペース） 地下1階：埋蔵室、合葬室）</li> <li>※実質、合葬室は地下2階</li> </ul>
建設費	<ul style="list-style-type: none"> <li>82,490,000円</li> </ul>
収容数	<ul style="list-style-type: none"> <li>1,200体</li> </ul>
使用料	<ul style="list-style-type: none"> <li>14万/体</li> <li>※年間管理料はなし</li> </ul>
合祀移行期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>20年</li> </ul>
管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>さいたま市</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>生前申込可能。</li> <li>納骨作業は、遺族が行うことが可能。</li> <li>親族は埋蔵室（納骨時に1回）へ入室することができる。</li> <li>※僧侶等の入室はできない。</li> <li>焼骨の容器基準：縦、横、高さがいずれも30cm以下であること。</li> <li>合祀時には骨壺から麻袋に移し替え、他の焼骨と一緒に合葬室へ埋蔵する。</li> <li>骨壺のまま収納棚に安置している間は改葬が可能だが、合祀した後は改葬や返還はできない。</li> </ul>

図表 6-11 思い出の里市営霊園合葬式墓地



図表 6-12 思い出の里市営霊園合葬式墓地（内部）



### 3) さいたま市思い出の里市営霊園（立体墓地【屋内】）の概要

基本理念	・現在の整然と並ぶ芝生墓地の良好なイメージを存続すべく、カロートを建物の床下に設置し、床面に墓石を置く形式で、まさに屋外の芝生墓地をそのまま、建物に取りこんだ形の墓地。	
規模	・建築面積：2,230㎡ 延べ面積：3,868㎡	
建物構造	・鉄筋（一部鉄筋鉄骨）造 3階建	
	6体用	8体用
収容数	・776区画（最大4,656体）	・848区画（最大6,784体）
使用料	・691,000円	・773,000円
管理料	・6,600円/年	・6,600円/年

※平成22年11月10日現在。

※平成22年度中に3階部分616区画を整備予定。

図表 6-13 思い出の里市営霊園立体墓地（屋内）



## 4) さいたま市思い出の里市営霊園（立体墓地【屋外】）の概要

基本理念	・ 基数確保と比較的低価格の墓地を供給するための3段型壁墓地。 3段積みの石壁を、ドーム状（カマボコ型）に横穴をくり貫き、そのくり貫いた部分にお骨を収蔵する形の立体式墓地		
	4体用上段	4体用中段	8体用下段
収容数	・ 267区画 (最大1,068体)	・ 260区画 (最大1,040体)	・ 267区画 (最大2,136体)
使用料	・ 214,000円	・ 214,000円	・ 317,000円
管理料	・ 2,850円/年	・ 2,850円/年	・ 2,850円/年

※平成22年11月10日現在。

図表 6-14 思い出の里市営霊園立体墓地（屋外）







## 第7章 基地に関する課題整理



## ◆ 第7章 墓地に関する課題整理

### 1 調査結果の分析

#### (1) 浦添市の概況から見た墓地の課題

##### 1) 人口・世帯の推移から見た墓地の課題

人口・世帯の推移を見ると、昭和45年に人口41,768人、10,085世帯(4.1人/世帯)、平成22年には人口110,351人、40,927世帯(2.7人/世帯)と人口の約2.64倍の増加に対し世帯数は4.06倍の増加となり、世帯分化が顕著である。また、総人口に占める15歳未満の子ども割合が(平成2年25.8%→平成17年20.3%)減少し、65歳以上の高齢者の割合(平成2年6.1%→平成17年12.4%)が増加するなど少子高齢化が進行している。更に、総世帯数に占める高齢者のみ世帯(高齢単身及び高齢夫婦世帯)の割合も(平成2年4.6%→平成17年10.3%)増加している。

世帯分化に伴う家族墓の増加と少子高齢化及び高齢者世帯の増加に伴い、墓地の継承者が不在となる無縁墓地の増加が予想される。

##### 2) 土地利用から見た墓地の課題

地目別土地面積推移を見ると、昭和47年は宅地4,110km<sup>2</sup>(22.1%)、原野2,117km<sup>2</sup>(11.4%)、畑6,036km<sup>2</sup>(32.4%)、平成21年は宅地が7,859km<sup>2</sup>(41.2%)、原野1,014km<sup>2</sup>(5.3%)、畑0,775km<sup>2</sup>(4.1%)となっており、昭和47年と平成21年を比べると、宅地が3,749km<sup>2</sup>増(19.1ポイント増)、原野が1,103km<sup>2</sup>減(6.1ポイント減)、畑が5,261km<sup>2</sup>減(28.3ポイント減)となっている。また、浦添市は2,658km<sup>2</sup>(13.9%)が軍用地で占められている。

昭和47年から平成21年の動向を見ても、原野や畑が減少し宅地が増加していることから市街化の進行が顕著であることが伺える。このような状況から今後、浦添市内では、ある程度まとまった規模の墓地用地をすぐに確保することが厳しく、大規模な公営墓地整備は困難である。

#### (2) 市関連計画と墓地基本計画の関わりから見た課題

墓地基本計画に関連する計画としては、「第四次浦添市総合計画」「浦添市都市マスタープラン」「浦添市景観まちづくり計画」等が挙げられる。これら計画では墓地の緑化が掲げられている。また、墓地の規制と誘導は都市計画及び景観に大きな関わりがあるため、市関連計画等との整合性を図る必要がある。

「浦添市都市マスタープラン」においては今年度更新作業中であるため新計画に留意する必要がある。

### (3) 墓地実態調査から見た課題

墓地実態調査では、6,952 基の墓地が確認された。立地場所としては、市街地や集落の中に立地する墓地が 1,252 基、市街地や集落に隣接して立地する墓地が 540 基と相当数見られる。人口・世帯の推移及び土地利用の動向と合わせると、これらは人口増加に伴う市街地の拡大により住宅が既存の墓地に近づいたもの、近年の世帯分化に伴う家族墓の増加により市街地内の僅かな空き地に墓地が立地したものと考えられる。

墓地の管理（清掃等）状況は、ほとんどが適正に管理されているものの、草が伸びている、ゴミが散乱している又は墳墓に亀裂が入っているなど管理されていない墓地が少なからずある。また、緑化については約8割の墓地が緑地のない状態であり、緑地があってもその半数は管理が不良である。駐車場の有無については、半数以上が駐車場や駐車スペースがない状況であり、清明祭における違法駐車が懸念される。空き墓は、浦添市内に 182 基あり、これらの墓地は適切な管理がされていないことから衛生面で問題が生じる可能性がある。（但し、前田や経塚の空き墓約 100 基は土地区画整理事業の移転によるもので、今後撤去されるものと思われる。）

市街地と墓地が混在すること及び管理（清掃等）状況等の良くない墓地があることから住環境への影響が懸念される。

### (4) 墓地意向調査（市民アンケート）から見た課題

#### 1) 墓地に関する市民意識

墓地に関する市民意識については、「見慣れた景色の一部で、特に何も感じない」が 38.5%で最も多いが、「管理されていない墓地が周辺の環境を悪化させている」、「ゴミが捨てられたりするなど衛生的に問題がある」、「住宅等に近接して、住環境を阻害している」がそれぞれ 20%を超えるなど、住環境への支障があると感じている市民は多い。一方、「緑地と一体となっている墓地は緑の保全に貢献し景観的にも良好である」が 22.0%あり、緑化の条件付きで評価する意見もある。

墓地による住環境の悪化を防ぐため、清掃や緑化等の維持管理の向上が求められる。

図表 7-1 浦添市内にある墓地を見てどのように感じるか（アンケート回答 20.0%以上のもの）

アンケート問 8：浦添市内にある墓地を見てどのように感じるか（回答が 20.0%以上のもの）	
見慣れた景色の一部で、特に何も感じない	38.5%
管理されていない墓地が周辺の環境を悪化させている	24.4%
ゴミが捨てられたりするなど衛生的に問題がある	24.0%
緑地と一体となっている墓地は緑の保全に貢献し景観的にも良好である	22.0%
住宅等に近接して、住環境を阻害している	20.9%

## 2) 今後の墓地のあり方に関する市民意識

今後の墓地のあり方に関する市民意識については、「既存の墓地は仕方ないとしても、これから造られる墓地は決められた場所に造ることが望ましい」が69.4%あり、墓地区域設定を求める意向が最も強く、「墓地を造ってはいけない地域をしっかりと決めておく必要がある」も50.5%と、墓地禁止区域設定を求める意向も強い。

「今後の墓地需要を考え、公共の霊園整備をする必要がある」が58.3%あるのに対し、「今後の墓地需要を考え、民間の霊園整備を促す必要がある」が23.1%と、民間よりも公共による霊園整備を求める意向が強い。また、「個人の所有地に墓地を造ることができるようにして欲しい」は6.6%しかなく、市民意向としてはどこにでも墓地を造りたいというわけではない。

「住宅地内に点在する既存の墓地をどこか適正な場所へ移転することが望ましい」が26.9%、「観光客や商業活動などに配慮し主要な道路に面する墓地は移転することが望ましい」が19.3%と少なからずある。「墓地を造ってはいけない地域をしっかりと決めておく必要がある」の意向と合わせて考えると、住宅地及び主要な道路は墓地を造ってはいけない地域に設定し、既存墓地の移転をすべきとの意向が読みとれる。そのため、将来的な課題として検討の必要がある。

墓地の規制・誘導については、市民の意向を踏まえた対策が求められる。

図表 7-2 今後の墓地のあり方（複数回答）

アンケート問9：今後の墓地のあり方について	
既存の墓地は仕方ないとしても、これから造られる墓地は決められた場所に造ることが望ましい	69.4%
今後の墓地需要を考え、公共の霊園整備をする必要がある	58.3%
墓地を造ってはいけない地域をしっかりと決めておく必要がある	50.5%
住宅地内に点在する既存の墓地をどこか適正な場所へ移転することが望ましい	26.9%
今後の墓地需要を考え、民間の霊園整備を促す必要がある	23.1%
観光客や商業活動などに配慮し主要な道路に面する墓地は移転することが望ましい	19.3%
個人の所有地に墓地を造ることができるようにして欲しい	6.6%
その他	2.7%
無回答	6.8%

## 3) 墓地や葬送のあり方に関する市民意識

墓地や葬送のあり方について、「伝統的な沖縄の墓地形態や葬送を継承したい」が41.6%と、伝統的な墓地形態や葬送を継承したいという市民意識が最も高いが、次いで「墓地の継承者がいなくても安心できる永代供養をしてくれる施設型共同墓などを利用したい」が38.1%あり、新たな管理形態を望む市民意向も高い。一方、「自然葬など新たな葬送（遺骨を粉末にして海や山などに散布）を考えたい」は11.7%と、新たな葬送を望む市民意向は低い傾向にある。

これからの墓地施策については、伝統的な沖縄の葬送文化の継承と安心して利用できる施設型共同墓の両方の対応が求められる。

図表 7-3 墓地や葬送のあり方（アンケート）

アンケート問 10：墓地や葬送のあり方	
伝統的な沖縄の墓地形態や葬送を継承したい	41.6%
墓地の継承者がいなくても安心できる永代供養をしてくれる施設型共同墓などを利用したい	38.1%
自然葬など新たな葬送（遺骨を粉末にして海や山などに散布）を考えたい	11.7%
その他	2.4%

#### 4) 墓地を造る（経営する）場合は知事の許可が必要であること（墓地埋葬法）に関する市民意識

墓地を造る（経営する）場合には知事の許可が必要であること（墓地埋葬法）に対する認知度に関しては、「知っている」が37.9%に対して、「知らなかった」が58.7%と、知らなかった方が過半数を超えている。沖縄では個人による墓地経営が主であるため、墓地を造る（経営する）場合には知事の許可が必要であること（墓地埋葬法）に対する認知度が低く、無許可墓地造成に影響を与えていることが考えられ、認知度を高める取り組みが求められる。

図表 7-4 墓地を造る（経営する）場合は知事の許可が必要であること（墓地埋葬法）に対する認知度（アンケート）

アンケート問 11：墓地を造る（経営する）場合は知事の許可が必要であること（墓地埋葬法）に対する認知度	
知っている	37.9%
知らなかった	58.7%

#### 5) 無許可墓地に関する市民意識

無許可墓地問題に対する認知度に関しても、「知っている」が22.3%に対して、「知らなかった」が72.8%と、知らなかった方が過半数を超えており、墓地を造る（経営する）場合に知事の許可が必要であること（墓地埋葬法）に対する認知度が低いことが起因していると考えられる。

無許可墓地対策に対する意向については、「住民への啓発活動を行う」、「条例など罰則規定を強化する」「行政の取り締まり体制を強化する」がそれぞれ50%前後となっており、市民意向を踏まえた対策が求められる。

図表 7-5 無許可墓地問題に対する認知度（アンケート）

アンケート問 12：無許可墓問題に対する認知度	
知っている	22.3%
知らなかった	72.8%

図表 7-6 無許可墓地対策に対する意向（アンケート）

アンケート問 13：無許可墓地対策に対する意向	
住民への啓発活動を行う	51.5%
条例など罰則規定を強化する	50.7%
行政の取り締まり体制を強化する	46.0%
地域の監視体制を構築する	22.7%
その他	8.2%
無回答	6.8%

## 6) 墓地の継承者及び無縁墓地に関する市民意識

既に個人・家族・親族で墓地を取得している方及び新たに個人・家族・親族で墓地を取得を希望する方の、墓地の継承者の有無については、両方とも継承者が「いる」が8割を超えているが、その割合は6.6ポイント減少している。

継承者が「いない」では、既に取得している方に対し新たに取得を希望する方が8.9ポイント増となっており、継承者不在の墓地が増える傾向にある。

図表 7-7 既に取得している方と新たに取得を希望する方の墓地の継承者の有無

アンケート問 2-3：既に取得している方		アンケート問 6-2：新たに取得を希望する方	
いる	87.4%	いる	80.8%
いない	4.2%	いない	13.1%
その他	1.1%	その他	2.3%

また、無縁墓地対策に対する意向については、「公共が管理する施設型共同墓への移転を促す」75.2%が最も高く、次いで「施設型共同墓利用にむけ住民の啓発活動を行う」35.8%となっている。「民間が管理する施設型共同墓への移転を促す」は30.6%のため、民間による管理よりも公共による管理を望む意向が強い。

世帯や家族構成の動向からも、今後、無縁墓地の増加が懸念されており、これらへの対応が求められる。

図表 7-8 無縁墓地対策に対する意向

アンケート問 14：無縁墓地対策に対する意向	
公共が管理する施設型共同墓への移転を促す	75.2%
施設型共同墓利用にむけ住民の啓発活動を行う	35.8%
民間が管理する施設型共同墓への移転を促す	30.6%
墓地を必要としない自然葬を普及する	20.9%
その他	4.2%
無回答	8.4%

## (5) 墓地需要予測・調査から見た課題

平成24年から平成43年の20年間での市民の浦添市内における墓地需要予測は3,672基であり、公共が管理する霊園の需要予測は1,661基(45.2%)で、個人・家族・親族での墓地の取得需要予測の1,497基(40.8%)を上回る。種類別墓地需要予測では家族墓の需要予測が2,231基(60.8%)でもっとも多いものの、施設型共同墓も826基(22.5%)見られる。

しかし、既に浦添市内で墓地を取得している方と、新たに浦添市内で墓地を取得したいと希望する方の、墓地の管理形態や種類を比較すると、墓地の管理形態では「個人・家族・親族で取得」は前者に対し後者が32.3ポイント減少しており、「公共が管理する霊園」は前者に対し後者が29.0ポイント増

加している。墓地の種類では、「家族墓」は前者に対し後者が21.5ポイント減少しており、「施設型共同墓」は前者に対し後者が21.0ポイント増加している。

現在の墓地は「個人・家族・親族が取得した家族墓」が圧倒的に多いが、今後は「公共が管理する施設型共同墓」を求める方が増えることが予想され、これら市民の墓地需要予測の変化への対応も求められる。

図表 7-9 既に浦添市内で取得している方と新たに浦添市内で取得を希望する方の墓地の管理形態

アンケート問 2：既に浦添市内で取得している方		アンケート問 6×問 6-4：新たに浦添市内で取得を希望する方	
個人・家族・親族で取得	73.1%	個人・家族・親族で取得	40.8%
民間が管理する霊園	5.4%	民間が管理する霊園	5.7%
お寺の納骨堂	1.5%	お寺の納骨堂	1.9%
公共が管理する霊園	16.2%	公共が管理する霊園	45.2%
その他	3.8%	その他	3.8%
—	—	無回答	2.5%

図表 7-10 既に浦添市内で取得している方と新たに浦添市内で取得を希望する方の墓地の種類

アンケート問 2-2:既に浦添市内で取得している方		アンケート問 6-3×問 6-4：新たに浦添市内で取得を希望する方	
家族墓	82.3%	家族墓	60.8%
門中墓	6.2%	門中墓	9.6%
兄弟墓	7.7%	兄弟墓	4.8%
模合墓	0.0%	模合墓	0.0%
施設型共同墓	1.5%	施設型共同墓	22.5%
その他	0.0%	その他	1.4%
無回答	2.3%	無回答	1.0%



## 2 課題整理

それぞれの調査結果の分析から導き出された墓地に関する課題は以下のように整理される。

### (1) 墓地の規制・誘導

墓地について「特に何も感じない」との意見が最も多いものの、「住環境へ支障がある」との意見も多い。これは、人口増加及び世帯分化に伴う市街地の拡大と家族墓の増加により、市街地と墓地が混在すること及び墓地の管理（清掃等）状況による住環境の悪化が原因であると考えられる。市街地化された浦添市において、今後も無秩序に墓地が立地されることは、さらに住環境への支障をきたす恐れがある。

市街地と墓地との混在を避けるため、墓地の立地を許容する墓地区域及び制限する禁止区域の設定を望む市民意向は強い。また、墓地禁止区域を設定した場所にある既存墓地の移転も将来的な課題として挙げられる。墓地の管理（清掃等）状況については、清掃や緑化等の維持管理の向上が求められる。

また、門中墓などの伝統的な沖縄の墓地形態や葬送文化の継承を望む意見も多い。

そのため、市民意向を踏まえつつ、市の関連計画と整合した、適切な墓地の規制・誘導を図る必要がある。

### (2) 公営墓地整備

墓地需要予測・調査では、管理形態別の浦添市内における墓地需要予測は、公共が管理する霊園の需要予測が最も高い。また、墓地意向調査においても、今後の墓地需要を見据え民間よりも公共による霊園整備を求める意向が強い。しかし、浦添市は市街化の進行が顕著であり、ある程度まとまった規模の墓地用地をすぐに確保することが厳しく、大規模な公営墓地整備は困難である。

墓地の種類別の需要予測は、家族墓が最も高いが、次いで施設型共同墓も高い。また、継承者がいなくても安心して永代供養をしてくれる施設型共同墓など新たな管理形態を望む市民意向も高い。

そのため、浦添市の実情及び市民意向を踏まえた公営墓地整備について検討する必要がある。

### (3) 無許可・無縁墓地対策

墓地を造る（経営する）場合に知事の許可が必要であること（墓地埋葬法）に対する認知度が低いため、無許可で墓地が造られている現状がある。無許可で墓地が造られることは、墓地の規制・誘導を進めていく上で大きな支障をきたす。市民意向としては、無許可墓地への対策として啓発活動や罰則、取り締まりが望まれている。

世帯分化に伴う家族墓の増加と少子高齢化及び高齢者世帯の増加に伴い、継承者不在となる無縁墓地の増加が予想される。また、墓地意向調査においても、新たに墓地の取得を希望する方に継承者不在の傾向がある。無縁墓地は継承者不在のため、適切な管理がされず住環境の悪化をきたす。無縁墓地対策に対する意向としては、公共が管理する施設型共同墓への移転を促すことが望まれている。

そのため、市民意向を踏まえ、また公営墓地整備と連動した無許可・無縁墓地対策を図る必要がある。



## 第 8 章 基本方針



## ◆ 第8章 基本方針

### 1 基本方針について

#### (1) 墓地の規制・誘導

浦添市は大半が市街地化されており、無秩序な墓地の立地は住環境を阻害し、今後の都市計画に支障をきたす恐れがある。墓地の乱立を防ぎ住環境の保全及び都市計画の推進を図るため、墓地の規制・誘導を行う必要がある。

#### <墓地禁止区域>

墓地の規制・誘導の方向性として、墓地の立地を許容する墓地区域と墓地の立地を制限する墓地禁止区域の設定が考えられる。しかし、特定の地域に墓地区域を設けると、墓地の集積が進み周辺住民に大きな負担を強いることから、墓地区域の設定は行わず墓地禁止区域の設定のみを行う。

墓地禁止区域の設定については都市マスタープラン及び景観まちづくり計画等との関わりが大きいため、市関連計画との整合を図るものとする。

#### <既存墓地の扱い>

墓地禁止区域内にある既存墓地については、永続的に管理ができ集積を図ることが可能な公営墓地に誘導することが望ましい。そのため、施設型共同墓や公営墓地の整備時には移転を促すための優遇措置等の検討を行う。

一方、伝統的な沖縄の墓地形態や葬送文化を継承したいといった市民意識が高いことから、永続的な管理が見込める門中墓や地域の共同墓地については存続を促すことが必要である。

また、既存墓地の中には住環境を阻害する要因となる墓地もあることから、清掃や緑化等による墓地を適正に維持管理する制度の確立が必要である。

#### 1) 個人墓地の規制・誘導

浦添市内の既存墓地は、個人墓地が3,737基と全体(6,952基)の54%を占める。また、今後20年間の市民の墓地需要では個人墓地を求める方が1,497基と全体需要(3,672基)の41%を占めるなど、公営墓地に対する需要1,661基(45%)に次いで墓地需要は高い。しかし、個人墓地への需要が高い一方で、墓地の規制を求める市民意向も高い。なお、墓地需要については、市外在住者の墓地立地も見られる。近年の墓地申請件数のうち約44%は市外在住者であることから、市外からの墓地需要が20年間で約2,900基と想定される。

これまで、個人墓地の乱立が進み、住環境及び都市計画に影響を与えてきた背景には、市民の墓地需要を受け入れる公営墓地の設置がされなかったことと、沖縄県の「墓地、埋葬等に関する法律施行細則」において、工事完成届出及び墓地の構造基準、墓地の設置場所等について規制がなかったことが考えられる。

そのため、個人墓地の規制・誘導の方向性としては、市民の宗教的感情及び本市の実情(公営墓地の設置状況、市民の墓地需要)をかんがみ、個人墓地の設置を認めるものの、地域の住環境の保全及び都

市計画の推進を図るため、個人墓地の設置を認めない個人墓地禁止区域の設定を行う。

なお、個人墓地の立地を認める区域についても工事完成届及び墓地の構造基準、墓地の設置場所等について規制を設ける。

## 2) 法人墓地の規制・誘導

浦添市の公営墓地は、公共事業に伴う個人墓地の移転用として利用しており、既に満杯状態にある。そのため、法人墓地が市民の墓地需要を担っている現状がある。しかし一方で、他府県では墓地には非営利性や永続的な経営が求められているにもかかわらず、名義貸しなど営利企業による墓地の乱開発や、開発後に管理を放棄する事例も発生している。

法人墓地の規制・誘導の方向性としては、沖縄県の「墓地、埋葬等に関する法律施行細則」において、経営主体の条件として「県内に主たる事務所又は従たる事務所を有するもの」を挙げているが、本市に権限移譲後は「県内」を「市内」に改め、経営者の非営利性及び継続性を審査、監視することが必要である。また、法人墓地内において無縁墓地が発生すると管理料を徴収できず、永続的な墓地経営に支障をきたす可能性がある。そのため、法人墓地内に無縁化した墓地の遺骨を納める合葬墓の設置を義務づける。

### (2) 公営墓地整備

市民に望まれる公営墓地の整備を進めるに当たっては、墳墓形態を踏まえた多様な墓地需要を考慮し、短期的な対応と中長期的な対応を進めていく必要がある。

#### 1) 短期的な対応

緊急性の高い課題は墓地需要への対応である。

ある程度まとまった規模の墓地用地をすぐに確保することが厳しい状況の中で、考えられる具体的な方策としては、比較的狭い面積で多くの遺骨を納めることが可能な施設型共同墓が望ましく、これらの整備について検討する。

#### 2) 中長期的な対応

家族墓等の多様な墓地需要への対応が将来的な課題として挙げられる。

しかし、これらの墳墓形態は規模が大きく、ある程度まとまった規模の墓地用地の確保が必要であることから、一定規模以上の公有地や牧港補給地区跡地における公営墓地の整備について検討する。

### (3) 無許可・無縁墓地対策

#### 1) 無許可墓地対策

無許可で墓地が造られる背景には、墓地を造る（経営する）には知事の許可が必要であること（墓地埋葬法）に対する認知度が低いことや無許可墓地建設時の発見が難しいことが挙げられる。無許可で墓地が造られることは、墓地の規制・誘導を進めていく本市の墓地行政に大きな支障をきたすことになる。

このような無許可墓地対策として、本市の墓地事情は近隣市町村からの墓地立地が多くあることから、近隣市町村及び県とともに墓地埋葬法の普及啓発に努める。

また、墓地申請前には、建設予定地へ建設計画の概要を記載した標識の設置を義務づける。そのことにより、標識の有無で無許可墓地を見極めることができ、行政及び市民一体となった取り締まり体制の強化を図る。

また、標識の設置等の手続きの実行性を確保するため、市の条例に公表制度や罰則規定を盛り込むことを検討する。

## 2) 無縁墓地対策

少子高齢化に伴い継承者のいない家族墓が増え、管理者のいない無縁墓地の増加が懸念される。無縁墓地は、不法投棄等により周辺地域に対し公衆衛生面で大きな支障をもたらす。

このような無縁化の可能性のある墓地に対しては、施設型共同墓や公営墓地整備後に移転を促す啓発活動を行うとともに、既に無縁化している墓地に対し、受け入れ先となる施設や制度の検討を行う必要がある。

また、継承時には「新たな継承者」を届け出ることにより無縁化を阻止する制度の確立が必要である。さらに、既存の無許可墓地についても現経営者を把握する必要性があることから、事後申請の制度について検討する。

## 2 個別方針について

### (1) 墓地の規制・誘導

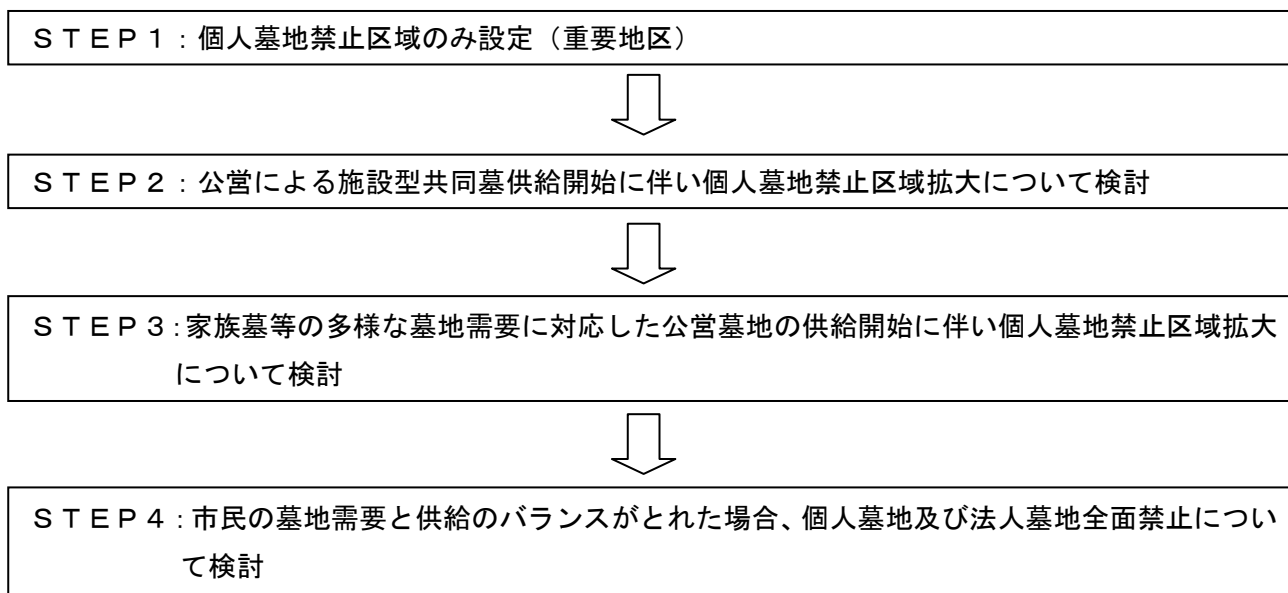
#### 1) 個人墓地禁止区域

墓地経営者に関する墓地埋葬法等の解釈では、そもそも個人が墓地経営を行うことを想定しておらず、個人墓地については、公営墓地等の設置状況や地理的条件等やむを得ない場合に許可を与えても差し支えないとしている。本県では、独自の葬送文化及び公営墓地等が利用できない等、やむを得ない事情があるとして個人による墓地経営を認めてきた経緯がある。また、沖縄県の「墓地、埋葬等に関する法律施行細則」において個人墓地については設置場所の規制がないため、無秩序な個人墓地の立地が進み住宅と墓地が混在する市街地が形成された。そのため、個人墓地の規制を望む市民意向は高い。

本市の墓地施策の柱となる個人墓地禁止区域の指定に向けては、公営墓地を整備し市民の墓地需要に対する受け皿を設けておくことが望ましが、公営墓地の整備については期間を要する。この間、平成24年4月に墓地等の許可に関する権限移譲を受けることになり、近隣市町村では墓地禁止区域などの墓地施策が実施され、本市に市外からの墓地需要が流れ込む恐れがある。本市の墓地問題は急を要する。

このため、個人墓地禁止区域を以下の段階を経て設定し、緊急を要する墓地問題への早急な対応を図るものとする。

図表 8-1 浦添市墓地基本計画の推進フロー



#### 2) 個人墓地禁止区域の設定 (重要地区)

現状の墓地問題解決に向けた取り組みを早急にスタートさせるため、条例制定と併せて個人墓地禁止区域を設定し施行する。

なお、市民の墓地需要に対処する公営墓地の整備が行われていないことに配慮し、個人墓地禁止区域は必要最小限の地区とする。具体的には、墓地が集積していない地区（その地区への墓地需要は低い）



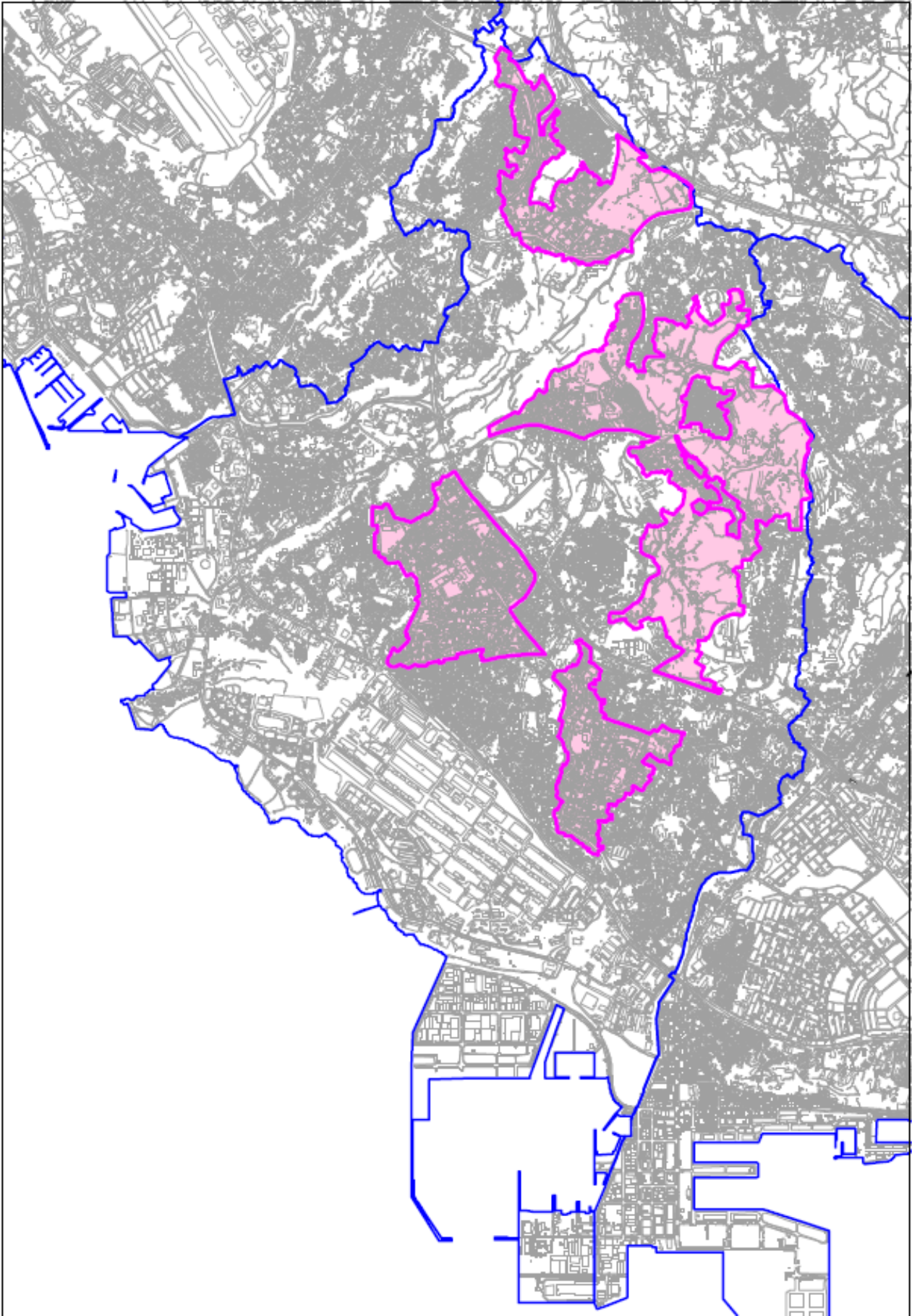
かつ、良好なまちづくりを推進する地区として土地区画整理事業地区（事業完了・事業中・計画中の地区を対象とする、但し墓地街区を除く）や景観計画等関連地区（浦添グスクを中心に景観に配慮すべきバッファーゾーンを含む）及びモノレール最終駅周辺地区を対象とする。

施設型共同墓や公営墓地の整備に伴う墓地禁止区域の拡大については、整備が行われる時点において改めて検討する。また、浦添市墓地基本計画を推進するため、概ね5年以内に施設型共同墓の整備を目指す。

図表 8-2 個人墓地禁止区域

対象項目	対象地区	禁止区域
土地区画整理事業	大宮土地区画整理地区、北経塚土地区画整理地区、西原土地区画整理地区、城間伊祖土地区画整理地区、宮城仲西土地区画整理地区、伊祖土地区画整理地区、南第一土地区画整理地区、南第二土地区画整理地区	各区画整理事業地区とする。
景観計画	浦添グスク周辺地区指定エリア	浦添グスクを中心地したエリアで、景観への配慮が必要な地区、具体的には道路等の地形地物や市街化区域により区域を設定する。
モノレール最終駅	モノレール最終駅周辺地区	県道241号線、県道38号線、沖縄自動車道で囲まれた市街化調整区域とする。

图表 8-3 个人墓地禁止区域图 (STEP 1)



### 3) 個人墓地禁止区域以外の地区

個人墓地禁止区域以外の地区においても無秩序な墓地の立地を認めるのではなく、条例で定める基準等に則った規制を行う。

### 4) 個人墓地の面積制限

沖縄県の「墓地等の許可申請に関する事務取扱要領」において、個人墓地は「墳墓1基の設置に必要な最小限の面積（概ね30平方メートル以下を目安）とする。」としている。一方、墓地意向調査によると、希望する墓地の規模は7割以上の方が6坪（約20平方メートル）以下と答えている。また、本市の面積は約19平方キロメートルと狭く更に、大半が市街化しているため住環境の保全及び都市計画の推進を図るためには、さらなる面積制限が必要となる。このため、個人墓地の面積制限について今後検討を行う。

### 5) 法人墓地禁止区域

個人墓地の散在化が本市における一番の問題であり、法人墓地は墓地の集積が図れるものであることから、法人墓地については禁止区域を設けず条例で定める基準に則った規制を行う。

なお、法人墓地の立地が問題になるようであれば、法人墓地禁止区域についても今後検討する。

## (2) 公営墓地整備

公営墓地については、市民の墓地需要から施設型共同墓と家族墓等の多様な墓地需要を受け入れる公営墓地の両方が求められる。このため、施設型共同墓と公営墓地の整備についての方向を整理する。

### 1) 施設型共同墓

#### ①候補地

本市の良好な住環境を保全し都市計画を推進するためには、墓地基本計画の推進が不可欠である。そのため、早急にSTEP2への移行が求められる。個人墓地禁止区域の拡大（STEP2）は施設型共同墓への誘導によって成り立つことから、施設型共同墓の整備は急を要する。そのため、概ね5年以内の整備を目指す。このような状況に対応できる場所としては、浦添墓地公園内や南第一土地区画整理事業地区内の墓地街区が候補地として挙げられる。

#### ②整備のあり方

##### ア. 基本的な考え方

本市の墓地需要は、個人による家族墓から公共が管理する施設型共同墓へと移行しつつあるが、依然として、家族墓を求める方が6割を超えている。（施設型共同墓は約2割）市域の大半が市街化し、わずかに残された市街化調整区域においても新たなまちづくりや公園整備が計画されるなか、本市において永続的に個人墓地を許容することは困難である。よって、施設型共同墓利用へと市民の意向を促す必要があり、今後整備する施設型共同墓が多くの人に受け入れられることが重要である。このため、施設型共同墓の整備については、多くの市民が望んでいる伝統的な沖縄の葬送文化が継承できる形態をと

りつつ、市民が誇れる墓地となるよう配慮する必要がある。

#### イ. 墓地規模・形態

##### <規模>

先進自治体の事例から、コンパクトに遺骨を納めた場合の延べ床面積は 100~200 m<sup>2</sup>、敷地は 1,000 m<sup>2</sup>（駐車場を除く）程度となっている。しかし、沖縄の墓参りの形態に配慮した場合、もう少し大きな用地が必要になると考えられる。

##### <沖縄の葬送文化の継承>

沖縄の墓参りの特徴は、清明際と墳墓の前で親族や家族がそろって会食することにある。

清明際の期間には相当数の参拝者が予想される。このため、参拝者がお供え物を広げ会食できる、十分な広さの前庭を確保する必要がある。また、十分な駐車場も必要となるが、清明際など特定の期間に集中することから他の施設との共同利用が望ましい。

#### ウ. 施設型共同墓の利用形態

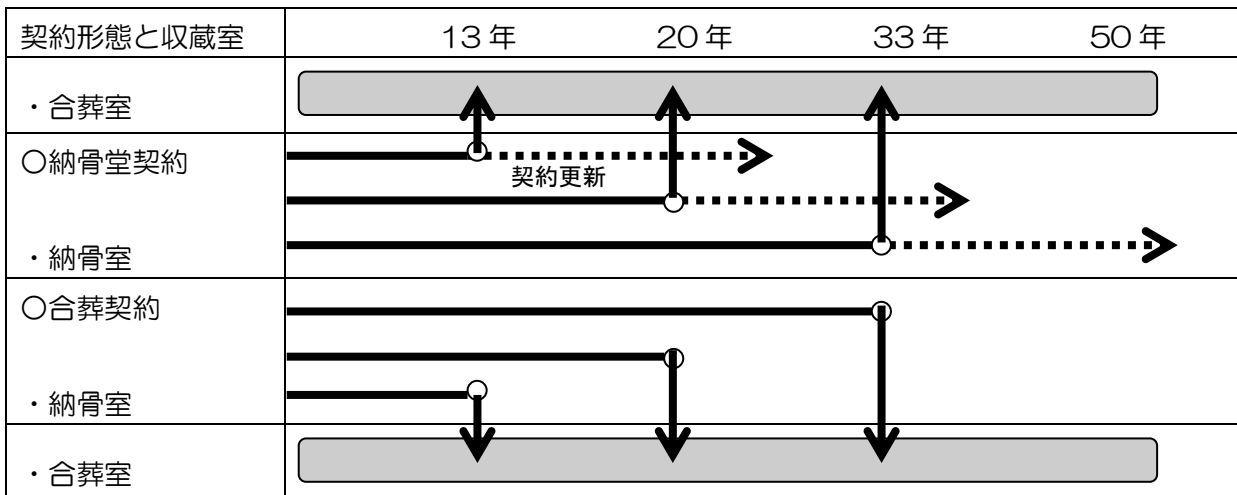
##### <利用者>

施設型共同墓の利用者は原則市民とする。但し、個人墓地禁止区域内の既存墓地を移転する際に施設型共同墓を利用する方は、市外の方でも受け入れることを検討する。

##### <施設の利用形態>

施設型共同墓は、将来の需要を想定し基本合葬タイプとする。但し、アンケートでは約 37%が合葬を受け入れているが、納骨のみを希望する方も約 47%見られることから、一定期間納骨し契約が切れた時点で、その後合葬するか再度納骨の契約を行うかを選択する契約更新制度を導入するなど運用の工夫が求められる。また、納骨期間中に継承者が不在となった場合は合葬に移すことも検討する必要がある。合葬タイプにおいても、すぐに合葬するのではなく一定期間納骨しその後、合葬することが望ましい。

図表 8-4 契約タイプと収蔵室



### ＜参拝＞

参拝については、施設の小規模化を図る観点から共同参拝のみとし、共同参拝所では、複数の参拝場を設け、沖縄の伝統的な墓参りができるよう、焼香や供物をお供えするスペースを確保する。また、施設の小規模化のため納骨室や合葬室への立ち入りは原則禁じる事が望ましい。

### ＜施設の構成＞

施設型共同墓は、墳墓（納骨室、合葬室）、共同参拝所、中庭によって構成される。

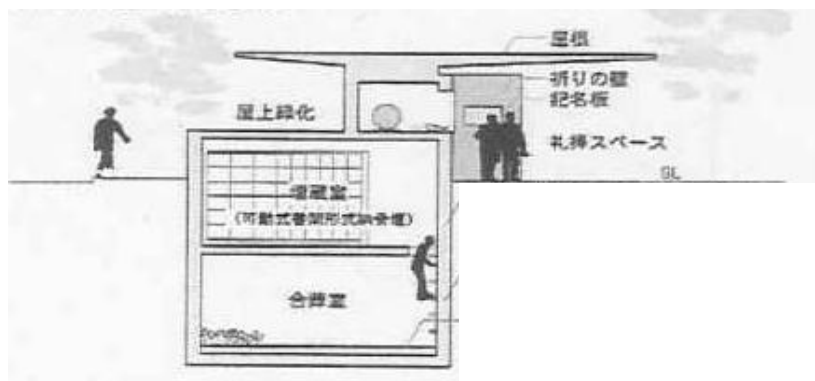
納骨室は、納骨契約や合葬契約を行った遺骨を一定期間納める場所で、納骨率を上げるためコンパクトな納骨棚へ遺骨を保管する。参拝は共同参拝所で行う。

合葬室は、納骨室で一定期間納めた遺骨を、契約期間終了とともに骨壺から麻袋等へ移し替えコンパクトにして合葬する部屋である。沖縄の門中墓に見られる形態を取るなら土にかえす方法も考えられる。

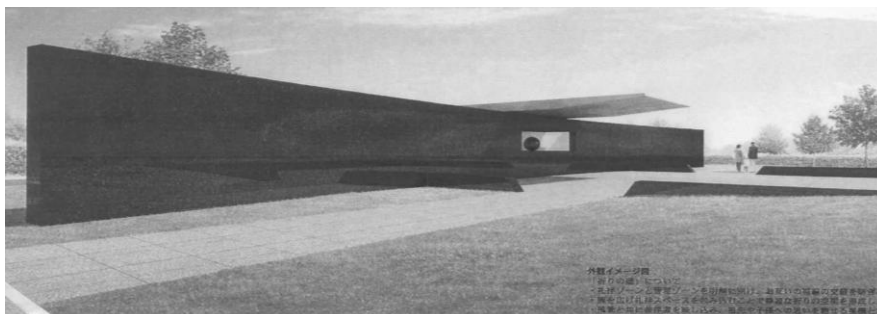
共同参拝所は、前述したように沖縄の伝統的な墓参りに対処したスペースを複数設ける。多くの方が利用することから、焼香や供物の後処理等のルール形成が必要になる。

中庭は、参拝を済ませた後、親族や家族が祖先を偲びながら互いの近況報告を行うなどコミュニケーションの場としても重要であることから、参拝者がゆっくりとくつろげる空間整備が求められる。また、多くの方が集うことから中庭利用のルール作りも求められる。

図表 8-5 先進自治体の施設型共同墓（地下式）



施設断面図（峰山霊園）



イメージ図（峰山霊園）

## 2) 公営墓地

### ①候補地

公営墓地については、家族墓等の多様な墓地需要の受け皿となることから、ある程度の規模が求められる。そのため、一定規模以上の公有地や牧港補給地区跡地等が候補地として考えられる。

### ②整備のあり方

近年、周辺環境に配慮した公営墓地の整備が進められており、本市においても環境や景観に配慮した新たな公営墓地の整備について検討する必要がある。

また、浦添市には都市計画事業で整備された浦添墓地公園などがあるが、公営墓地の整備については幾つかの事業手法があり、これらの事業と市の財政負担などについて整理を行う。

### ア. 整備手法

整備手法については、都市計画事業の墓園整備に限らず、市が独自に行う霊園整備も考えられる。霊園整備は基本的に受益者負担となり、霊園整備に要した費用は利用者が負担する。

市単費による霊園整備の場合、早期に用地を処分（使用権の売却）することが利子負担を軽減するためにも重要となる。このため、生前契約（生きている方が将来のために使用権を購入）を取り入れることも考えられる。また、財政負担を軽減するため、需要に応じて段階的整備を行うことが望ましい。

※使用権とは、土地の所有権をかうのではなく、その土地を墓地として使用する権利をかうこと。使用期限経過後に使用者が更新を行わない場合は、市に権利が戻り新たに別の方に使用権を販売することができる。

図表 8-6 墓園整備及び霊園整備のメリット、デメリット

	メリット	デメリット
都市計画事業の墓園整備	国の補助が受けられるため財政的には持ち出しが減る。	緑被率 60%を確保するため、広大な敷地面積が必要になる。
市単費による霊園整備	緑被率について厳しい規制がなく、敷地面積を抑えることができる。	市が全額負担しなければならないため持ち出しは大きい。しかし、受益者負担により回収できる。

### イ. 墓地の規模

沖縄は家族墓が主流であるが、その規模は小さくなっている。浦添墓地公園は平均区画が 13 m<sup>2</sup>であるが、県内の民間霊園では、1 m<sup>2</sup> (180 万円)、1.7 m<sup>2</sup> (240 万円)、3 m<sup>2</sup> (350 万円)、3.5 m<sup>2</sup> (390 万円)、4.5 m<sup>2</sup> (480 万円)、6 m<sup>2</sup> (620 万円)、7 m<sup>2</sup> (680 万円) の区画となっている。(価格には使用料、管理料、石碑などの代金を含む)

これにより、今後整備する墓地については、従来の 13 m<sup>2</sup>より小さな区画で十分と考えられる。仮に半分の 6.5 m<sup>2</sup>とした場合、需要から算出される規模は公営墓地に家族墓等を希望する方の区画総面積は 7,313 m<sup>2</sup>となる。

また、今後、STEP3 における個人墓地禁止区域拡大及び STEP4 における個人墓地及び法人墓地全面禁止を行うためには、個人による墓地取得需要及び民間への墓地需要を考慮する必要がある。個人による墓地取得を希望されている方の区画総面積は 8,834 m<sup>2</sup>となり、民間霊園に家族墓等を希望する方

の区画総面積は910㎡となる。合わせて17,056㎡の区画面積が必要となる。さらに、この区画面積には、緑地、駐車場、管理棟等は含まれていないため、さらなる面積が必要である。

図表 8-7 霊園規模（区画のみ）算出

墓地管理形態	①家族墓等の基数(基)	②単位面積 (㎡)	③総区画面積 (①×②)
公営墓地	1,125	6.5	7,313㎡
個人、家族、親族	1,354	6.5	8,834㎡
民間霊園	140	6.5	910㎡
計	2,624	6.5	17,056㎡

#### ウ. 墓地の形態

墓地の形態については沖縄では家型の墳墓が多いが、本土では芝生型墓地や立体墓地等が見られる。このような墓地は高さが低く、景観的に良いことから、周辺地域への理解が得られやすい。墓地公園を整備する際には、芝生型墓地や立体墓地等に対する需要調査を行い、実施に移していくことが求められる。

#### <芝生型墓地（峰山霊園）>

- ・全体が芝生広場のような開放感に溢れた明るい空間になっている。
- ・墳墓の規格は、高さ50cm、幅80cm、奥行き90cmとしている。
- ・墓碑に家名を表示する場合は、墓所使用者又は埋蔵されている方のいずれかとしている。

図表 8-8 先進自治体の墓地公園（芝生型墓地）のイメージ図



芝生型墓地全景



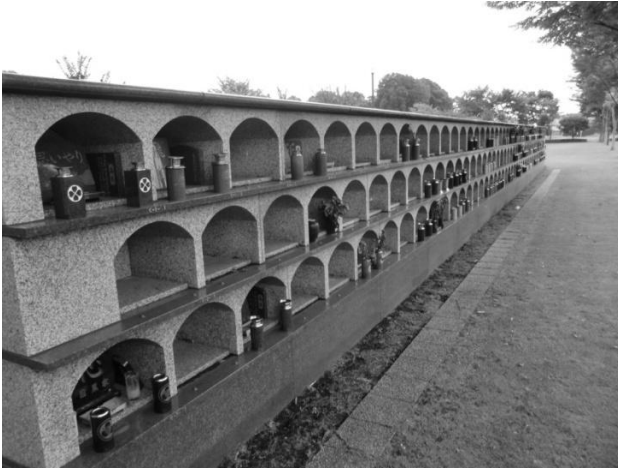
芝生型墓地近景



<立体墓地（思い出の里）>

- ・ 基数確保と比較的低価格の墓地を供給するための3段型壁墓地。
- ・ 3段積みの石壁をドーム状（カマボコ型）に横穴をくり貫き、そのくり貫いた部分に遺骨を納める形の立体式墓地。

図表 8-9 先進自治体の墓地公園（立体墓地）の写真



立体墓地全景



立体墓地



### (3) 無許可・無縁墓地対策

#### 1) 無許可墓地対策

アンケート調査では、墓地を造る（経営する）場合は知事の許可が必要であること（墓地埋葬法）を知らない方が約6割弱みられた。また、平成8年度県調査と平成23年度墓地実態調査の結果、15年間に約2,600基の墓地が増加していた。この間の許可申請と比べると、多くの無許可墓地が造られたものと思われる。

無許可墓地が造られる背景には、墓地を造る（経営する）場合は知事の許可が必要であること（墓地埋葬法）の認知度が低いこと及び、無許可で墓地開発を行う業者による墓地の乱開発が上げられる。そのため、無許可墓地とは知らずに購入し、そのまま無許可墓地の経営者となる方が発生している。また、墳墓は土地造成後2～3日で完成してしまうことから、早期発見が難しい。

このような無許可墓地を放置しておく、墓地の規制・誘導策も意味をなさなくなる。このため、無許可墓地については次のような対策を講じる。

※平成24年4月1日より、墓地等の経営許可権限について県から浦添市に権限移譲がなされる。

#### <近隣市町村及び県と一体となった普及啓発>

無許可墓地対策としては、まず浦添市内で墓地を造る（経営する）場合は浦添市長の許可が必要であること（墓地埋葬法）の認知度を上げるための普及啓発活動が重要となる。このとき、本市に墓地を求めている方には近隣市町村の方も多く見られることから、近隣市町村や県と一体となった取り組みに努める。

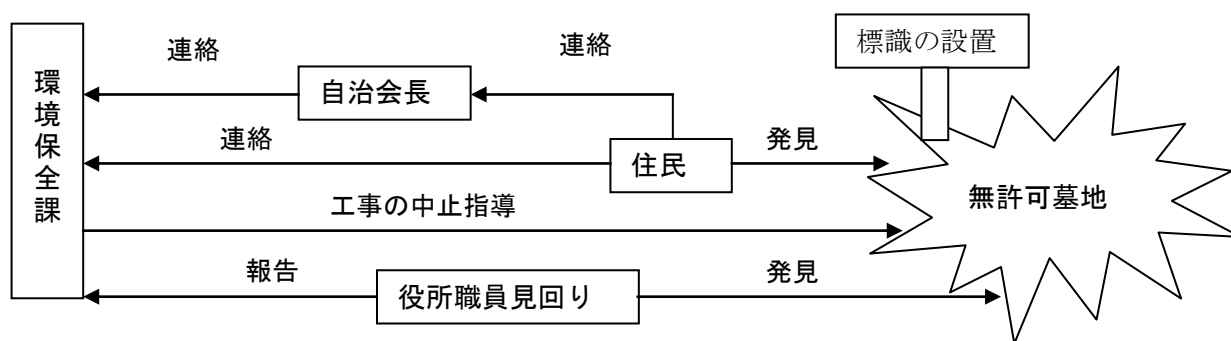
#### <地域監視体制の確立>

墳墓は土地造成後2～3日で完成してしまうことから、造成期間中の早期発見が重要となる。一方、地域の方が造成期間中の墳墓を見ても、許可の有無を判断するのは困難で、行政のみによる監視体制にも限界がある。そのため、墓地申請前には建設予定地へ建設計画の概要を記載した標識の設置を義務づける。標識の有無で許可の有無を見極めることができ、付近住民からの通報を受けやすくする。

#### <実行性の確保>

無許可墓地の発見には、標識の設置等の手続きがしっかりと実施されることが重要である。そのため、手続きの実行性を確保する手段として、市の条例に公表制度や罰則規定を盛り込むことを検討する。

図表 8-10 地域監視体制のイメージ



### <既存の無許可墓地対策>

既存の無許可墓地については相当数あることが予想される。そのまま放置することは、無縁墓地対策に影響がでる。そのため、既存の無許可墓地に対しては事後申請の制度を検討する。

### 2) 無縁墓地対策

本市には、民間霊園や公営墓地以外に 3,737 基の個人墓地が立地しており、この内、何年も管理されていない墓地が 300 基（区画整理事業による空き墓が約 100 基あり、実質は 200 基程度）見られる。アンケートの結果では、今後とも約 4 割の方が個人で墓地を求めたいとしている。一方、少子化により墓地の継承者が益々減少することが予想され、無縁墓地が増加することが懸念される。

管理されない無縁墓地は周辺の公衆衛生を著しく悪化させる要因となることから、無縁墓地に対しては次のような対策を講じる。

#### <安心して利用できる永代使用の墓地への移行>

個人による家族墓の取得を希望する方々に対し、施設型共同墓や公営墓地整備後に継承者問題を周知するなど、安心して利用できる永代使用墓地への移行を促す。

#### <既存の無縁墓地の集約>

本市には、既に無縁化していると思われる墓地がある。これら無縁墓地に対し、受け入れ先となる施設や制度の整備を検討する。

#### <継承者の届出制度の確立>

無縁化を防ぐ手立てとして、墓地の経営者を把握することが重要となる。このため、条例により経営者が代わる場合の地位継承者の届出を検討する。

### 3 浦添市墓地基本計画の推進について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号）（第2次一括法）が平成23年8月26日に成立し、平成23年8月30日に公布された。第2次一括法第24条は「墓地、埋葬等に関する法律の一部改正」であり、平成24年4月1日より墓地、納骨堂及び火葬場の経営の許可、許可の取消その他の監督権限を都道府県知事からすべての市の市長及び特別区の区長へ移譲することとなった。

浦添市では、権限移譲を機に本市の実情に沿った適正な墓地行政の推進が必要であると考え、平成23年4月～10月に（財）地方自治研究機構との共同調査事業である「浦添市における住環境整備に関する調査研究～浦添市における墓地行政について～」を実施し、平成23年11月～平成24年3月に本市の墓地行政の基本的な方向性を示す「浦添市墓地基本計画」を策定した。

さらに、平成24年度には本計画を推進及び展開する際の根拠となる本市の独自条例「浦添市墓地等の経営の許可等に関する条例（仮称）」を制定予定である。

条例の制定と合わせて、墓地禁止区域を施行し本市の墓地行政の推進を図るものとする。



## 資料編



## 1. 委員会、部会名簿

## ＜浦添市墓地行政検討委員会＞

氏名	所属・肩書
だ な まさゆき 田名 真之	沖縄国際大学 総合文化学部 社会文化学科 教授
つつみ じゅんいちろう 堤 純一郎	琉球大学 工学部 環境建設工学科 教授
かみやま こうせい 神山 高成	浦添市自治会長会 副会長
なかにし いくよ 仲西 郁代	浦添市婦人連合会 会長
ぎ ま しんぜん 儀間 真善	浦添市老人クラブ連合会 副会長
あらかき ひろし 新垣 浩	浦添市 市民部長
のぐち ひろゆき 野口 広行	浦添市 企画部長
めかる ひでもり 銘苅 秀盛	浦添市 都市建設部長

(順不同)

## ＜浦添市墓地行政検討部会＞

氏名	所属・肩書
新垣 浩	市民部長
名城 政剛	環境保全課長
宇根 弘	企画課長
金城 英喜	都市計画課長
登野城 寛	景観まちづくり室長
秋田 繁一	美らまち推進課長
友寄 賢二	建築課長
安里 慶宏	区画整理課長
饒辺 稔	道路課長
上間 好秀	下水道課長
當間 眞榮	文化課長

<浦添市墓地行政作業部会>

氏名	所属・肩書
仲里 勝成	環境保全課 環境保全係長
島澤 喜昇	環境保全課 環境整備係長
仲村 正夫	企画課 企画係技査
又吉 昭文	都市計画課 都市計画係技査
嘉手納 良昭	景観まちづくり室 景観まちづくり技査
比嘉 秀充	美らまち推進課 花・みどり推進係技査
徳永 徹	建築課 審査係技査
比嘉 徹	区画整理課 工事第1係長
伊波 光男	道路課 維持管理係長
赤嶺 政勝	下水道課 維持管理係長
松川 章	文化課 文化財係長



## 2. 規則、要綱

### (1) 浦添市墓地行政検討委員会規則

(平成 23 年 3 月 29 日規則第 10 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、浦添市附属機関設置に関する条例（昭和 47 年条例第 4 号）第 3 条の規定に基づき、浦添市墓地行政検討委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

[浦添市附属機関設置に関する条例（昭和 47 年条例第 4 号）第 3 条]

(任務)

第 2 条 委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 市長の諮問に応じて、浦添市墓地基本計画について調査審議し、答申すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、墓地行政に関する事項について、調査審議すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係団体を代表する者
- (4) 市職員
- (5) その他市長が必要があると認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、会議における審議の参考に供するため必要があると認める場合には、委員でない者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、市民部環境保全課において処理する。

(雑則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(浦添市墓地整備基本計画検討委員会規則の廃止)

2 浦添市墓地整備基本計画検討委員会規則（平成 13 年規則第 9 号）は、廃止する。

(会議の招集に関する特例)

3 この規則の施行の後最初に開かれる委員会の会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

## (2) 浦添市墓地行政検討部会設置要綱

### (設置)

第1条 浦添市墓地基本計画及び墓地行政に関する事項を検討し、まちづくり諸施策との整合性を図る相互調整を行い、もって浦添市墓地基本計画の円滑な策定及び墓地行政の推進を図るため、浦添市墓地行政検討部会（以下「検討部会」という。）を設置する。

### (任務)

第2条 検討部会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 浦添市墓地基本計画について調査審議し、市長に報告すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、墓地行政に関する事項について、調査審議すること。

### (組織)

第3条 検討部会は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

2 検討部会の委員は、別に辞令を用いることなくその職に命じられた者とする。

### (部会長及び副部会長)

第4条 検討部会に部会長及び副部会長を置き、部会長に市民部長、副部会長に環境保全課長を充てる。

2 部会長は検討部会を代表し、会務を総理する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 検討部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

2 検討部会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 検討部会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 部会長は、会議における審議の参考に供するため必要があると認める場合には、委員でない者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

### (作業部会)

第6条 検討部会に提出する事項又は検討部会から求められた事項について調査及び研究するため、検討部会に作業部会を置く。

2 作業部会は、前項の規定による調査及び研究の結果を検討部会に報告する。

3 作業部会は、別表第2に掲げる職にある者をもって組織する。

4 作業部会の委員は、別に辞令を用いることなくその職に命じられた者とする。

5 作業部会に部会長及び副部会長を置き、部会長に環境保全課環境保全係長級、副部会長に環境保全課環境整備係長級を充てる。

6 部会長は作業部会を代表し、会務を総理する。

7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

8 作業部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

9 作業部会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

10 作業部会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

11 部会長は、会議における審議の参考に供するため必要があると認める場合には、委員でない者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

### (庶務)

第7条 検討部会の庶務は市民部環境保全課において処理する。

### (補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、検討部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年12月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月7日から施行する。

別表第1「検討部会」(第3条関係)

検 討 部 会 委 員	
所 属	職 名
市民部	部長
環境保全課	課長
企画課	課長
都市計画課	課長
景観まちづくり室	室長
美らまち推進課	課長
建築課	課長
区画整理課	課長
道路課	課長
下水道課	課長
文化課	課長

別表第2「作業部会」(第7条関係)

作 業 部 会 委 員	
所 属	職 名
環境保全課環境保全係	係長級
環境保全課環境整備係	係長級
企画課	係長級
都市計画課	係長級
景観まちづくり室	係長級
美らまち推進課	係長級
建築課	係長級
区画整理課	係長級
道路課	係長級
下水道課	係長級
文化課	係長級